

令和8年3月定例会

南伊豆町議会会議録

令和8年 2月25日 開会

令和8年 3月18日 閉会

南伊豆町議会

令和八年
三月
定例会
会

令和八年
三月
定例会
会

南伊豆町議
会
議
録

南伊豆町議
会
議
録

令和 8 年 3 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月25日)

| | |
|------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○開会宣告 | 3 |
| ○議事日程説明 | 3 |
| ○開議宣告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 4 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| ○施政方針、予算編成方針並びに行政報告 | 4 |
| ○一般質問 | 1 4 |
| 黒 田 利貴男 君 | 1 4 |
| 大 年 美 文 君 | 3 4 |
| 岩 田 稔 君 | 5 6 |
| ○散会宣告 | 7 1 |
| ○署名議員 | 7 3 |

第 2 号 (2月26日)

| | |
|------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 7 5 |
| ○本日の会議に付した事件 | 7 6 |
| ○出席議員 | 7 6 |
| ○欠席議員 | 7 6 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 7 6 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 7 7 |

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○開議宣告 | 7 8 |
| ○議事日程説明 | 7 8 |
| ○会議録署名議員の指名 | 7 8 |
| ○一般質問 | 7 8 |
| 宮 田 和 彦 君 | 7 9 |
| 稲 葉 勝 男 君 | 9 6 |
| ○報第 1 号の上程、説明、質疑 | 1 0 7 |
| ○諮第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 0 9 |
| ○議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 0 |
| ○議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 2 |
| ○議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 3 |
| ○議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 6 |
| ○議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 1 9 |
| ○議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 2 1 |
| ○議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 2 3 |
| ○議第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 2 4 |
| ○議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 0 |
| ○議第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 1 |
| ○議第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 5 |
| ○議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 6 |
| ○議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 7 |
| ○議第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 8 |
| ○議第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 4 9 |
| ○議第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 5 1 |
| ○議第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 5 2 |
| ○議第 2 9 号～議第 4 0 号までの一括上程、委員会付託 | 1 5 3 |
| ○散会宣告 | 1 5 3 |
| ○署名議員 | 1 5 5 |

| | |
|--|-------|
| ○議事日程 | 1 5 7 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 5 7 |
| ○出席議員 | 1 5 7 |
| ○欠席議員 | 1 5 8 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 | 1 5 8 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 1 5 8 |
| ○開議宣告 | 1 5 9 |
| ○議事日程説明 | 1 5 9 |
| ○会議録署名議員の指名 | 1 5 9 |
| ○議第 2 9 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 1 5 9 |
| ○議第 3 0 号～議第 3 2 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 1 6 1 |
| ○議第 3 3 号～議第 3 6 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 1 6 2 |
| ○議第 3 7 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 1 6 4 |
| ○議第 3 8 号～議第 4 0 号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 1 6 5 |
| ○各委員会の閉会中の継続調査申請書 | 1 6 7 |
| ○閉議及び閉会宣告 | 1 6 7 |
| ○署名議員 | 1 6 9 |

令和8年3月定例町議会

(第1日 2月25日)

令和8年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和8年2月25日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針、予算編成方針並びに行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程と同じ

出席議員(10名)

| | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 安藤 広和 君 | 2番 | 岩田 稔 君 |
| 3番 | 大年 美文 君 | 4番 | 黒田 利貴男 君 |
| 5番 | 渡邊 哲 君 | 6番 | 宮田 和彦 君 |
| 7番 | 比野下 文男 君 | 8番 | 長田 美喜彦 君 |
| 9番 | 稲葉 勝男 君 | 10番 | 清水 清一 君 |

欠席議員(1名)

11番 齋藤 要 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 町 長 | 岡部 克仁 君 | 副 町 長 | 渡邊 雅之 君 |
| 教 育 長 | 佐野 薫 君 | 総 務 課 長 | 勝田 智史 君 |
| 防 災 課 長 | 高野 克巳 君 | 企 画 課 長 | 山田 日好 君 |
| 地域整備課長 | 佐藤 禎明 君 | 商工観光課長 | 高橋 健一 君 |

| | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 町民課長 | 土屋秀久君 | 健康増進課長 | 宮本利江君 |
| 福祉介護課長 | 平山貴広君 | 教育委員会 教育事務局長 | 山口一実君 |
| 生活環境課長 | 廣田哲也君 | 会計管理者 | 菰田一郎君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤由紀子 | 係長 | 勝田恵子 |
|--------|-------|----|------|

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（比野下文男君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和8年3月南伊豆町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、齋藤要議員より議長宛てに本日の会議の欠席届が提出され受理されたことを報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（比野下文男君） それでは、議事日程は、印刷したとおりです。

◎開議宣告

○議長（比野下文男君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（比野下文男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 稲葉勝男君

10番議員 清水清一君

◎会期の決定

○議長（比野下文男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの22日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（比野下文男君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和7年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりです。各行事に参加したので報告します。

◎施政方針、予算編成方針並びに行政報告

○議長（比野下文男君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和8年南伊豆町議会3月定例会が開催され、新年度当初予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針とともに予算の概要を申し述べますので、町民の皆さま並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに。

我が国経済は、名目GDPが600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階

まで来ており、足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復しております。

しかしながら、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いております。

そうした中であって、米国関税措置に関する日米協議は合意に至ったものの、世界経済の先行きは不透明感があり、国内においても、少子化や地方の衰退といった早急に克服すべき構造的な課題を抱えております。

こうした状況に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「強い経済を実現する総合経済対策」を策定し、迅速かつ着実に関連施策を執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていくとしております。

また、昨年12月に閣議を経て発表された「令和8年度経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を図るに当たり、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的な財政出動により官民が協力し社会問題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保しながら雇用と所得を増やし、「強い経済」を実現していくとしております。

あわせて、「財政の持続可能性」及び「強い経済」の実現と財政健全化を両立させ、こうした一連の取組によって経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実現し、未来への不安が希望に変わり、安心できる社会の実現を目指すと結んでおります。

こうした中、地方では「地方創生」が開始されてから10年が経過し、様々な地域活性化策や移住・定住の促進などの取組を進めてまいりましたが、地方の人口減少や東京一極集中の流れを変えるに至っておりません。

本町においても人口減少による影響が様々な分野に現れており、公共交通の維持をはじめ、医療・福祉分野の人材確保、小規模事業者の事業承継など、地域の担い手不足により「まちの機能維持」が困難な状況に近づきつつありますので、国が進める「強い経済」を実現する総合経済対策に期待する一方で、持続可能で人々が住み続けられる地域づくりに向けた独自の取組を、町議会並びに町民の皆様とともに前へ進めてまいりたいと考えております。

施政方針。

全国の地方自治体で人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化し、それらへの対応が急務となっております。

加えて、公共インフラの老朽化への対応など、社会情勢の変化に伴い地方自治体に期待する役割は多様化・複雑化しており、持続可能な地域社会の実現に向け、DXの推進や公共施設の適正配置、広域連携など、行政の効率的かつ効果的な運営が自治体に求められております。

さらに、安全安心をハード・ソフトの両面で確保し、住民の暮らしを守るためには、激甚化・頻発化する自然災害に備えた防災・減災対策を講じるとともに、女性・若者・シニアなどが活躍できる環境をはじめ、地域の潜在力を生かした「まちづくり」を進める必要があると考えております。

本町の抱える多くの課題を克服し、活力ある地域社会を実現するために、引き続き、まちづくりの指針となる第6次南伊豆町総合計画に基づく主要施策を着実に遂行するとともに、町民ファーストの町政運営と誠実かつ謙虚な政治姿勢をもって皆様の負託にお答えすることを第一とし、「次世代を担うこどもたちが元気なまち、安心して暮らせるまち、町内34区が元気なまち、産業・地域経済が元気なまち、様々な分野の町民が元気なまち」の実現を目指しつつ、本町で生まれ育つ子供たちのために、そして全ての世代が安心して住み続けることができる持続可能な地域として未来につなげるために、町民の皆様並びに本議会からのさらなるご支援・ご協力を賜りながら、掲げた政策を確実に前へ進めてまいり所存であります。

次に、具体的な取組について申し上げます。

結婚、出産、子育て支援。

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域活動など様々な分野において深刻な影響を及ぼしていることから、地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図るとともに、結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援に加え、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、子供を産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会の実現が強く求められております。

このため、令和6年度には南伊豆認定こども園利用者負担金の無償化及び放課後児童クラブ利用者負担金軽減制度の導入を図り、こども園のICT化による保護者支援にも取り組んできたところであり、本年度は、「出産準備支援金給付事業」や「奨学金返還補助金」制度を新設したほか、高校生の通学費補助、こども医療費助成、インフルエンザ予防接種助成、結婚新生活支援補助金、出産・子育て応援給付金事業等を継続し、令和8年度では、出産祝金及び不妊治療費等助成金を拡充するなど、「妊娠から出産・子育て」における伴走型支援の推進をもって安心して生み育てることのできる環境づくりに注力してまいります。

教育環境の充実。

子供たちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来を自立的に生きるためには、個性に合わせた教育や資質・能力を育成する教育環境の充実が極めて重要とされる中、一定規模の生徒数を維持し、協働的な学びには多様な他者との交流が必須であり、他者と励ましあい切磋琢磨することで自己の資質や能力が伸長されるものであることから、本年4月、南伊豆中学校と南伊豆東中学校を1校に統合し新たに南伊豆中学校を開校いたします。

このため本年度は、統合に向けた準備として、南伊豆東中学校校舎及び屋内運動場の改修、特別教室への空調設備の設置や情報ネットワーク環境整備、防犯カメラの設置、グラウンド表土の入替え等を実施したほか、令和8年度には、統合に伴うスクールバス賃借及び運行委託、グラウンドの一部舗装化、駐輪場整備、トイレ改修等を予定するなど教育環境整備を推進いたします。

また、引き続きGIGAスクール構想に基づくICTを効果的に活用した教育やALT（英語指導助手）による外国語教育を推進し、教員の資質向上につながる研修や生徒指導等に係る諸問題には、スクールカウンセラーとの連携による迅速な対応を図るため、賀茂5町で共同設置する指導主事事業のさらなる推進に努めてまいります。

私は「子供は町の宝」という格言をよく使わせていただいておりますが、この町の宝を守り育むための環境づくり、子育て支援、さらなる教育の充実に継続して取り組んでまいります。

観光・地域産業の振興。

観光業は本町の主要産業であり、地域経済への波及効果の高い産業であることから、これまでも観光協会と連携した観光宣伝や誘客キャンペーン、東京圏での物産展開催のほか、事業者に対する多様な支援事業の展開をもって切れ目のない振興策を継続しております。

また、持続可能で人々に選ばれる観光地であるためには、その時々ニーズに対応した施設改修など経営改善対策が求められることから、平成29年にはインバウンド対応を目的とした「観光客受入環境整備事業補助金」を創設、令和6年には「宿泊業の経営力基盤強化事業補助金」を制度化、令和8年度には商工会が主体となって行う事業継続支援事業に対する補助金を予算化するなど、時代の変化に適応するために事業者支援に取り組んでまいります。

また、「第28回みなみの桜と菜の花まつり」においては、関東圏をターゲットとする積極的な宣伝活動はもとより、時代に即した効果的な情報発信による誘客促進や、「夜桜イルミネーション」、「みなみの夜桜と竹灯り」、「夜桜ライトアップ」のほか、過去に人気を博

した「夜桜流れ星」を町制施行70周年記念事業として復活開催するなど、多種多様なイベントにより集客力の強化を図りました。

このほか、近隣市町がそれぞれ持つ地域資源を相互に活用した周遊型観光や体験型観光、滞在型高付加価値観光など、地域全体で関係人口獲得にもつながる新たなにぎわいの創出に努めてまいります。

福祉の充実。

我が国は2007年に超高齢社会となり、2025年の高齢化率は29.4%に達し世界でも高い水準で高齢化が進行しておりますが、どの地域に住んでいても利用者が求めるサービスを安心して持続的に受けられるよう、地域の実情に即した地域包括ケアシステムの構築が求められております。

一方、2040年時点で介護・医療人材が全国で96万人不足すると推測されており、各自治体では人材の育成や確保に加え多様化するニーズに応じたサービスの提供のほか、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営が求められておりますが、賀茂圏域内ではサービス提供に不可欠な人材の確保が既に困難な状況となっております。

このため、高齢者の自立した生活や社会参加を促す事業として生活支援サポーターやボランティアによる移動外出支援事業を継続するほか、これら利用者増加に対応するため、さらなるボランティアの確保拡充を図りつつ「元気なシニア」が「支援を必要とするシニア」を支える助け合いの仕組みを充実させてまいります。

また、団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者の大幅な増加が社会に大きな影響を及ぼすとされておりますが、引き続き各種保険サービス事業の安定的な提供に努めるとともに介護予防や高齢者相談窓口の充実による多様な支援・サービスをもって健康寿命を延ばし地域で支えあう仕組みを構築しながら、「高齢者が自分らしく暮らせるまち」の実現を目指してまいります。

防災・減災への対応。

2024年元旦に能登半島を襲った大地震以降、全国で震度6を超える地震が昨年までに国内で5か所発生しており、気候変動による大雨、複数の要因による災害が頻発化・激甚化する傾向にあります。

このような状況の下、本町では、各種災害による被害を最小限とし地域住民の安全を守るため、「自助・共助・公助」の取組を推進し、各区の自主防災会とともに地域防災力の向上を目指してまいります。

「自助」では、地震による住宅倒壊から生命を守っていただくための「耐震シェルター・防災ベッド設置事業補助金」や、地震による住宅出火や延焼を防ぐための「感震ブレーカー設置費補助金」のほか、避難路の確保や住環境の保全を目的とした「老朽危険家屋等解体撤去補助金」など制度を用意しております。

「共助」では、災害から地域住民の生命・財産を守るため「自主防災事業補助金」により行政区ごとの取組を支援しており、防災資機材や倉庫の整備、備蓄食料の調達のほか、避難地及び避難路整備事業等に活用されております。

「公助」では、大規模災害に備えた避難所用資機材の拡充、食料・飲料水、乳児用オムツやミルク等の備蓄強化を継続しており、本年度は大人用オムツ及び生理用品をはじめとする衛生用品の備蓄強化、デジタル行政無線屋内通信システムの配備など、さらなる通信体制の機能強化を推進したほか、実践的な訓練をもって発災時における職員の対応能力の向上に努めるなど機動的かつ能動的な組織体制の構築に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、令和5年3月に下田河津道路の一部が開通した伊豆縦貫自動車道については、本年3月に「2号トンネル」の完成が見込まれるほか、「1号トンネル」、「3号トンネル」の整備についても着実に進められております。

伊豆縦貫自動車道は、観光による地域活性化はもとより、救急医療活動、災害時における命の道として、地域住民から一刻も早い全面開通が望まれておりますので、引き続き積極的な国への要望活動を展開し、道路整備の必要性のみならず、その緊急性を強く訴えていく所存でありますので、本議会からも力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和8年度の町政運営に対する基本的な考え方と概要を申し述べましたが、燃料や原材料価格の高騰、円安、世界的なインフレ、人件費の上昇等に起因する物価高騰のほか、地球規模の気候変動による様々な影響等により、全国の自治体が安定した行政サービスの提供に苦慮しておりますが、山積する課題を一つ一つ確実に克服しながら「持続可能なまちづくり」の実現に向けた歩みを着実に前へ進めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成方針について申し上げます。

予算編成方針。

先般発表された月例経済報告による我が国の経済の基調判断では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している」としており、先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しす

るリスクや金融資本市場の変動等の影響に引き続き注視する必要がある。」としております。

また、政策の基本的態度では、「経済あつての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築するとしており、国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策日本と日本人の底力で不安を希望に変える」及びその裏づけとなる令和7年度補正予算を速やかに執行するとしており、日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待するとしております。

また、これに先立ち昨年12月26日に閣議決定された令和8年度予算案では、一般会計総額を122兆3,092億円と過去最大の規模としており、社会保障関係費についても過去最大となる中、地方交付税についても給与改定や委託・維持補修などの物価反映分への措置を含め一般財源総額を確保しつつ、令和7年度も引き続き臨時財政対策債の発行額をゼロにするとともに、交付税特別会計借入金の償還を前倒しするとしており、総額でも前年度を上回る水準としております。

一方で、本町の令和6年度歳入決算総額に占める地方交付税の割合は45%超であり、安定した財政運営の継続に不可欠な財源であることから、令和8年度予算案において地方交付税総額が前年度を上回る水準となったことに安堵しておりますが、収入の約7割が依存財源である本町の財政構造には不安を感じております。

また、全国の自治体では老朽化した公共インフラの更新・除却費用が財政を圧迫しており、このほかにも取り組むべき課題が山積する中、正確な現況把握と中長期的な視点による効率的かつ効果的な予算配分に加え、新たな財源の創出が強く求められております。

こうした中で本町の令和8年度予算案では、引き続き経費削減や事業費の平準化を徹底し、主要施策・事業等については、多様化・複雑化する住民ニーズや地域を取り巻く環境の変化に対応した歳出予算とし、その財源として、国・県の補助金・交付金をはじめ地方債充当率及び元利償還金交付税算入率の高い「過疎対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」等の町債を中心に、これら特定財源を最大限に活用した事業設計を基本とし、ふるさと寄附金のほか、町税収入等を正確に見込んだ歳入予算といたしました。

以上のことから令和8年度一般会計当初予算の総額を前年度比3.5%増の58億1,700万円と

したほか、一般会計、8特別会計及び3公営企業会計の総額を前年度比0.7%増の96億6,799万9,000円といたしました。

これら各事業の詳細については、令和8年度一般会計及び特別会計予算書並びに当初予算に係る主要事業説明書をご確認いただき慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして令和8年度施政方針並びに予算編成方針とさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

1、第26回静岡縣市町対抗駅伝競走大会。

令和7年12月6日、恒例の静岡縣市町対抗駅伝競走大会が開催され、本町代表選手団12名は晴天の静岡路で日頃の練習の成果をいかんなく発揮し、南伊豆町のたすきをつないでくださいました。

第26回となる今大会は、春をも感じさせるような暖かい晴天のもと、市の部25チーム、町の部12チームの合計37チームで争われ、静岡県庁から草薙陸上競技場までの42.195キロメートル、12区間で競われました。

本町選手団は、かねてからの目標である2時間30分を切ることを目指し、7月3日から12月4日までの約半年間の練習に励んでまいりました。

結果としましては、惜しくも入賞は逃しましたが、昨年の記録を上回る2時間30分53秒と、念願の目標タイムである2時間30分には約1分にまで迫り、昨年の記録を上回る記録となりました。町の部では9位の成績となりました。

中でも、第1区を走った日本体育大学柏高校3年の遠藤雫さんはトップと16秒差の12分02秒で区間第2位の、第8区を走った南伊豆中学校3年の横田明澄さんが11分36秒で区間第3位の大健闘を見せていただきました。

本年も高野代表、笠井監督をはじめとする駅伝スタッフの皆様や、選手の皆様のご努力、それを支えるご家族の皆様の一方ならぬご支援により、選手それぞれがすばらしい走りを行いました。

この場をお借りして感謝を申し上げます。

また、練習期間から大会当日まで多くの町民の皆様に応援をしていただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

2、令和8年南伊豆町二十歳の集い。

1月11日、本年度二十歳の節目をお迎えになられた方々をお祝いするとともに、それぞれが大人としての責任と自覚を認識していただくことを目的として「令和8年南伊豆町二十歳

の集い」を開催いたしました。

本年度の対象者は67名で、凛々しいスーツや袴姿、華やかな振袖姿に身を包んだ49名の方々を、来賓の皆様、保護者の皆様とともにお祝いさせていただきました。

式典には静岡県議会議員、南伊豆町議会議長及び副議長、南伊豆中学校及び南伊豆東中学校それぞれの恩師を来賓としてお招きし、それぞれに心温まるお祝いと激励のメッセージをいただき、参加者を代表し、南伊豆東中学校出身の杉本遥さんがお礼の言葉を述べました。

本年二十歳を迎えられる皆様は、中学3年生のとき、新型コロナウイルス感染症による一斉休校などを経験するなど、多くの制約の中で不安な中学校生活を送らざるを得なかったことなどが恩師から語られ、皆一様に不安だった当時を思い出す場面がありました。

式典終了後には、久しぶりに再会した友人との会話を楽しんだり、友人や家族と写真を撮るなどして、晴れの日を記念を祝う姿があちらこちらで見られ、二十歳の節目となる日に、ふるさと「南伊豆町」への思いも深まる機会となったのではないかと思料いたします。

3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギー・食料品価格の高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を通じた地方創生を図ることを目的としたもので、本町への交付額は食料品特別加算分3,355万円を含む1億6,557万8,000円でありまして、さきの町議会第1回臨時議会において議決いただいた令和7年度一般会計補正予算（第9号）並びに本定例会でご審議いただく令和8年度一般会計予算に關係事業費を計上しております。

令和7年度一般会計補正予算（第9号）では、「物価高騰対策みなみいず地域振興商品券」事業に関する予算を計上し、町民の皆様にご2万2,000円分の商品券を3月中にお届けする予定としており、4月の使用開始に向け準備を進めております。

また、令和8年度一般会計予算には物価高騰の影響を受ける社会福祉事業者に対する支援給付金を、町内小規模事業者に対しては事業継続支援補助金を計上し、物価高騰に苦しむ町民の皆様と町内事業者の一助になるよう取組を進めてまいります。

4、商工・観光振興の取組。

（1）ふるさと寄附の状況。

令和7年12月末現在のふるさと寄附の状況は、前年に比べ寄附件数は30件の減少となりましたが、寄附金総額は2億5,282万3,400円と前年同期に比べ2,046万5,600円、8.8%の増となっております。

寄附件数が減少する一方で、寄附額が増加した要因といたしましては、寄附の受入口とな

るポータルサイトを増やしたことにより、宿泊券や体験券などの寄附単価の高い新たな返礼品の需要が増加したことに加え、本年度新たに開発した返礼品63件に対し1,000万円以上の寄附が集まったことによるものです。

今後も、魅力ある返礼品の創出やソーシャルメディアの活用など、実効性の高い広報活動の推進により、引き続き寄附額拡大に向け努めてまいります。

(2) みなみの桜と菜の花まつり。

「第28回みなみの桜と菜の花まつり」が2月1日から開催されております。

今年は例年になく早さで桜の開花が進み、2月当初に2分咲き、中旬には早くも満開を迎え、現在は散り始めの樹木も散見されるようになりましたが、同じく開花が早かった日野の菜の花畑では現在も見頃が続いております。

祭り初日が河津町より6日早かったこともあり、開催当初から多くの花見客が姿を見せ、咲き誇る桜並木と菜の花畑を思い思いに散策し早春の南伊豆を満喫しておりました。

本年度は日中の各種イベントに加え、夜桜をテーマとしたイベントにも注力し、恒例の「夜桜ライトアップ」、「夜桜竹灯り」に加え、桜の枝に装飾を施しグレードアップした「桜トンネルイルミネーション」のほか、町制施行70周年記念事業としての「夜桜流れ星」も今週末に予定されており、日中とは趣を異にした幻想的な雰囲気醸し出すことで、来訪者の宿泊や滞在時間の延長に寄与しているところでもあります。

天候にも恵まれ、今回も昨年を上回る来訪者が期待できる状況でありますので、祭り終了まで関係各位のさらなるご尽力とご協力をお願い申し上げます。

(3) 観光施設の入込状況。

令和7年1月から12月までの町内観光施設の入込み状況は別表のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

分野別では主要観光施設で17万1,159人、前年対比で98.2%となり宿泊施設では12万8,494人で前年比103.4%、温泉施設では8万5,108人で前年対比103%と主要観光施設以外では前年を上回りました。

以上で、令和8年3月定例会の行政報告を終わります。

○議長（比野下文男君） これにて、施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。

ここで、10時20分まで休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時20分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎一般質問

○議長（比野下文男君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 黒田利貴男君

○議長（比野下文男君） 4番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

まず、その前に南伊豆分校存続に関わる署名に8,530を超える署名を、ご賛同をいただきました。多くの方々の意見をしっかりと重く受け止め、前へ進めていくように我々議会としても努力をしておりますので、今後もよろしくお願いたします。

まず、質問件名、下田高等学校南伊豆分校の存続と、町としての教育政策の在り方について質問をいたします。

令和7年12月25日に南伊豆町議会全議員と町長、教育長に随行いただき県庁への意見書を提出に行きました。

その際の質疑で静岡県教育委員会は、下田高等学校南伊豆分校の募集停止について、生徒数減少や賀茂地域全体の高校配置の最適化を理由とし、「15人ルールによる機械的判断ではない」「子供たちの教育環境を第一に考えた結果」と説明しています。

一方で、南伊豆分校は長年にわたり、通学条件の厳しい地域の子供たちの学びの場であると同時に、地域に若者が存在する象徴的拠点として、町の存続や地域力に深く関わってきま

した。

また、県は地域連携型教育や高校留学の成功事例を認めながらも、財政負担、宿舎整備、準備期間不足を理由に南伊豆分校では具体的検討に至らなかったとしています。

しかし、それは町が主体的に関与する余地が本当になかったのか、また県の判断を前提として町が何をすべきだったのか、何ができるのかという点については、町民に十分説明されているとは言い難い。

そこで、県の最終判断を踏まえつつも、町としての受け止め、検証、今後の教育・地域政策への反映について、町長の所見を伺うものです。

まず、1番目に県教育委員会の判断に対する町の認識について。

県教育委員会は南伊豆分校の募集停止について「単独校の問題ではなく、賀茂地域全体の高校配置として判断した」と説明しています。

しかしながら、その判断は結果として地理的・交通的に最も不利な地域から高校機能を失われる形となりました。

町長は、この県の判断が南伊豆町の実情や将来に対して、妥当であったと考えているのか。また、町として異なる選択肢を提示できなかった要因をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆分校の閉校を伴う賀茂地区県立高校におけるキャンパス制の導入については、賀茂地域における県立高校の在り方に係るグランドデザインに基づく再編成とされておりますが、2年連続で入学者が15人を下回った場合でないにもかかわらず、募集停止するとしたことに今回の決定は、あまりにも唐突であり強い憤りを感じております。

しかしながら、少子化が進行する賀茂地区全体を捉えた中で、この地域特有の地理的条件や公共交通機関の状況等をはじめ、将来的な生徒数減少の動向を踏まえた中で教育資源の集約により、持続的な教育体制を整備し最適な学びの環境を維持していくための、苦渋の決断であったと受け止めております。

ご承知のとおり、県立高校の再編には県の専権事項であることから、その在り方について本町の権限に属するものではありませんが、これまで園芸科として専門性を生かし地域で活躍する人材を数多く輩出してきた同校が、地域を上げた県への存続要望があったにもかかわらず

らず、募集停止のときを迎えることに対し、強い遺憾の意を示させていただきます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 県の判断というところは分かるんですけども、今、町長は南伊豆分校の募集停止について県の判断を尊重すると答弁されました。

しかし、尊重することと町として、その判断を検証し町民に説明することは別の行為であると考えます。県が賀茂地域全体の最適化として、南伊豆分校を選択した判断について、町として独自の検証を行ったのか、行っていないのであれば、その理由を明確に伺いたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

検証したかということに関しましては、町としては検証はしておりません。生徒数の減少や専門校としての進路、それから、地元の就職先等、やはり南伊豆分校に関しては様々な課題があったかと思えます。

今後ともこれは県の県立高校、県の施設ですので、県の判断ということではありますが、ただ本町としてはそれを素直に「ああそうですか」というふうに入れられるということは、したくない、してはいけないというふうには私は思っておりますので、これからも議会の皆様、それから、同窓会、後援会、町の各関係機関と一緒に県に声を上げていくということが重要かと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 今、町長の答弁を聞いたのですが、今朝の伊豆新聞の中に2月定例会の中で質問をした2月の定例会見で、町長はこうおっしゃっているのです。「一過性かもしれないが」と言っているのです。署名活動を行ったのは一過性にさせないために、署名活動をしたのです。この一過性と2月の定例会見で言われた、そこの真意のところについてお伺いをしたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これは、どの部分を切り取って新聞に出たかということですが、南伊豆分校の志願者が今年度は28名、新聞にも出ましたが28名になる。28名になったというのは、これは毎年続くわけではなくて、一過性かもしれない。今年だけかもしれないけれども、これは大変大きなことだ。

というのは、これは今まで南伊豆分校は魅力化推進協議会という中で、毎年20名を下回っていた受験生、生徒ですね。入学者がこれは20名を超えたということは、この魅力化推進協議会が、大きな影響があったというふうに私たちは自負しています。当然ですが、この3月の卒業生は20名。今の2年生が24名。今の1年生も22名ということで20名を超えているのです。だけど、今年の志願者がいろんな理由があるんですけれども、28名を一応第一希望として南伊豆分校を選択したということ。これはひょっとしたら第二次志望を出したときに、28名が減る可能性もあるんですけれども、一過性というのは要望活動が一過性ということとは多分新聞にも書いていないと思います。

私が言ったのは、この28名という志願者が一過性かもしれない。来年はまた20名を下回るかもしれないという、いわゆる心配をしているというか、その意味合いで言ったということです。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 新聞、マスコミというのは、どうしても言葉を切り取ってしまうところがあるんですね。全体は紙面に載せられないというところもあるんでしょうけれども、ただ、言葉を定例記者会見の言葉を選ぶということは必要かと思いますので、誤解を招くような言葉、これを選択しないようにしていただきたいというふうに感じます。

次の質問です。

地域全体の最適化という説明に対する町の立場について。

県は下田高校、松崎高校、稲取高校、南伊豆分校の4校を一体として検討し、将来的な人口減少を踏まえ、南伊豆分校を募集停止としたとしている。

この地域全体の最適化という考え方は、町の人口対策、定住促進、地域存続の観点と整合していると考えられるのか。町として教育拠点を失うことによる中長期的影響をどのように評価

しているのか、お聞かせをください。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

人口減少が進行する中、賀茂地区特有の地理的条件及び公共交通機関の状況等を考慮し、教育機会の確保、教育資源の集約により持続的な教育体制を整備することによる、地域全体での多様な学びの提供を目的とした、このたびの高等学校の再編により、南伊豆分校が募集停止となることに対しましては、先ほども申し上げたとおり誠に遺憾であります。

一方で、このたびの決定は県立高等学校の枠組みの再編による「地域全体の最適化」を進めるためのもので、静岡県が賀茂地域における全ての高等学校の設置者として、県立高等学校しか存在しない賀茂地域に育つ子供たちが、この地域で育つ上での教育効果を考慮し、本町では捉えきれない俯瞰的な視点に立った決定であると理解をしております。

また、「地域全体の最適化」に基づく南伊豆分校の募集停止がもたらす地域への影響につきましては、本町から単に高等学校がなくなるだけにとどまらず、将来にわたる若年人口の地域外流出や、その家族を含めた町外への転出を助長しかねないことや、子育て世帯が教育の機会や選択肢が制限される地域での子育てを望まないことも考えられることから、町が取り組む定住促進事業や持続可能なまちづくりにも少なからず影響があるものと思料しております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 最も地理的に、最も不利な地域が選ばれたと。今回の判断によって通学距離や交通条件の厳しい南伊豆町から、高校がなくなる結果となった。町長はこの結果が教育の機会均等や地域間格差の是正という観点から、妥当なものであったと考えているのか。妥当でないと考えるのであれば、町として県に対しどのような問題提起を行ってきたのか、お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、妥当かどうかということは、今回妥当とは当然思っておりません。通学に関しまし

でも、今まででも下田高校、稲取高校、松崎高校に通っていた生徒さんも当然いらっしゃいますので、通学に対してということは、特に通学が厳しい地域ということは考えておりません。

ただ、南伊豆分校としては農業・園芸科としての学び、これが大変重要であるわけでありまして、この件に関しましては農業・園芸等を学びたい子供たちの選択肢を奪うという意味では、これは本当に遺憾であるというふうに思います。

そして、どのように今後町として検討していくか、県に対応していくかということですが、今のところ直接私どもから県に何かという動きはございませんが、議員の皆様が集めていただいた署名等も含めて県へと、これから県との情報交換、情報も収集していかなくてはいけないところですが、ほかの他の首長で、賀茂圏域以外の首長、学校、高等学校に影響の出ている首長さんとも今、協議をしているところです。

そして、この2月10日静岡県の市長会から鈴木康友知事宛てに出された「県と市町の間意思疎通に関する要望」という文書が出ておりまして、これは先日の町長会で私どもも、これを配付されました。この内容によりますと、「近年学校給食の給食費の抜本的な負担軽減やいわゆる高校無償化、県立高校の再編等教育施設の課題は多様化しており、県教育委員会と県内市町との意思疎通がますます重要となっております。県と市町が共に力を合わせ、子供たちを切れ目なく支えていくためにも、県教育長と市町長との意見交換の場を設けるよう、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます」という、こういう文書が出ております。

これは、やはり町長会でもこのことは取り上げて、しっかりと県教育長と地域の「なぜ南伊豆分校が必要なのか」というのが、私は今までであったことは、これは県の決定なので、それは受け止めます。しかし、なぜこの南伊豆分校が必要なのかということは地元が声を上げなければいけないと思っていますので、そこには私も一生懸命汗をかいていきます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ぜひ、この町の声をしっかり県へ届けていただきたい。また、我々もこの署名をもって要望書を提出のときも、今、町で進めているレモン栽培、その産地化、それと建設残土の利用、さらに南伊豆分校との連携、そういったところも組み合わせながら、しっかりと町長からは町の未来を左右する問題であるといったところで、声をかけていただきたい。

また、この分校の廃止については、グランドデザインの部分では協議をする時間がなかったと。閉校方針にした、そのプロセスが全くないという話なんです。結局いつ誰がどの会議体でどのようにして決めたのか。ここの部分が県のほうが一切公表してない。また、話もしていない。もしかすると密室で職員間で勝手に決めてしまったものなのか。そういったところも一緒に詰めながら町長のほうからも県に対して、しっかりとヒアリングをしていただきたい。そのように思っております。

次の質問にいきます。

地域連携型教育・高校留学構想に対する町の検証について。

県は川根高校や土肥分校の事例を挙げつつも、南伊豆分校では多額の財政負担、宿舍整備、準備期間不足などを理由に具体的構想を持てなかったと説明しています。

町として、これまで県とどのような協議や提案を行ってきたのか。また、仮に町が主体的に財政的・人的関与を行う余地があったとすれば、その可能性について十分な検討がなされたのか、お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、県立高校の在り方については本町の権限に属するものではありませんので、これまで静岡県との協議等を行うことはありませんでした。

しかしながら、平成30年に設置した「県立下田高等学校南伊豆分校魅力化推進協議会」では私が会長を務め、南伊豆分校のさらなる魅力化の推進により、生徒数を維持・確保することで同校の存続を図り、地域密着型の人材を育てることが町の発展にもつながるとの考えの下で、協議を重ねてまいりましたので、このたびの決定に対し改めて遺憾の意を示させていただきます。

議員のご指摘のとおり、県内外における高校留学等の成功事例も承知しておりますが、財政負担や人材の確保等の課題が多く、本町においては現実的ではないと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 大変、県のことなので町長もつらい答弁をせざるを得ないと思うのですが、県のほうも準備期間がなかったという簡単な言葉で、このグランドデザインの部分

については話を終わらせているわけですよね。先ほど言ったように、この県の決定にはプロセスがない、といった中で県教育委員会は地域連携型教育や高校留学について、具体的検討や準備期間を確保できなかつたと説明をしています。その準備期間を確保するために町として主体的に県へ提案し、協議や検討の場を求めた事実はあつたのか。なかつたとすれば、それは町の政策判断の問題ではなかつたのか、お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

県のほうでは、そのように準備期間を確保できなかつたというふうにおっしゃられておりますが、私どもとしては、その準備期間というか、協議する場をぜひ持っていたきたい。先ほど答弁したとおり、協議する場をぜひ持っていたきたいというふうに思っております。そのことによって、南伊豆分校の重要性ですとか地域における、ほかの高校とまた違うということをしつかりと県教委の皆さんにはご理解いただきたいというふうに思っております。

10月の初めに、県教委の方が来られて南伊豆分校の閉校を私どもも聞いて、口外しないでくださいという中で1か月後に報道発表となつたわけで、この1か月で私どもも動きようがなかつたというところです。その後は、議会の皆さんと、署名活動をやっていただいた議会の皆さんと一緒に、県に一度要望に行つて、これからかなというふうに私は思っております。

町の政策判断の問題ではないかということですがけれども、先ほど来、答弁しているとおり、県の施設なので県の決定ですので、町としてまだどのように動けるか、また方向を出せるか、決定することはなかなかないので、町の政策判断ではないというふうに私は認識しています。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 分かりました。

次、今回の判断を踏まえた町の今後の教育・地域政策について、お伺いをします。

県は、静岡グランドデザインの理念自体は他校で実現していくとしているが、南伊豆町においては高校という教育資源が失われる現実が残ります。

町として若者の学びと地域の将来をどのように結びつけていくのか。高校存続がかなわなかつた今後、代替となる人材育成、関係人口創出、若者定着策をどのように描いているのか、

お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆分校は、単なる進学先の一つではなく、地域に人をつなぎとめ、若者と地域社会を結びつける重要な役割を持ち合わせていたと考えております。

このたびの南伊豆分校募集停止という県の決定を受け、これまで分校が担ってきた様々な役割を誰がどのように代替えるかは大きな課題であり、今は現実をしっかり受け止め、若者が地域との関わりを持ちながら成長し、この町で活躍することができる人材の育成と、それを可能にする地域づくりの手法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 今、町長は今後については検討していくと答弁されましたが、それでは、町民にとって具体的な方向性が見えない。今回、南伊豆分校が募集停止となった結果を町としてどのような教訓として受け止めているのか。また、今後、教育人材育成、地域づくりの政策にどのように具体的に反映していく考えなのか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆分校に関しましては、これまでどおりこども園、小学校、中学校との交流も盛んにやっています。これから、ほかの高校や大学等の交流というのも視野に入れているところですので、しっかりと南伊豆分校を支えていくということはしていきたいというふうに思います。

また、私どもも町としてもこども園を一園化、また中学校もこの4月から1校に統合、そして小学校も令和11年の統合を見据えたということですので、なかなか子供たちの教育環境の整備ということは、これは喫緊の課題であり、また大変重要な問題だと思っております。そのためにも、子供たちがしっかりと教育できる環境を整備する。充実した教育をするということが大変重要かと思っておりますので、引き続き子育て支援をはじめ、子供たちの教育の充実に努めてまいります。

そして、また若者が結婚して出産、子育てを進めていけるよう、この地域に根づいていけるように、支援は当然してまいります。

町としても、先ほど黒田議員もおっしゃられましたけれども、今回の伊豆縦貫自動車道建設の発生土を活用しての、今、青市・野辺地区で進んでいる農業の基盤整備の中で、高収益作物レモンの栽培を始めてくださる企業さんが、この1月に現地法人を立ち上げ、3月には協定を締結するということ、そして、来年の3月には定植が始まるということで、社長様とお話をさせていただいたところ、ぜひ南伊豆分校の卒業生を会社として採用したいということもご検討されている、考えていらっしゃるというふうに聞きました。

そのためにおいても、今、南伊豆町では農業の施策をしっかりと進めていこうという方向で、アイラブファームさん、会社名は株式会社南伊豆静岡という会社名ですがけれども、その皆さんと一緒に農業政策を進める。そして、南伊豆分校の生徒さんたちにもご協力をいただければというふうに考えているところでありますので、引き続き南伊豆分校に対しては町としても支援をしていきたいと思っております。

そして、やはり先ほども答弁させていただきましたが、議会の皆様や後援会、同窓会、その他関係者の皆様とも最後の最後まで存続について要望していきたいと思っております。そして、地元選出の県議もいらっしゃいますので県議の力も借りて町一丸となって存続に向けて活動していきたい、このように思っています。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） まさに、今、町長が答弁されたとおりで南伊豆町において、産業創出と雇用拡大の取組に、先ほど町長が言われた国が進める伊豆縦貫道路整備事業に伴う建設残土を活用した、南伊豆町では農地の集約化が進められております。青市地区が5.8ヘクタール、手石が5.3ヘクタールで合計11.1ヘクタール。これらの農地では農業法人の参入によりレモン栽培を開始し、将来的な産地化を目指しております。これは、単なる農地整備ではなく新たな農業モデルの創出、法人経営による安定雇用の創出、地域ブランドの形成を目指す取組であります。この新農業創出と南伊豆分校の役割として、新たに創出される農業分野は若い世代の参入や人材育成が不可欠であります。

そういった中で南伊豆分校が存続することで農業体験、実習等の連携、地元法人とのインターンシップ、地域産業に直結した教育プログラムの構築が可能となります。これは単なる

高校存続ではなくて、産業政策と教育政策を一体化させた地域再生モデルとなり得る事業だと思います。今ここで分校存続を強く要望していかないと、この地域再生モデルの構築が無駄になってしまうと。今、町長が言われたとおり非常に必要な事業であると同時に、伊豆縦貫道整備事業に伴う建設残土の活用、こういったところにも国に貢献している部分も多々あります。また、レモンの産地化といったところも非常に重要な部分であるというふうに私は考えております。

町長、先ほど答弁いただきましたが、このことに関して地域再生モデルとなり得るという部分でどのように今、考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全くそのとおり、議員おっしゃられたとおりだと私は考えております。レモンの栽培、これから、耕作面積をどんどん広げていくという計画の下で、やはり首都圏をはじめ県外からそういう従業員を、スタッフを確保するというよりも地元で採用していただければありがたい。

そして、南伊豆分校が存続すれば南伊豆分校の生徒の実習を兼ねて、そしてまたそれが就職先になるということ。今年3月に卒業する南伊豆分校の生徒の中で地元で就職する方が7名です。7名の方はほぼほぼ、その7名の方が職場体験で伺った企業さんに就職しているということです。ですから、これは南伊豆分校の学校、高校が存続することにより、アイラブファームさんが南伊豆静岡という会社で、レモン栽培が来年の3月から始まるときに、ひよっとしたら定植の要員が必要かもしれませんし、その後の維持管理等、当然スタッフが必要なわけですので、地元で雇用をしてくれると町としても大変ありがたい。

そして、レモンは当然できた製品は出荷をするわけですがけれども、南伊豆分校にも今、パンを作ったりお菓子を作ったり、様々な加工にもしている方たちもいらっしゃいますので、レモンの加工、それから商品開発ということも視野に入れる。そうすると、またほかの企業様が参入してくる可能性もあるということで。かつて若い頃、広島に行ったときには広島駅というのはもみじまんじゅうばかり売っていたのですがけれども、今、ほとんどがレモン製品ばかりです。お菓子も売って、いろんなおまんじゅうも売っていますけれども、レモン製品が瀬戸内レモンということで、すごく売店が黄色くなっているような状況ですので、南伊豆もそこまでいかないにしても、それに近いぐらいレモンで再興できるのかなというふうに

考えておりますので、議員おっしゃられたとおり地域再生に大変有意義なことだと思います。

そこも、一番県に要望していくのは、私はそこかなと思っておりますので、しっかりまた皆さんと一緒に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

このレモン栽培を通じて、この地域の未来が見えてくる。分校の存続についても同じように将来的に残していくことによって、町の将来を担ってもらえるという観点があるかと思っております。なので、今後も町も一体となって、しっかりと存続要望について一緒に頑張ってもらいたいというふうに考えておりますので、当局としてもしっかりいろんなところで話をさせていただければと思っております。

次の質問に行きます。

町政運営の基本的姿勢と将来を見据えた重点施策について。

本年3月定例会は、新年度予算案及び町長の施政方針が示される、町政運営の方向性を町民に明らかにする最も重要な議会です。

南伊豆町は、人口減少・少子高齢化の進行、物価高騰による町民生活への影響、教育・産業・公共施設の将来像など、複数の課題が同時進行で顕在化しています。

こうした中で求められるのは、個別施策ではなく、積み上げではなく、「何を最優先とし、何を将来につなげるのか」という明確な政策選択です。

そこで、本定例会においては、町長の施政方針及び新年度予算編成の考え方を起点に、1、町政運営の基本姿勢、2、人口減少時代における教育・子育て政策、3、町民生活を支える物価高騰対策、4、地域産業と将来投資の方向性について、町の認識と今後の取組についてお伺いをいたします。

1、町政運営の基本姿勢と新年度予算について、お伺いをいたします。

（1）新年度予算編成に当たり、町長が最も重視した政策課題は何か。また、その理由について伺います。

（2）限られた財源の中で、あえて抑制または先送りした施策があれば、その判断基準と併せて伺います。

（3）町長は、新年度を通じて「町民生活の中で何がどのように変わる」と考えているの

か、具体的にお伺いをいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、本町の財政状況ですが、当初予算では財政調整基金を取り崩して歳入財源とする、いわゆる歳出超過の状況が常態化しておりますが、地方交付税や繰越金などの留保財源や歳出不用額により、決算ベースでは財政調整基金を取り崩すことのない決算を迎えておりますが、決算時において経常的な経費に財政調整基金を充当せざるを得ない財政運営が続けば、将来的には財政調整基金が枯渇することが予想され、災害等や景気変動といった突発的有事への対応が困難となることが想定されます。

これを踏まえ、令和8年度の当初予算編成に当たっては、将来負担の軽減を図るため、公共施設マネジメントを推進することとし、中でも公共施設の解体、集約化を重視いたしました。

具体的には、旧南崎認定こども園解体に係る設計業務委託、橋梁集約事業による市之瀬地内の2橋の撤去、子浦地内町有建物の解体費用を当初予算に計上しております。

なお、令和8年度の重点施策を公共施設マネジメントとした理由につきましては、町有施設の総量を削減することで、施設の維持管理費や将来の更新費用の軽減により、そのほか行政サービスの低下を防ぐことにつながることや、これにより生じた余剰財源を教育、福祉、DXの推進など、時代のニーズに合った新しい町民サービスの財源として活用できるなど、持続可能なまちづくりに向けた地固めの一つとしたいものであります。

公共施設マネジメントを進める中で、落居地内の宇留井大橋の撤去工事と石井浄水場の更新事業については、先送りとさせていただきます。

宇留井大橋撤去工事につきましては、令和7年度当初予算に設計委託料を計上し、受託事業者とともに工法・期間・費用等について、現在、物価情勢を基に検討を重ねたところ、想定を大幅に上回る「おおむね8億円が必要である」との試算が示されました。

本工事を実施する場合、事業費の40%、約3億2,000万円の町費が必要であり、交付税措置のある過疎対策事業債ソフト分を充当する予定であります。本町の財政力に応じた発行限度額が5,300万円程度であることから、完全撤去までには6年の期間を要する計算となります。

よって、令和7年度及び8年度の過疎対策事業債ソフト分については、一旦、過疎地域持

統的發展基金に積み立て、効率的な工程管理と財源の有効活用を図るため先送りとすることといたしました。

次に、石井浄水場の更新事業であります。当施設は昭和54年度の建築であり、躯体は現在の基準を満たす耐震性がなく、ポンプ等の機械・電気設備についても耐用年数を大きく経過しておりますので、今年度、水道事業の経営戦略を作成する過程において、更新施設を主要なものに限定し、その費用を積算したところ、一定の料金改定を想定してもなお一般会計繰入金の大幅な増額が必要となる試算が出ております。

また、公共下水道事業でも、施設の老朽化に伴う更新需要の増大と、人口減少による使用料収入の減少が想定され、将来的に町財政を圧迫することが見込まれるため、この改善策として、公共下水道施設を個人設置型浄化槽へ転換するための検討についても並行して進めております。

こうした状況から、令和8年度は公営企業会計全体の現状を整理・把握し、着手すべき事業の優先順位について再検討する年度としたいため、令和8年度の予算計上については見送ることといたしました。

令和6年度決算における経常収支比率は85.1%が示すとおり、本町の財政は、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が歳出の大部分を占める弾力性の低い財政構造であります。

当初予算については、「入るを量りて出ざるを為す」を念頭に、限られた財源の中での編成としているため、物価高騰対策、教育環境整備、子育て支援対策などに新規施策を盛り込んだものの、大枠としては、前年度の行政水準の維持に努めた内容である。町民生活に与える大きな影響はないものと考えております。

一方で、全国的に財政調整基金に頼る財政運営により実質的な赤字が拡大し、料金改定や使用料の見直し等、新たな住民負担を求める事例や、施設利用に制限を課す等の事例が多く報道される中、本町では町民の皆様には新たな負担や制限を求めることのない令和8年度予算編成としております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 老朽施設の撤去等々、財源厳しい中での先送りといった答えだったと思うのですけれども。

まず、人口減少が進む中であっても、町の将来に責任を持つ行政運営が求められている。

本日の答弁を踏まえ、町としての覚悟と優先順位を改めて確認をしていきたいと思ひます。

町長からは、新年度予算編成における重点施策について答弁がりましたが、人口減少が進む中であつては全てを同時に進めることは困難であります。

そこで、伺ひます。仮に財源や人的資源がさらに制約される状況となつた場合、町長として最後まで守り抜くと考える政策分野は何か、町長の覚悟と明確な答弁をお願いしします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

最後まで守り抜くというのは当然ですけれども、これは全てにおいてやっていかななくてはいけない。どれを最優先にということはないです。当然一番大事なのは、町民の皆様の生命・財産を守っていくということですので、そのために防炎、医療、介護、それから、福祉など、しっかりと守っていかなくてはならないと思ひます。

そして、先ほど来、お話があります地域の担い手、若者の定着ということも大変重要でございます。そのためには、公共施設等のインフラの維持管理、更新、整備等、撤去も含めて、これが大変重要な施策だと思ひておりますので、今のところ私としては優先順位をつけるとかはなく、全体的に町民の生活を守っていく、そういう施策を進めていきたい、このように思ひております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 相対的に町民の身体・生命・財産を守っていくという部分では分かるのですが、町長として一番ここだけは、しっかりと守っていききたいというところがあればお聞かせをお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えします。

ここだけはというのは、どれということちょっと私も思ひつかない。とりあえずは町民の皆様の安全・安心ということですね。そこはしっかりとやっていくということであると思ひます。それに、全てが入っていると言えば入っているのかなというふうにも感じますけれども、ちょっとお答えになつていないかもしれないですけれども、そういう思ひです。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 町長の今までの柱というのは、子供を守るといった部分だったと思うんです。そういった部分で人口減少対策と教育・子供政策について、お伺いをいたします。

（1）本町における人口減少対策について、現状をどの段階と認識しているのか。

（2）若者・子育て世代の定住促進において、町として最も大きな課題は何であるかと考えているのか。

（3）下田高校南伊豆分校の存続問題をはじめとする教育環境の変化を通じて、町として得た教訓と今後の教育施策の反映について伺います。

（4）少人数教育という本町の特性を町の強みとして、どのように生かしていく考えか伺います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における人口減少対策は、全国的な地方創生の取組がスタートする以前から取り組んできた移住・定住施策によって、人口の社会増減は比較的好調に推移し、人口減少率では、近隣他市町よりも低い数値となっております。近年においては、地方創生の取組に加え、コロナ禍を背景とした地方移住への関心の高まりも相まって、若年層や子育て世代の転入も増加傾向にあることから、少子高齢化が進む地域における人口減少対策の初期段階として成果が見え始めてきたものと考えております。

一方、これまでの人口動態の結果などから、本町の人口減少は高齢化を要因とした死亡者の増加に加え、若い女性の流出や婚姻率の低下による出生率の低下などが主な要因となっており、第1期の総合戦略では、それらの課題を克服し、本町における「まち・ひと・しごと創生」の好循環の確立による地域の活性化を進めることで、人口減少の克服を目指しており、戦略に基づく取組は、毎年の評価・見直しにより着実に進んできておりまして、2024年4月に「人口戦略会議」が公表した地方自治体の「持続可能性」分析レポートでも証明されております。

今後は、昨年3月に策定した「南伊豆町持続可能な地域の人材・暮らし・経済創生総合戦略」を、第3期の「南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけとして、また、

南伊豆町総合計画における実施計画の位置づけとして、これまで成果に結びつきにくいと判断された取組や社会情勢、国の方針の変更等により新たに進めることとした取組など必要な修正に加え、これまでの総合戦略の推進に係るコンセプトや方針を基本的に引き継ぎ、これまでと同様に評価・見直しによる効率性や効果性の確保に努めてまいります。

本町では、「しごと、暮らし、子育て、教育、医療」等に関する環境が十分でないことが、若者や子育て世代の定住促進の課題であると考えております。

このことから、これまで様々な手法による対応策を講じておりますが、人口減少の抑制には至っておらず、若者や子育て世代が「この町で働き、子供を育て、年を重ねてゆく」イメージが描きにくい状況にあると認識しております。

この後の教育環境、今後の教育環境等に対する答弁は教育長のほうからさせます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

静岡県教育委員会が公表した、下田高等学校南伊豆分校の令和10年度以降の生徒募集停止、令和11年度末閉校の方針については、本町唯一の高等学校であり、賀茂地域における唯一の専門性高校である同校の位置づけから、非常に残念な決定であるという認識は以前にも示させていただいたとおりです。

現在、賀茂地域には3つの高等学校があり、そのうちの一つである下田高校の分校として南伊豆分校があります。

静岡県教育委員会が策定した賀茂地区高等学校再編のグランドデザインでは、この3つの高校の在り方について、下田高校を本校、稲取高校、松崎高校の両校を分校として位置づけたものでありましたが、これは、著しい生徒の減少下においても教育の質の維持に加え通学に関する課題も踏まえたものと推察しております。

現在の下田高校は普通科3クラス、理数科1クラスとなっており、最大時の約半分のクラス数となっています。

下田市中学校再編の例などを見ても、生徒数の面からは下田高校1校への再編という案もあったのではないかと推測されます。

本町におきましても令和8年4月には新たな南伊豆中学校が開校し、町内1中学校体制となり、また、現在の3小学校も1校に再編する方針を示させていただいており、この1月からは本町の教育目標実現の手法として新たに取り組む方針となっている小中一貫教育を念頭

に置いた教育推進計画を策定するための審議も始めたところです。

教育環境の変化は教育施設を利用する児童・生徒だけの問題でなく、まちづくりの重要な要素でもあるということを改めて認識し、今後の学校再編の具体的な手法や本町の教育が目指す「ふるさとを愛し、心豊かな人を育む教育」の実現に向けた協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

次の質問にいきます。

4番目、地域産業の振興と将来投資について。

（1）農業・漁業の担い手不足に対する町としての現行施策の課題をどのように認識しているか。

（2）観光施策について、交流人口の拡大にとどまらず、関係人口の創出につながっていると評価しているか。

（3）地域資源を生かした教育・就労・移住を一体的に進める考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における農業・漁業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行により、担い手不足が深刻化しており、生産量や販売額の減少といった構造的な課題を抱えております。

加えて農業においては有害鳥獣による農作物被害、漁業においては黒潮大蛇行など、自然環境の変化による影響も重なり、不安定な経営状況が続いております。

こうした中、本町では、農地基盤整備事業の推進や新規就農者の受入支援、有害鳥獣対策の強化など、担い手の確保と生産基盤の維持を目的とした各種施策に取り組んでおりますが、現行施策においては、「就業人口の高齢化が進み、後継者の確保が十分に進んでいないこと」、「自然環境の変動による経営リスクへの対応が十分とは言えないこと」など、大きな課題があり、生産性の向上と経営の安定化、新規就農者の参入について、より一層の取組の強化が必要と考えております。

漁業分野においても、黒潮大蛇行の影響は収束しつつあるものの、経営の回復には至って

おらず、将来的な担い手の確保に向けた取組についても、十分とは言えない状況であります。

農業・漁業は、人々の生活に不可欠な産業である一方で、安定した経営の難しさや担い手不足等の課題が依然として解消されないことから、人口対策や地域活性化等を含めた総合的な施策の見直しと強化が求められていると考えております。

観光を主要産業としている本町では、観光協会や関係事業者と連携しながら、交流人口の増加に向け、これまで様々な振興策を講じてまいりました。

一方で、関係人口の創出に主眼を置いた観光施策については、その必要性は感じておりましたが、これまでの取組の中で具体的な施策として事業化することはありませんでした。

交流人口を関係人口の創出につなげるためには、旅行者が地域と継続的な関わりを持つ仕組みづくりや、繰り返し来町しなくてはならない要素を盛り込むことが重要であり、地域の住民や事業者が主体となる、本町ならではの独自性の高いプランを提供する「着地型観光」の取組を推進する必要があると考えております。

「着地型観光」には、「地域のプロモーションができること」、「ニッチなニーズへの対応が可能であること」、「新しい観光資源が創出できる」などメリットがありますが、旅行の企画から集客、各所への連携や環境整備、そして地域からの賛同が得られるような関係性の構築が不可欠であるなど、取組を進める上でハードルの高さも感じております。

まちの機能を維持し、本町を持続可能なまちとするためには、関係人口を含む、町内に滞留する人口を拡大させることが急務と考えますので、様々な角度から可能性を探り、新たな取組にチャレンジしてまいりたいと考えております。

地域資源を生かした教育・就労・移住につきましては、総合戦略の「基本目標とその基本的な考え方」に盛り込まれており、各施策の対象者相互のつながり・関係性による相乗効果の創出という視点から、それぞれつなぐ取組についても検討するとしております。

地域資源を生かした教育により、本町で生まれ育つ子供たちが、ふるさと南伊豆町に誇りと愛着を持ち、このまちで「暮らしてみたい」、「働いてみたい」、「戻りたい」という思いを育て、地域資源を活用し新たな産業の創出を通じた雇用の場の拡大や、農林水産業や観光業等の大都市圏にはない業種の就業支援等による就労環境の整備を推進することにより、地域の特色を生かした魅力あるワークスタイルやライフスタイルが享受できる環境整備が可能となり、これらを一体的に進めることにより、「Uターン」人口を含む移住者の増加にもつながるものと考えておりますので、各施策の対象者相互のつながり・関係性による相乗効果の創出という視点から、教育・就労・移住をつなぐ取組について検討してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君、1分切りましたので、お願いします。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 最後の質問です。

人口減少という厳しい現実の中で、町民は、この町はどこを目指しているのかを知りたがっています。

改めて伺います。町長は任期中に南伊豆町をどのような町にして、次の世代へ引き継ぎたいのか、町長自身の言葉で答弁をお願いいたします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私もあと今期の任期が3年ございますので、この3年の中でしっかりと次の世代につなぐための町の維持、しっかりとした基盤づくりをしていきたい。これから、町が目指すところの方向性、これをしっかりとつけていきたいというふうに思っております。当然ですけれども、この人口減少、少子高齢化、地球温暖化、災害のリスク、公共インフラの整備、福祉、子育て、教育、全ての面でしっかりと町としての施策を打っていきたい、このように考えております。

以上です。

○4番（黒田利貴男君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時19分

再開 午後 1時00分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 大 年 美 文 君

○議長（比野下文男君） 3番議員、大年美文君の質問を許可します。

大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 令和8年3月定例会に当たり議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。なお、本定例会は予算議会でありますので、答弁の中で大きな数字は結構ですが小さな数字につきましては、回答しなくても結構ですので大きな数字を返事していただければ結構と思いますのでよろしく願いいたします。

一つ目の大きな質問の項目の中の新年度事業及び予算についてということで質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員からも同じような質問がありましたが、また答弁についても重複する部分があるかと思えますけれども、よろしく願いします。

早速ですが1つ目の全体予算の中で重点項目としているものという質問の中で、先ほど同僚議員の同じような質問の中で、ちょっと町長の答弁の中で残念なちょっとがっかりしたと。本心で言えば本音というところです。重点項目は基本的にはもう全てだよと。目指しているところ、これについても今のところはないというような答弁があったと思います。

そんな中でも当初私がこの通告書を出したときに、一番気がかりだったものについて質問をさせていただきます。町長も予算の発表したときの定例記者会見の中でもインフラの整備、これについては力を入れていくというようなことで、報道がありましたけれどもインフラと言いましてもいろいろあるわけで、従来から私何度も大分たちますけれども、下水道の整備ですとか下水道の在り方、上水道の施設の老朽化等、訴えさせてもらいました。

そんな中で、同じインフラの中でもどういうところに重点を置いているのか、回答を願えますか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和8年度当初予算においては、町民が未来にわたり、安心して住み続けられるまちづくりを念頭に編成いたしました。

予算の重点項目は、公共施設のマネジメントの推進による財政負担の軽減と財源確保による財政健全化、小規模事業者の事業継続を支援するための補助金や交付金、社会福祉施設へ

の支援など物価高騰対策、グラウンド整備やスクールバスの運行など中学校統合に伴う教育環境の整備、出産祝金や不妊治療費等助成金の充当などの子育て支援、青市・手石地区の農地基盤整備事業による農業法人の誘致などであります。

人口減少・少子高齢化社会の進行に伴い、町税収をはじめとする歳入一般財源については大幅な増加が見込めず、歳出面では物価・人件費の高騰の影響による事業費の増加は避けられないことから、行政運営の厳しさが増す状況となっております。

このような状況下であります、小さくとも確実に歩みをもって前へ進み、持続可能なまちづくりの推進に向け、今まで以上に堅実な行財政運営に努めてまいります。

主にどの辺に、どの辺りを予算つけたかというのは、これは総務課長のほうで、ちょっとお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私が質問させてもらったのは、将来を見据えたインフラ整備ということで定例記者会見の中で町長がおっしゃっていますので、そのインフラ、これについても優先順位、例えば下水道をやるんだよと、ですから今回上水道は我慢してもらおうよとか、そういう意気込みというか、そういうものの要点というのがあれば提示していただきたいと思えます。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

両方並行して再検討をしていくというところですが、今回、町の方針としては水道事業、これをまず、喫緊の課題と捉えて浄水場の更新に向けて準備を進めているというところではあります。

そして、下水道も当然ですが、昨日の臨時国会でも方向性がまた新たに変わってきていますので、それも注視しながら下水道のほうも進められるところは進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君）　　そうですよ。今は、町長が答弁してくれたように、今年は水道をやるんだよと、上水道でやるんだよと。ですから、下水道は情勢の変化を、今、情報を収集してその後ですよというような、スタンスでいただければいいんですけども、両方とも老朽化だから今後施設はお金がかかるだろうというようなことでは一步前に進まないではないですか。ですから、今、言ったようなそういうのが優先順位だと思うんですね。優先順位をつけるというのは大事なことだと思いますので、それはしっかり皆さんと情報収集しながら優先順位をしっかりとつけて前に進んでいただければと思います。

そんな中で町民の生命・財産を守るなんていうのは、当たり前のごことで申し訳ないけど、この議会の答弁の中で生命や財産を守る。私たちはそれをもって議員活動をしているんですから、町民の生命・財産を守るというのは、これは当たり前のごことですので、よろしくどうぞお願いいたします。

2つ目の防災対策として新年度に強化したい項目、この辺がもしおありでしたら答弁いただけますか。

○議長（比野下文男君）　　町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君）　　お答えいたします。

本町において、地震・津波など大規模災害が発生した際に、海岸地区を中心に孤立集落が数多く発生することが予想され、各地区の被害状況や応援要請を把握するために連絡手段の確保が重要と考えております。

災害発生時に各地区の公民館等の大半は避難所となるため、防災訓練において移動系防災行政無線の通信訓練を実施しておりますが、通信状況が不安定な西子浦と一條の2地区については、新年度にアンテナ整備工事を実施し、より確実な連絡手段の確保を図ります。

ソフト面では防災対策としましては、大規模災害発生時において、職員が迅速かつ的確な災害対応ができる体制づくりが重要と考え、新年度においては、実践的な災害対策本部運営訓練を静岡県の協力を得ながら実施する予定であります。

また、住民の防災意識の高揚も重要と考えていることから、避難訓練などの防災訓練の強化を通じて、災害ボランティアコーディネーター・自主防災会長・防災委員・学生などの地域人材との緊密な連携を行い、防災活動の活性化に努めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君）　　大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） いろんな設備を更新したり新しくしたりするのは、これはもちろん大事なことだと思うんですけども、私は基本的にソフト面、これの強化がすごく大事ななどというふうに感じます。過去にも、今日は課長さんはいるかもしれませんが、私が彼のときに職員の登庁訓練を夜やったことがあって、防災センターに集まったのですが、夜でも予告なしでやったものですから、お酒を飲んでいる方もいらっしゃいました。当然車の運転はしていませんよ。家族が送ってきてというような形でやっていたので。

やはり職員の訓練、これはもちろん大事なんですけれども、恐らくこれだけ大地震になると登庁できない職員、こういうこともしっかりと把握して、本来は50人でやるところを20人でやらなくてはならない場合も出てくるでしょうから、この最悪の状況を考えて訓練をするのも必要最小限ですのも大事かと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（比野下文男君） 防災課長。

○防災課長（高野克巳君） 町長の答弁にもありましたけれども、まず、来年度は県のアドバイザーを入れて、全庁の災害対策本部の運営立ち上げ訓練を実施したいと考えております。職員の関係、議員のおっしゃるように、新潟の地震のときに小千谷だったと思えますけれども、職員が飲み、例えば下田のほうで飲んでいて、全員集まらなかったというお話がありました。小千谷市の当時の市長の講演でありましたけれども、その中でも職員の行動を市長が把握していたというお話がありまして、あの職員は下田で飲んでいるだろうとか、そのまま県の賀茂地域局へ残れという命令を出したという事例もありました。そういった関係で、実際にあったような訓練を実施できればと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そうです。やっぱり異例の想定はいろいろできるので、例えば南上方面の職員は道路が寸断されて来れないよ、というような設定をしながら訓練をやるということも大事だと思います。何も私は県のアドバイザーを呼ぶ必要はないと思いますよ。大したことないですよ。やっぱりこの地の利とかここを知っている人間が訓練にいないと駄目ですよ。マニュアルどおりの訓練をやったって駄目だと思いますよ。わざわざそんな、私は必要ないと思います。自分たちで考えるものを訓練はやるべきだと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

防災の関係で、私、12月の一般質問の中で浜岡原発について、ちょっと質問をさせていただきました。いろいろ過去にいろいろ私も職員とのやり取りの中で、責任感のない会社だなと思ったところですよ。1月5日の報道ではデータを改ざんしていたと。このくらいの事業者ですよ。やっぱりこれで多少は都合のいいデータを、毎回町長のところとか持ってきていると思うんですけども。それで中部電力さん、こんな不祥事があったもので、県をはじめ各市町を、行脚をしているというようなことを聞きましたけれども、町長や町にも説明とか来ましたか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私のところ、私会えなかったんですけども、総務課のほうに名刺と資料と、いつも来てくださる方が来て資料等を置いていきました。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そのとき、その担当の人はどんなことを言っていたのですか。その中部電力さん、分かれば、分かりませんか。分からなければ結構です。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

申し訳ないです。総務係長が対応したので、この場、今日ここの席にはいません。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私も素人で、私ごときが幾ら叫んだところで原子力エネルギー事業に、私反対しているなんて毛頭ないものですから、これはこれでいいんですけども、国策ですから。ただ、この事業者の態度が当時現職のときから、もう幾ら私のほうが質問しても回答はマニュアルどおりのことでした。御前崎が事故に遭ったときに、西風の強いときに、うちのほうの伊浜や妻良、子浦どのぐらいでできますかといったときに、知らん顔でした。それぐらいの事業者ですから、こんな改ざんがあっても当たり前なのかなと、私は正直思いました。

た。

恐らく、これで3年から5年ぐらい遠のくでしょうけれども、恐らくいろんな会合の中で、担当とか町長、もしそんなことがあったら、ぜひしっかりとやってもらいたいということを伝えてもらえませんか。よろしくどうぞお願いいたします。

それで、3つ目の防犯対策として強化したいと考えている項目ということで、質問を上げさせてもらっていますが、このところニュースなんかを見ると、本当に日本ではないような犯罪が随所で起きているんです。都会ではないんです。もちろん、都市部でもあるんですけども、都市部でないところでも強盗だとかあるわけですよ。最後に人をあやめたりしている事例もありますので、そんな面で、この伊豆半島で例えば犯罪を、犯しても逃げるところが少ないから、簡単には考えていないんですけども、そうは言っても防犯対策というのは今後の町長の言う町民の生命・財産を守るためには、とても必要な対策ではないかと思うんですけども、その辺の認識を町長、知らせてもらってよろしいですか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

下田警察署管内では、地域住民や関連団体が協力し、青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロールが活発に行われております。

また、組織的なパトロールとして、下田警察署管内防犯協会が中心となり、不審者情報や特殊詐欺などの防犯情報を配信し、地域住民と連携して安全なまちづくりを推進しております。

本町においても、以前から小学校とPTAの協働による、子供を不審者から守ることを目的とした「子どもをまもる家」の設置などを行っているところでありまして、本年度においては、南伊豆認定こども園と南伊豆東小学校敷地内に防犯カメラを設置し、子供たちの安全の確保を図ったところであります。

令和8年度当初予算においては、防犯対策に特化した予算計上はありませんが、統合する中学校の動向を注視しながら、今後、控えている小学校の統合に向けて関係部署と地域の実情に見合った対策を検討し、下田警察署と連携しながら町の防犯対策を推進してまいります。

今、議員おっしゃられた様々な、今日もニュースでありました強盗事件ですけれども、なかなか私の家も含めて近所も鍵をするということもあまりないですし、声をかけられるとすぐ開けてしまうというところもあろうかと思っておりますので、これはまた広報紙等で施錠ですと

か様々な対策をまず、災害と一緒に自助というところが大事かと思っておりますので、自助、そして近所の方、共助として不審な車や人を見かけたら通報するとか、役場へ相談するとかということも重要かと思っておりますので、そういうところを広報していくのが大事かなと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 町長が今、言われたように不審な見知らぬ人が歩いているだけで、なかなか声をかけるというのも厳しい状況かなと思っておりますので。

私の一つご提案として各事業所さんがあるので、そこにある程度補助をして防犯カメラを設置する。防犯カメラというのは機械ですけれども、やはりあれがあるとないのでは、結局ニュースを見ていると犯人逮捕までも早いんですよ。やはりそういうカメラで追っかける。顔が出ているとなると私は逮捕とか事件が終息するのが早いような気がします。

そこで、各34区につけていただくのが本当にいいことではしょうけれども、大きな事業体において設置だけでも、その機器の補助、機器は町のほうで購入するので設置だけではありませんか、というような形でお願いするようなことはできないかなというふうに考えていますけれども、その辺のお考えはないんですか。

それと、警察関係の方から聞きました。今回、西伊豆町さんでも防犯カメラを設置していただけるということで、これが伊豆半島が防犯カメラをしっかりとつけてもらえると、伊豆半島はやばいなというぐらいの環境にしていれば、大きな犯罪を防げるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（比野下文男君） 防災課長。

○防災課長（高野克巳君） お答えします。

この質問が出た後になりますけれども、下田署の警察のほうに出向きまして、生活安全課のほうになりますけれども、お話を伺ってまいりました。下田のほうの出動権になりますけれども、防犯カメラの保全的なものはないかということで、お話を生活環境課の係長と、お話をしてきました。県のほうで財政が苦しいということで、そういった補助金が今のところないという話である。

昨年の夏前だったと思うんですけれども、下田警察署のほうから警察のほうも防犯のほうで、ここに防犯カメラがあったほうがいいのかということで、警察署のほうから町のほうに要望書が上がっている状況である。その係長の話の中で交付金、今、臨時交付金の

関係がありますけれども、その新メニューがちょっとあるということで聞きましたので、今後、臨時交付金の使い方がまたいろんな課とまたぎますので、その辺について研究をしながら検討してまいろうと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私は、例えば銀行、農協、漁協、そういう施設に一気に全部つけてくれとは言いません。徐々に、でいいので、そういう施設があるところというのは人が多く出入りしますので、その辺にお願いができれば、例えば機器の購入はこちらでやるので設置だけつけさせてもらえませんかというようなお願いがきくようだったらいいのではないかと。何も私は特別すごい防犯カメラを、今、防犯カメラも意外と量販店に行くと、そんなにびっくりするほど高い物もありますけれども、手頃な物もよく見かけるので、私はその辺でもあるとないのでは違うのではないかと思いますけど、町長、その辺はどうでしょう。もしご認識があったら。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

この南伊豆は万が一そういう被害があったときに、逃げるところはすごく簡単なのかなと思います。西へ東へと基本的に、県道の下田、南伊豆、松崎とか、そのぐらいしかないのかなという所ですので、その中でどういうところが適切かというのは、担当とまた今後協議しながら、カメラ自体をつけるにしても、一つの路線でそんなに数はいらなと思いますので、金額的にも知れているのかなというところで。あとは事業者さんがどれだけご協力いただけるかというところもちょっと研究しながら、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） コンビニさんでは一つのコンビニで2台も3台もセットしていますから、そういうことを考えると1台ぐらいあったほうがいいかなと。

今、町長も言われたように逃げ道がないと言っても、大変広い太平洋があるんです。最後には。これがあるから、なかなか道路だけが逃げ道が少ないから犯罪が起きないと言ったら、

これまた疑問符で海に逃げるということも当然考えられますので、その前にそういうことをさせない目、させない目をつけるには、防犯カメラも一つのツールとして、非常に貴重なのではないかと思いますので、今後前向きに検討してもらえればと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それから、4つ目の地方創生事業における新年度の取組ということで、新しい先ほどの町長の施政方針、この中にも地方では地方創生が開始されてから12年が経過したというような文言がありました。今年、南伊豆町で、地方創生事業で新しい事業、こんなことを考えていたら、ちょっと知らせてもらえますか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地方創生事業における令和8年度の代表的な取組は、「ふるさとミライカレッジ事業」、「空き家バンクリフォーム補助金」、「奨学金返還補助金」以上であります。

令和7年から早稲田大学の学生が中心となり進めてきた「田舎留学プロジェクト」では、令和8年度は、その名称を「ふるさとミライカレッジ」に改め、学生の主体的かつ機動的な活動の推進を図るため、委託事業として実施を予定しております。

また、「空き家バンクリフォーム補助金」では、令和7年度から入居者に対する補助を厚くし、補助金総額についても300万円増額したほか、地域で就業し、本町に住民登録のある方に対する「奨学金償還補助金」についても継続してまいります。

このほかにも、「ふるさとワーキングホリデー」、「移住相談会」、「移住就業支援補助金」、「お試し移住」等の事業についても継続して取り組むほか、平成27年度から本町をフィールドとして、本町と杉並区の小学生が干物づくりや海のアクティビティーを通して親交を深める「漁村交流事業」につきましては、事業フィールドを杉並区との交互開催とし、その名称を「子ども交流事業」に改め事業実施してまいります。令和8年度は、本町の小学生が杉並区を訪れ、区内の文化体験やワークショップ等による児童同士の交流を行うことを予定しております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 杉並、都市部の子供たちとの交流というのは、すごく私はいいことだ

なと思います。環境の違いでも10歳は10歳なんです。でも、同じ環境をつくってやりたいというのは、当然ですけれども私も思いますし、行政のほうも当然だと思うのですけれども、なかなか物的に無理があるものですから。丸々同じ環境をつくってやれないというのは誠に残念なことですけれども。

それぐらいの気持ちで都市部の子供たちと交流、今では交流した後のつきあいもSNS等を使って長くつきあえる環境も子供たちなりにあるので、そういう環境というのは大事にしてやりたいなと思います。

今も町長の答弁の中で奨学金の返済に関する補助ということで、これは8年度から始まったわけではないので、7年度、今年度も始まっていると思うんですけれども、現時点の実績みたいなものがお手元にあったら提示してもらえますか。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

相談等は何件かありましたが、実績として申請はまだ出ていないという状況です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 今年はもう利用している人はいないということですね。申請がないということですね。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

現時点では申請がありませんけれども、もしかしたら年度中にまだ申請する可能性は残っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） この生徒の、初めに戻っちゃいますけど、要は学校を卒業して働き出して、奨学金を返済する時期になったら申請してくるということですよ。そういう捉え方でよろしいですか。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

学校を卒業して、この申請者は10年の間であれば申請ができますので、その間に申請して

いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） なかなか奨学金を返済というのは、まだまだ給料の安い中ですごく重荷になっているというふうに私も聞いておりますので、ぜひこういう制度があるということが分かっているのでしょうかけれども、やっぱり分からない人もいますかと思っておりますので、積極的にPRをもう少ししてもいいのではないかと私も思いますので、よろしくどうぞお願いします。

続きまして、5つ目の観光宣伝への新年度の取組ということで、観光はPRが大事なんですけれども、旧態依然としてはポスターですとか、チラシ、これの配付とか貼付、これはもう本当に大事なことだと思うのですが、今どきは動画、SNS等を通じた動画の配信というのがすごく身近に感じますし、写真を見てもいつ撮ったのかというような写真も見受けられるのです。これがもう、いつの時代でも同じような被写体で出ているのですけれども、そこに動画、今、撮った動画を掲載するようなPR、こういうことは考えていませんか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

観光宣伝につきましては、例年そのほとんどを南伊豆町観光協会へ委託しており、令和8年度においても同様としております。

主な委託事業としましては、従来の宣伝事業を継続しつつ、これまで紙媒体から、ホームページやSNSなど媒体を活用した広告やプロモーションなど、重点を置いた取組への移行も進めてまいります。

このほか、南伊豆町への観光ニーズを把握することを目的に、年代別、季節別、地域別に来訪者数を分析し、その動向を収集できる「じゃらんクーポン事業」を予定しております。

また、以前に議会でもご提案があり、石廊崎オーシャンパークやその他の観光施設においても要望のありました、英語版の「町内案内観光マップ」を作成し、配付していく予定でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 町長、観光協会に委託するから委ねるんですけども、どうなんですか。いつも同じメンバーが同じ頭で観光宣伝を考えたって新しい発想なんて湧くんですかね。私はちょっと疑問だなという。というのは、変化が見ていてもないようなあるような、ちょっと難しいところなんですけれども。そのために、地域おこし協力隊が町のPRに特化しますといったような形で協力隊員が入ってくるわけなんですけれども、その子たちの協力というのは得られないんでしょうかね。もし分かれば知らせてください。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

協力隊のメンバーにつきましては、現在、1名石廊崎オーシャンパークのほうに行っておりまして、その中でオーシャンパークの一つのワークショップ、月別にワークショップなどをやって、PRをするような活動というのを協力隊の方が実施をしているところです。

また、先ほど言いましたように、観光協会のほうのホームページもかなりユーチューブを利用したホームページが閲覧できる箇所がございます、その中で桜祭りであるとか、そこから通じてヒリゾの浜の実際に泳いでいるところとか、弓ヶ浜の泳いでいるところとか、春、夏、秋、冬というものをユーチューブの動画として掲載をしているところです。

それ以外に英語版の、今、考えているのは現在、観光協会のデジタルマップ、ボタンを押すとここが何ですよとか、民宿何々ですとか、というデジタルマップも掲載しておりまして、それに基づいて今回は英語版のマップのほうもそれに併せてつくらせていただくということで、できるだけそういうSNSであるとか、そういうものを駆使して、動画で紹介をしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） オーシャンパークにいらっしゃる地域おこし協力隊の方というのは、外部への配信というのはやっていないんですか。ワークショップをやっているというような今、答弁でしたけれども、外部へ向かってのPRというのはやっていないのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

外部へSNSというのは、まだほぼやっていないのですが、チラシ等でオーシャンパーク

の毎月の取組というものに、そういうワークショップを例えば何々づくりとか、そういうものに参加しませんかというような形で毎月のワークショップのカレンダーではないのですが、予定を書いて当然来たお客様、外からのお客様、町内のお客様も含めてワークショップをして石廊崎オーシャンパークのほうでご紹介をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） やっぱり観光のPRは、私は個人的に思うのですが、自分がわくわくしないと他人をわくわくさせることができないのではないかなと思うんですよ。やっぱりそこには、いい意味で遊び心というものもすごく必要ではないかなと思うので、その辺も地域おこし協力隊の方にもお願いして、あまり杓子定規なことだどこでも一緒になってしまうので、わくわくどきどきするようなものを考えてもらえたらありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、6つ目、ふるさと寄附金に対する記念品の新企画への取組はということで質問させていただいておりますけれども、先ほどの行政報告に返礼品63点に対し1,000万円以上の寄附が集まったことによるものです。この返礼品63点というのは本年度にあるということは、令和7年度の返礼品のことだと思うんですけれども、63品も新しい物をつくられたのですか。教えてください。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

この63件というのは、事業所の中で高額商品、例えば苺とかそういう低価格のものもありますが、それを大きくセットにしてということで、あとは旅館さんであるとか、そういうところがプランを一つの寄附の事業として、宿泊プランを紹介するという高額商品のことを新規商品で、既存でやっておられる事業所さんの中でも特に目玉となるような、そういう商品開発というのを今年度63件、前年度は56件ということで紹介をするに当たって、かなり目立つような形で紹介することによって、寄附額のほうが増えているという状況になっております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 以前に返礼品の今度受ける側の商品券なんかで海の事業をしている人が、なかなか換金するのが容易ではなかったというような質問をさせてもらった後に、それから、早く手続ができるようになったと喜んでいたので、簡易な手続で処理をできるものについては、簡単な処理をできるようにしていただければと思いますけれども、どうでしょうか。宿泊券等のあると思うんです、記念品の中に。この処理というのはスムーズにいつているのですか。事業所さんと役場との処理というのはスムーズにいつていますか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

事業所様によっては、まとめてひと月とかまとめて来られる方、それから、細々と集めて来られる方ということで窓口に来ていただいたときには、迅速に処理をするようにしておりますので、また、お問合せ等にはすぐ対応してどういうふうに持ってくればいいですよということで、対応をしている現状です。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ふるさと寄附については、非常にこの町にとって貴重な財源になると思いますので、いろんな商品の開発にも限界があるかと思いますが、いろいろ考えてもらってやってもらえるようお願いをしてもらいたいと思います。

それから、この最後の7番目につきましては、先ほど上下水道施設への今後の取組についてということで質問をさせてもらっています。先ほどの重点施策の中で町長答弁がありましたけれども、上下水道施設への今後の取組について内容があればお知らせ願えますか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和8年度予算における、上下水道施設の整備・改修等につきましては、上水道が青市の送水管布設替、伊浜、子浦及び二條の配水管布設替のほか、入間と落居の操作盤更新を予定し、下水道では湊中継ポンプ場手前の管渠の更生工事を予定しております。

また、懸案事項であります、石井浄水場の耐震化や公共下水道事業の経営改善などの事業につきましては、国が本年1月に下水道から浄化槽への転換も含めた汚水処理の最適化マニュアルの策定に向けた検討会を立ち上げたところでありまして、令和8年度では公営企業

会計全体の現状を整理・把握し、着手すべき事業の優先順位について、総務省の遠藤アドバイザーの助言をいただきながらも再検討する年度としたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 先ほど、最初の質問の中で上下水道については、今回は上水道に力を入れていくよというような答弁をいただいた中で、またこの質問をさせてもらったわけですが、下水道についても全国どこの市町村もこれが重荷になっていると、財政面でというところがありますので、私もこの質問を始めて、去年どころかその前から触っているような私自身もするので、それにしても1年ぐらい、もうたっていますので、情報がいろいろ変わるでしょうから、その辺にはしっかりとアンテナを立ててもらって、いいタイミングで結果、結論を出す。それこそ、前にも申し上げていますように、一、二年で解決できる問題ではないと思いますので、その辺はじっくり考えてもらって。でも、優先順位というのを私はつけるべきだと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、大きな2つ目の質問の中の公共施設の管理と環境整備についてということで、お伺いします。

1つ目が、青市に設置してある観光看板のその後の対策についてということで、町長、そんな遅く帰えられることもないかもしれません。そうなることもあるでしょうけれども、前回の質問の中で、私、観光看板が夜、通ったときに気味が悪いなと正直思ったところがあるんですよ。町長、見られて。今、この後、対策については聞くんですけども、正直な感想をちょっと聞かせてもらっていいですか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

何年前か分からないですけども、青市の看板に限らず、下賀茂の信号の交差点ですとか、それから、前原橋のところ、伊浜のところとそれぞれあるものが大変老朽化して、今まであまり整備をしてこなかった、維持管理をちゃんとしてこなかったというところがあって、1年ぐらい前からちょっと看板というところも話が出始めて、今回、議員のいろいろご意見もあった中、今回いろいろと更新をしていこうということで、予算も立てさせてもらいました。

以上です。大変見苦しいと私も思っていました。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 町長と一致して安心しました。私が見苦しいと思ったけれども、町長は見苦しくないと言われたらどうしようかと思いましたが、それについて、今年度に予算委員会がありますので、もしその辺で予算的に8年度に、7年度に何かあるとしたらあれですけど、8年度で新しい年度でこの看板についての対策について、何かありましたら提案してもらえますか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

青市の観光看板でございますが、設置から40年以上が経過しております。経年劣化が進行しておりまして、基礎部分を再利用しまして、看板部分の新設する費用というのを、令和8年の予算のほうに計上させていただきましたので、また、ご審議のほどをお願いします。

また、同じタイプのものが伊浜の松崎境にもありますので、併せて両方を上の部分を撤去して基礎部分を残しながら、改修をしていくと。

それから、あともう一つ、下賀茂の交差点のモニュメントですが、それについてもかなり老朽化が進んでおりまして、それについては、十分観光看板として役目を果たしてきたであろうということで、今回、8年度でその部分については、ファミリーマートの横の、それについては撤去をしていくということで、やはり令和8年度の予算に計上させていただきましたので、ご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 予算については、来週から始まる予算決算常任委員会の中で精査をさせていただきます。それで、いずれの看板も南伊豆の入り口ということで、1丁目1番地、この看板がああ「ていたらく」で、この町、大丈夫かなと。この町、泊まってもいいのかなというような印象を与えるような看板があることだけは事実ですよ、やはり。

それについては、私は、そんなに華美になる必要はないと思うんです。やっぱり分かりやすくきれいな看板が、この町に合った看板が必要だと思いますので、令和、今のところ8年度の予算に計上してあるということで、着工から完成は、どのくらいを予定していますか。

これはまた予算決算常任委員会で聞かないとならないことかもしれませんが、分かれば教えてください。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

これも、3月の議会のほうで承認を得られましたら、できるだけ早い段階で4月、5月ぐらいを、早めにということで、現在、物価高騰とか、そういうものがありますので、置けば置くほど価格は上がっていくという状況の中では、できるだけ早めに前半戦に入札というか、それをして新しくしていきたいというふうに考えております。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 物価高騰なんて言い訳にならないですよ。こんなの予算を取るときに当然そういうものを踏まえて予算計上してあるわけですから、そんなことは言い訳にならないと思いますよ。物価高騰なんて当たり前のことで、そんなことでどンドン4月、5月どころか要はこの予算決算、我々が承認すれば4月1日からできるわけですから、その辺の動きを早くしないと、また遅くなればなるほど、また物価高騰と言い訳をしながらずるずるいく案件が多いではないですか。

ですから、物価高騰なんていうものは予算取りするとき、当然入っているでしょうから、取った以上はしっかりと早めにやってもらって、夏を迎えるお客さんには新しいきれいな看板で、迎え入れられるような覚悟でやってもらいと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

議員おっしゃるとおりで、今回予算が通ったものについては、随時どンドン早め早めというところで、工事等進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 貯めても利息はつきませんので、決まった予算については、スピーディーな執行とスピーディーな完成を期待しますので、よろしく願いいたします。

その中の2つ目の、これは関連性があるんですけども、交通安全の標語、昔はロータリ

ークラブさんとかが提供してくれた交通安全標語の掲示板等があるんですけども、この辺も何も観光看板だけではなくても、これは構いません。例えば大きな数字で、ここの標高を表示するとか、そういった手法で眠っている看板を再利用すればいいのになというところが何か所かあるんです。その辺のもし感覚があれば、ちょっと示していただけますか。

○議長（比野下文男君） 防災課長。

○防災課長（高野克己君） お答えします。

まず、議員のご質問の中の手石の交通安全の看板でありますけれども、あれが平成7年度に南伊豆ライオンズクラブと交通対策委員会のほうで、名前があそこにあると思いますけれども、立てたものになります。それと同時にライオンズクラブのほうでは、占用を取れませんので南伊豆町の名前で河川占用を取っております。

今回、議員のご指摘のとおり現場を確認させてもらいまして、所有についてちょっと不明瞭なところがありましたので、占用が南伊豆町ということでライオンズクラブも所有ということも、お金を出してくれたのがライオンズクラブなので、それに関して確認を取って今、南伊豆町のものという形になっております。

今後の対策についてですけれども、先ほども言いましたように河川占用と、あの看板が交通安全の標語の表示のための河川占用を取っております。下田土木の維持課のほうと確認を協議した中で、目的はまた違う形になると、新規という形になってしまうというのもありまして、今後、平成7年に建築、設置されたものになりまして、30年がたっております。議員はご存知だと思いますが足場はしっかりとしているんですけども、看板の面がかなり駄目ですので、その辺、河川占用とか屋外広告物関係、規制の関係も併せて、その後の費用対効果、改修にかかるお金、その辺も考慮した中で、検討していきたいという形で看板については、そう考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 手前みそで自分の住んでいるところにある看板のことを今、課長のほうからご案内がありましたけれども、確かに、私もあそこを見ていて物はしっかりしているんです。足場はすごくしっかりしていて、これはもったいないなという感覚があって、それはあれですか。新しく看板を設置するということになると、その足場を利用したりすることは、これは駄目になるのですか。その辺もちょっと分かれば教えてください。

○議長（比野下文男君） 防災課長。

○防災課長（高野克己君） お答えします。

先ほど、土木の維持課のほうと確認をさせていただいた中で、目的が違った看板になると、構造物は一緒なんですけれども、表示の部分が変わってきます。当時、交通安全の目的で設置した占用物になりますので、その目的が変わる場合は皆、新規という形で、物是一緒なんですけれども、新規に出すという形になるんですけれども、先ほど言いました屋外広告物関係、いろんな規制がまた出てきます。その部分の中で今後協議しながら、費用対効果を考慮しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私の質問の中で、質問に答えづらいということは、きっとあれですね。恐らくあれは撤去しないと駄目になるのかなという、その感覚が今、しているんですけれども、その辺ももったいない話だなと私は思うんですけれども、ただ目的が違う。交通安全の標語を小さく載せて、あとは使わせてもらうとか相手がそれなら、そういう考えもあるのではないかと思うんですけれども、いずれにしても、でも、放っておけばもう朽ちるのは見えていますので、何らかの対策をしないと。

やはり先ほどの観光看板ではないですけれども、年数がたてば丈夫そうに見えても、それこそ万が一のことがあったら大変なことになりますので、その辺はちょっと土木さんですか、その辺とも協議して使えるものであったら、使わせてもらえるようにできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、3つ目の湯の花売店のキュービクルの修理の現状についてということで、質問させてもらっております。12月の補正で2,700万円、補正させてもらっている工事だと思うんですけれども、この進捗、この2,700万円をかけた補正で直したキュービクルで、どういったことが使いやすくなったか、それが分かれば知らせてもらえますか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

12月議会で、これを承認いただきまして、現在、1月13日に、この設備の改修については保安協会のほうと契約を結びました。一応、この変圧器が受注生産となりますので、今年の10月以降の設置と、変圧器が非常にかかるということで、納品については10月以降になると

ということで、できるだけ早めの対応をお願いしますということで、進めております。

現在のこのキュービクルのほうが、容量的には50kVA、50キロボルトアンペアという容量のものになっております。保安協会さんのほうで、この使用電力のほうの内容を見ますと、限界値にほぼ近い数値で動いているので、飛ぶ可能性はありますと。特に夏のエアコンということで。湯の花さん、直売の湯の花さんにつきましては、現在、3基エアコンを設置しておりますが、夏場は2基、それから、各種保冷と冷蔵の機械を店舗に置いておりますが、あれもかなり入れ替えて新しくして省電力のものを使っていて、何とか回しているという現状でございます。これが、50から今度100kVAということで、倍ぐらいの容量になります。それによって、エアコン3基は当然ながら動きますが、それ以外に外用の電源であるとか、ほかの電源にも用途的には今後10年、15年を見たときに、いけるのではないかと。

そもそも今回の湯の花さんのような形で、いろんな電気製品を置く規模が当初なかったように思います。それで、50kVAということで、通常の店舗ですと大体皆さん100kVAを使っているということで、それを更新することによって、スムーズな電力供給というのができるのではないかと。現在、気になるのが、キュービクルが突然壊れた場合に、遮断装置があるのですが、それもかなり古いということで、それも更新をいたします。それがないと近隣のところが停電をしたりとか、そういう可能性もございますので、そういうものももろもろ含めた中で、機械のほうの更新をしていくというふうに現在、考えているところです。これにつきましては、機械的には17年を経過しているということで、十分耐用年数のほうは過ぎてしまったということだと思われま。

以上でございます。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私も勘違いをしました。昨年の12月の補正をやったものについては、キュービクルという機械が今年の10月まで、これからつくのかどうか分からないのですが、どこまでかかるということだと、もう年内ぎりぎりの完成というような感じでよろしいのですか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） 一応、10月以降になっていきますので、基本的には今年、令和8年以内に湯の花さんのほうと協議をしながら、1回全部電源を落とさなければいけないので、そこら辺を調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） まさに、物価高騰にならないように早めに設置、修繕を終わらせてもらいたいと思いますのでお願いします。

最後の質問になります。これ何回もやっています。主要道路の雑草、雑木等の対策についてということで、お聞きします。

これは、本来何回もやっていますので、もう回答も大体分かるような気がするのですが、県がやってくれなかったら誰がやるんだということになれば、町でやるしかないと思うんです。やはり何回も申し上げていますが、奥石廊からの雑草が、大きなバスが、最近、このバスが非常に家の前も通るようになりまして、いい傾向だなと思うんですが、この石廊崎、狭い道路に大型バスが来ると、雑草をよけてくるので非常に危険なんです。

これは担当課に話をすると土木の範疇でやらなきゃならないということで、土木もお金がない。という回答しかないんですけども、本当に土木、県がやらなければ、やる場所は町しかないではないですか。事故が起きてからやるのか、事故やる前にやるのか、だと思うんです。

今後、やっぱり危ない箇所だけでもやれるようにしてもらえないかなというところですけども、その辺のやれるような予定はありますか。

○議長（比野下文男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

議員、ご指摘のとおり当該路線につきましては、道路幅が狭く雑木や雑草が繁茂により、車両の通行に支障を来している箇所が散見されます。これら国・県道につきましては観光地として、景観の保全や環境美化が極めて重要であることから、道路管理者として適切な時期に剪定等の実施を要望しているところであります。

なお、本来、道路管理者である静岡県が対応すべきものですが、緊急を要する場合には本町においても必要に応じて対応を行うことはやむを得ないと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 町長ぜひですね、県もない、町も金もない、という中で、やっぱりお客さん、観光客の皆さんに対するおもてなしの一つでもあると思うんです。安全に道路を通過できるというのは、観光客の人だけではなくて地元の方も危ないと言っているの、全部一気にやると言いません、これも。危ない箇所だけでも手をつけてもらいたいと思うんですけれども、町長の認識はいかがでしょう。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町がやることは、多少予算を取れば可能かなというふうには考えます。ただ、本来の道路管理者である県がやるべきものを、県がお金がないからと言って町がやっていると、県はやらなないと町がやるのではないかというふうな判断をされても困るので、やはり最後の最後まで県には熱く要望して、少しずつ危険なところから町は最小限でもいいから、ちょっと手をかけることが大事かなと思いますので、引き続き県土木、下田土木事務所に要請をしたり、交通基盤部のほうに直接県庁に行ったりしたときには、そういうお願いをしていかなければいけないかなというふうに考えますので、引き続き担当課と一緒に要望していきたいと思えます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 以上で質問を終わりますけれども、責任のなすりつけで困るのは町民と観光客だと思いますので、その辺のことを考えて対応してもらえればありがたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（比野下文男君） 大年美文君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩とします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 岩 田 稔 君

○議長（比野下文男君） 2番議員、岩田稔君の質問を許可します。

岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ただいまから一般質問を行います、その前に一言お願いしたいことがあります。

今年の元旦に亡くなった元TBSのニュースアナウンサー、久米宏さんがニュースステーションという番組を立ち上げたときのコンセプトが、中学生にも分かるニュース番組でした。そこで、当局にお願いしたいことは、私は今日の内容は、町民に分かりやすく伝える努力をしますから、当局におかれましても分かりやすい答弁、説明をお願いしたいと思います。

これより、一般質問に入ります。

私の質問は、1、財政調整基金について。2、緊急事態の備えについて。3、ふるさと応援基金について。4、石垣りん文学室と図書館について。5、町営温泉銀の湯会館について。以上、5点です。

まずは、財政調整基金についてお尋ねします。

この財政調整基金というのは、簡単に説明しますと町のお財布の中身は町の税収と国からの交付金で成り立っています。そこで、1年間、事業を行い、そこでお金が余ったらお金を別のお財布に入れておきます。そして、またある年は税収が少なく予算が足りないときは、別のお財布に入れてあったお金を使い補います。また、大きな災害が起きたときには、そこに積んであるお金を使い、それで補う。それが財政調整基金であります。

そこで、財政調整基金を積む根拠は、条例にうたわれているところですが、改めて基金を積む意義について当局の見解をお聞かせください。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

財政調整基金は、年度によって生じる財源の不均衡を調整するため、財源に余裕のあると

きに積み立てておくもので、大規模災害の発生や景気変動による大幅な税収減などにより不足した財源に充て、安定的な行政サービスを確保することなど、将来起こり得る危険を予測し、その損害を避けたり最小限に抑えるための対策、いわゆるリスクヘッジを可能にする重要な役割を果たす基金であります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

私も財政調整基金というものは、町にとって大きな災害が起きたとき、町民を救うために積んでいくお金と考えております。なので、積めるものなら幾ら積んでもよいと、私はそのように考えております。

次に、財政調整基金の中身についてお尋ねします。

現在、私の調べたところだと、昨年11月30日現在ですが、預金は約8億円、国債に5億円、合計で13億円あります。その中で、例えば町に何か大きな災害があったときに、預金については中途解約は可能だとは思いますが、国債についてはどうなのでしょう。

○議長（比野下文男君） 会計管理者。

○会計管理者（菰田一郎君） お答えいたします。

国債につきましては、普通預金、定期預金と違いまして、町の決め事、町の南伊豆町公金の管理及び運用に関する取扱要領の中で、一旦購入したものについては、償還期間まで持ち続けることとしております。

したがいまして、現在、持っている物が、20年物が3本、30年物が2本ございますので、最短で令和21年、最長で令和32年までは、もうそのまま動かさない。災害があっても基本的には使わないという状況になっております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 30年物が2本、20年物が3本ということですね。

今のお話だけで、私、万が一のことがあったときに、それを解約することが可能かということをお伺いしたい。基本的には持ち続ける。ただし、どうしてもお金が足りない場合はそれを解約しなければならない。その場合、例えば1億円あったものは1億円で、そのまま使

えるものですか。

○議長（比野下文男君） 会計管理者。

○会計管理者（菰田一郎君） お答えいたします。

債権の性格自体が、そもそもが、10年、20年、30年持ち続けることを原則としておりますので、基本的には罰則的な状況になります。すなわち時価で売らなければならない状況になりますので、1億円の物が20年もてば1億円で売る、買い戻してもらえますが、途中解約、最悪した場合については時価というもので売ることになりますので、元金が担保できない状況になります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 分かりました。国債については、額面割れをすることがあるということですね。承知しました。ありがとうございます。

次は、預金についてお尋ねします。

現在、富士伊豆農協に1億2,600万円、三島信用金庫に4億7,600万円、東日本信漁連に2億9,000万円とありますが、いわゆる地銀と言われる静岡銀行、スルガ銀行というところが口座はあっても残高がゼロとなっていますが、その理由についてお聞かせください。

○議長（比野下文男君） 会計管理者。

○会計管理者（菰田一郎君） お答えいたします。

これに関しましては、現監査員様方の時代ではございません。前監査員様時代の指導がございまして、指定金融機関等に原則まとめたほうがよいのではないかと、そのほうが効率的、事務的効率性を保てるということで、その指導をもって指定金融機関のほうを中心にまとめております。

ただし、指定金融機関の脇には、収納代理機関というものもございますので、町内に支店店舗、路面店を持つ金融機関につきましては、幾ばくかの預金を残させていただきまして、当時、地域内に支店店舗、路面店がなかった、この2店につきましては、全て引き上げたという状況になっております。市町によりましては全ての金額を指定金融機関にまとめるという町もあるようでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、公金の管理及び運用に関する要領についてお尋ねします。

第7条に管理及び運用は次に掲げる預金又は金融商品により行うものとする。こう書いてあります。預金、証券、国債、地方債とありますが、そこに金、ゴールドを加えるお考えがあるのか。近年、ウクライナやロシアの戦争など、有事が多発する世界情勢の中、極めて安全性の高い資産として、ゴールド、金が注目されて価格も高騰している事実がある中で、金を保有するというお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（比野下文男君） 会計管理者。

○会計管理者（菰田一郎君） お答えいたします。

本要領につきましては、平成22年に制定されました。これにつきましては、マイナス金利政策というものに日銀が取り始めた、その直後ぐらいの時期になります。この中の7条で議員ご指摘のとおり、何項目かの項目によって運用することとしておりますが、この項目につきましては、全て買い取ったものを売る際に、元本が、元金が保証される買い方ができるものになっております。金に関しましては、確かに、この10年、15年では10倍、16倍ですか、上がったというところはありますけれども、金、また株というものについては、原則元本が保証されません。ですので、この考え方の中、私ども町の中で、資金を運用していこうという考えの中で、当時も金が含まれておりませんでした。現状でもそれを踏襲している状況でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 大変よく分かりました。

ただ、私は今の条例が、大分古いものですから、時代にあわせてアップデートということは考えてもいいのかと、私はそういうふうに考えております。

次の質問に入ります。

今、このお話の流れの中で、当局は財政調整基金が適正であるとお考えであるのか、お答え願います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

財政調整基金積立額の目安について明確な基準はございませんが、市町村が望ましいとする基金残高の最頻値は標準財政規模の10から20%であります。

令和7年度における本町の標準財政規模は38億2,500万円で、その20%は7億6,500万円であり、これに対する本町の令和7年度末現在の財政調整基金残高見込額は、標準財政規模の34.4%にあたる13億2,500万円となっております。

積立残高の多寡については、一概に申し上げることはできませんが、現時点で、住民サービスを犠牲にしてまで大幅な積立てを行う必要もないと考えておりますので、これまでどおり財源に余裕がある場合は基金を積み増し、持続可能なまちづくりに向けた基金管理を実行してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） そうですね。今、13億円ありますね。十分な額だと思いますけれども、この財調というものの話をすると、財調を多く積むと国からの交付金が減らされる。せっかく積んだ財政調整基金も交付金を減らされては意味がないという話を、よくお話を聞きますけれども、これは事実なのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（比野下文男君） 総務課長。

○総務課長（勝田智史君） お答えいたします。

財政調整基金の多寡によって、地方交付税であるとか国庫補助金、そのあたりが調整されるということはありません。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） それは安心です。

せっかく積んだものが減らされるというのは、なかなか厳しいなと思いますけれども、とにかく、財調は幾ら積んでも交付金が減らされるという事実はないということを知って安心しました。

そこで、1点ですね、町の財政指標ということなんですけれども、将来負担率という役人言葉があるんですけれども、その将来負担率という言葉、これを町民に分かりやすく説明し

ていただけますでしょうか。数字もできれば当町においてはどうか、お答え願います。

○議長（比野下文男君） 総務課長。

○総務課長（勝田智史君） お答えいたします。

将来負担比率とは、地方公共団体が将来にわたり負担しなければならない実質的な負債額が、その団体の標準的な財政規模に対して、どの程度かを示しておりまして、将来的な財政リスクを把握するために用いられる指標で、その数値が大きいほど将来的な財政負担が大きい状態であると言えるものであります。

ちなみに、本町の将来負担比率の推移をお知らせしますと、この指標が採用された平成19年度は95.3%、平成26年度には60.6%、令和4年度には10%と、順調に改善しておりまして、令和5年、令和6年では実質的な将来負担額を基金残高が上回ったことから、将来負担はなしという状況であります。

これをできるだけ簡単に説明しなさいということですので、一般家庭に置き換えて説明したいと思います。

仮にAさんとしませんが、Aさんはマイホームを建て、その際に銀行で住宅ローンを組んだということで、現時点における将来にわたる支払総額、将来負担額が1,000万円であると仮定します。この1,000万円の将来負担額のうち600万円については、Aさんの父親が援助してくれるということになっていることから、Aさんの実質的な将来負担額は1,000万円から父親からの援助600万円を差し引いた400万円ということになります。

そして、Aさんにはこの実質的な将来負担額400万円に対しまして、これを上回る500万円の預貯金があります。つまりAさんには現時点で1,000万円の将来負担がありますが、父親から約束された援助600万円と預貯金の500万円、これを足すと1,100万円となり、将来負担額の1,000万円を上回ることから、Aさんの実質的な将来負担額はゼロとなり、Aさんの将来負担比率はなしと表現されるようになります。

ただいまの説明のAさんを南伊豆町、父親を国、そして、Aさんの預貯金を本町の基金残高に置き換え、令和6年度の決算数値を当てはめると、南伊豆町の将来負担額は68億円でありまして、この将来負担額68億円に対して、交付税等により国から支払われる額が46億円ありますので、差引き22億円が本町の実質的な将来負担額ということになります。

これに対しまして、本町にはこれを上回る約30億円の基金残高がありますので、本町の将来負担比率はなしということになっております。なお、令和7年度の決算におきましても、令和5年、6年と同様に本町の将来負担比率はなしの決算を迎える予定となっております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 課長、大変分かりやすい説明、ありがとうございます。

今の説明で私も町民に向けて南伊豆町の借金は、きれいに安全に健全な運営を南伊豆町はしているということを町民に知らせたいと思います。

では、次の質問に入ります。

次の質問は、緊急事態の備えについてということですが、今、先ほどの答弁に財政調整基金は幾ら積んでも減らされることはないということでしたけれども、大災害は必ず来ると言われています。南海トラフの大地震が起きた場合は、当町の海岸近くの集落の母屋は、全て津波で流され、甚大な被害になると想定します。そう考えると、財政調整基金だけでは対応しきれないと考えます。

そこで、例えば津波対策基金とか、災害対策準備金というような災害に特化した基金を積んでおくというお考えは考えられないのか、お聞かせください。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

仮に大規模災害が発生し、全町民が被災した場合、被災者1人当たり40万円から50万円の支援費用が必要であり、国や募金による義援金を考慮しても、その半分は確保しておくべきという考え方を基準にすると、本町の人口1人当たり25万円を掛けた17億8,000万円が必要ということになります。

災害による被害額をあらかじめ積算することは極めて難しく、財政調整基金がどれだけあれば万全なのかは一概に言えませんが、先ほどの基準を根拠とすれば、あと4億6,000万円の積立てが必要となります。

一方で、財政調整基金への計画的な積立てについては、歳出超過分を同基金からの繰入金で財源調整する近年の予算編成の状況下では、大変厳しいものがありますので、同基金の役割及び重要性を十分認識した上で、先ほども申し上げましたが、財源に余裕があるときに積極的な積立てを行ってまいります。

なお、財政調整基金の残高が交付税の算定に影響することはなく、災害対応に特化した基金につきましても、その必要性について検討してまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 分かりやすい答弁ありがとうございます。

とはいえ、私たちは伊豆半島沖地震で大変な被害を受け、また阪神淡路大震災、東日本大震災も経験しております。そういった意味では備えておくということに関しては、ありすぎて、やりすぎて困るということはないと思います。私が言った、この災害に特化した準備金というのは、再度考察されることを望みたいと思います。

では、次の質問に入ります。

ふるさと応援基金についてですが、昨年11月末で8億1,500万円の基金が積み立てられていると思いますが、今後、何に活用されるのか、また、その内訳、配分等が分かりましたらお聞かせください。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、その年に受けた「ふるさと寄附金」から、返礼品や広告料等の経費を差し引いた額に、利息等の基金運用益を加えた額の全額を、翌年度に予算化し、積み立てることとしております。

近年は、毎年1億円以上の金額を基金に積み立てているため、基金残高が注目されがちですが、ふるさと応援基金は特定目的基金でありますので、寄附者が指定した用途、例えば観光振興、農林漁業振興、自然環境及び景観の保全、保健・医療・福祉の向上、教育・文化・スポーツの推進など、これに沿った事業に充当して活用しております。

人口減少・少子高齢化社会が進展し、町税収入をはじめとする歳入一般財源の増加が見込めない中、大変貴重な財源でありますので、今後も基金の適正な管理と運用に努めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） この基金は、町のために使ってくださいと、そういう名前で寄附いただくのが町にとっても一番使いやすいものだと思います。その中で教育に使ってください

とか、福祉に使ってください、いろんな使う用途を指定してきた基金も幾つかあると思います。

その中で、特に使い道を限定されたものというものは何かあるのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 総務課長。

○総務課長（勝田智史君） お答えいたします。

ふるさと寄附金の保管状況になりますが、先ほど町長が何種類か使途について、ご説明申し上げましたが、それぞれの積立金残高7年度末を申し上げますと、観光農林業振興こちらが3,544万8,000円、自然環境景観保全の活用、これが2,986万8,000円、保健医療福祉の向上、これが2,492万4,000円、教育文化スポーツの推進に関する事業、これが3,228万円、東京大学寮の整備に関する事業314万4,000円、残りの7億3,453万円につきましては、その他目的達成のために町長が必要と認める事業ということになっております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） なるほど。自由に使えるお財布の中には7億円ぐらいあるということですね。これはすごくありがたいことで町長が必要な手段に応じて使えるお財布があるということは、私はとてもいいことだと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

名目の似た、ふるさと創生基金ということについて、お尋ねします。

当初の目的は達成されたと思います。余剰を積んでいるだけであるのであれば、当局のお考えにより一般財源、その他として有効活用ということは、お考えになるのでしょうか。お答え願います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本基金は、国から交付された、ふるさと創生推進費の1億円を原資とし、「光と水と緑に輝く南伊豆町」の実現と観光立町としての基盤確立を目指し、国際交流・親善の推進とふるさとの伝統・文化・芸能の開発・継承を図ることを目的に、昭和63年に設置されております。

本基金は、平成15年度に伊豆薬用植物栽培試験場跡地の取得費用として2億円を取り崩して以来、手つかずの状態でも保管され、令和6年度末現在の基金残高は約1,500万円となって

おります。

今後も基金設置の目的に沿った利活用に努めますが、長期間にわたり利活用が図られなかった場合は、基金の廃止を含めた検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） そうですね、世間一般で塩漬けになっている部分、これが1,500万円あると。いずれにしても、この条例をなくさない限りは、この基金はなくなるわけですから、早くそういった条例をなくす法案を出してもらって、できれば私は、これを内部留保的に見られるのもあまりよくないと思います。積むことも大事ですけれども、町民のためにどんどん使っていただきたい、私はそう考えておりますので、ぜひこの塩漬けになっている部分をどんどん解消していこう、私はそう考えております。

では、次の質問に入ります。

次は、石垣りん文学室と図書館についてです。

先日、図書館を訪れ、石垣りん文学室に入り、ビデオを見させていただきましたけれども、機材が古く音質・画質とも悪く、とても不快な感じでした。そこで、館内の従業員の方にそれを伝えると、実は文学室が雨漏りもしていますと話されました。この図書館は1989年（平成元年）に建築され、まだ37年しかたっておりません。ただし、放置しておく、大変なことになるのではないかと考えますが、これを石垣りんさんの基金を使って、修理・修繕をするということは可能なのか、お答え願います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町では、郷土文学の振興を図り、文化の香り豊かなまちづくりを行うため、石垣りん文学記念室を整備するとともに、その目的達成のために石垣りん文学記念基金を設置しております。

この基金は、趣旨に賛同する方々からの寄附等をもって充てられ、令和6年度末残高で、1,305万5,000円となっております。条例第1条に規定する基金設置の目的である「石垣りん文学記念室の設置」、「石垣りんに関する資料の収集」に充てることとしております。

ご質問いただきました機材の劣化・天井の雨漏り・併設されるトイレの不備につきまして

は、本基金にて実施することは基本的にはできないこととなっており、必要に応じて町一般財源にて実施してまいります。

石垣りん文学記念室及び図書館の状況については、管理主体である教育委員会からお答えいたします。

以上です。

○議長（比野下文男君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

町立図書館については給食調理場等とともに包括業務委託として「株式会社共立ソリューションズ」にその管理を含めた業務を委託しています。

同社との契約では、設備、備品の更新や修繕については発注者側が、突発的な修繕については年間約50万円までは受注者側が実施することとし、その他もしくは計画的な修繕については発注者側にて実施することとしています。

まず、機材についてですが、今年度におきまして受付窓口用のノートパソコンを更新しております。これは、ウインドウズ10のサポート終了に伴うものですが、このほか機器等につきましては現時点では問題ないものと認識しております。なお、複合機につきましては受注者側で、ご用意していただいているものです。

また、天井の雨漏りにつきましては、以前からこのような状況を把握しており、施工業者に調査をしていただいた経緯もございますが、原因究明までには至らず、また、その時点では施設に大きな影響を及ぼすほどでもないということから、これまで修繕を実施しておりませんでした。しかし、その後、受託者からの拡大等の報告はいただいておりますが、町民の皆様にもご心配をおかけするほどのものとなりますと、これは早急に修理を、再調査をさせていただきたいと思っております。

トイレにつきましては、過去に洋式化のための修繕を実施しており、現在は2階の男子トイレ1か所は和式トイレとしております。

その他の施設修繕につきましては、蛍光灯の廃止を踏まえて、照明設備のLED化を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 分かりました。

私がお願いした基金というものを使って修理をしたらどうかという提案だったと思いますけれども、基金というのはあくまでも石垣りさんの書籍の保護とか、そういったものを使うということで、それはできないというお答えだと理解しました。

あと、修繕の話、私が一番ちょっと気にかけているところは、まず、雨漏りというところ
です。雨漏りについては、お見積り等々は、これから考えるということなのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君） お答えいたします。

今回、ご質問をいただきまして、委託先の共立ソリューションズさんと検討をさせていただ
きました。50万円の修繕委託の中で、まずは調査をしていただくということで、先方で調
査をするという形で今、進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） まずは調査をしていただいて、それからだと思います。

それから、先ほどトイレの話が出ました。和式トイレ、この問題について私ちょっと実は
内々で、こちらに和式トイレはどうなんだよとお話ししたところ、局長から実は中には便座
に座るのが、どうしても気持ち悪いという人がいるもので、和式をあえて残しているという、
そういうお答えをいただきました。

私、最初ちょっと今の時代において和式のトイレはないだろうと今どき、あれをまたぐ小
学生はいないよというお話しをしたところ、中には人の使った便座ですということが、す
ごく苦痛だという方がいるということで、あえてあれを残すというお答えを、山口局長から
お話を聞いたものですから、あえてこの質問は省いたわけですが、それと同時に、ト
イレのドアが木造なんです。その木造のトイレが、ドアが、扉が大分劣化していて、これ
は小学生が使うにあたり、ちょっと不快に思うのではないかと思うんですが、その辺の修繕
のお考えはありますでしょうか。

○議長（比野下文男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきました50万円までは、先方の修繕費の中で対応していただく
という契約になっておりますので、今回の調査を含めて、そのほか改善点につきましては、
その金額の範囲内であれば先方、それ以上であれば、ご相談いただいて次年度以降になりま

すが検討させていただくという形で想定しております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

ぜひ快適なトイレになるように検討していただくよう、よろしく申し上げます。

それと、もう1点の図書館の照明についてだけ1点、お話しさせていただきます。

これも、やっぱり従業員の方から、ちょっと聞いたお話なんですけれども、図書館の照明についてなんですけれども、1か所だけLEDになっていると。でも、残りは全部蛍光灯だということですから、雨の日はお年寄りの方が、文字が見づらいという苦情があるということなんですけれども、このLED化についてはどうなっていますでしょうか。

○議長（比野下文男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君） お答えいたします。

修繕した1か所につきましては、機械の不備により事前に修繕をさせていただいたものでございます。その他のLED化につきましては、図書館のみならず、全庁的に順次修繕をかけていくという形で今、順番にやっているという状況でございますので、図書館につきましては、令和8年度予算に工事費を計上させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） LED化ぜひ進めてください。予定にも多分入っていることだと思うんですけれども、ぜひお願いいたします。

それと、もう1点、図書館のことについて、ちょっとお聞きしたいことがあります。

図書館の正面玄関に2本の柱が立っております。その柱の片一方側がずれているのか、私はあまり専門的なことは分かりませんが、とにかく図書館の女性の方が言うには、くさびみたいなのが入っていると、要はそれで支えているのではないかと、要はバランスをそれで取っているのではないかと、そうなるとうが一大きな地震等々が来たときに、あそこは子供達が利用することが多いものですから、万が一、そういうことがあるとどうしようという、そういう不安を抱えている従業員の方がいましたけれども、そのことについて、ご承知していますでしょうか。

○議長（比野下文男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山口一実君） お答えいたします。

前回、雨漏り等を施工主、施工した業者さんに見てもらったときに、特に問題ないという判断をしていただいた形だと思いますが、再度、そこは検証させていただきまして、管理上の不行き届きによって支障が生じているものであれば、先方の補償の範囲で、こちらで直すべきものであれば、こちらの修繕の範囲で直させていただくという形になろうかと思います。そこについては、再度調査をいたします。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） とにかく、図書館というところは、子供、それから、お年寄りの方もよく利用される場所ですから、そういう方たちに万が一のことがあると大変ですので、ぜひ再調査をよろしくお願いします。

また、次の質問に移ります。

次の質問は町営温泉銀の湯会館についてです。

銀の湯会館は、2016年（平成28年）にリニューアルして10年経過しましたが、毎年赤字となっている、この事業を今後も続けていくのか。続けていくのであれば、また改修の工事が必要になってくると思われませんが、その基金は足りているのか、お答え願います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町営温泉銀の湯会館は、平成8年の開館から20年目を迎える平成28年に経年劣化による改修のほか、利用者ニーズに対応した脱衣所の拡張や食事処、エントランスなどのリニューアルを実施し、現在に至っております。

このリニューアル後、10年を経過いたしますが、この間、経年劣化による循環ポンプや、ろ材交換など消耗する機材や部材等について定期的なメンテナンスを実施するほか、空調機器の交換など、施設の維持管理に努めているところであります。

会館の運営については、指定管理制度の下、民間事業者のノウハウや経営手法を活用し、利用者のニーズに対応した、きめ細やかなサービスの提供に努めており、利用状況では令和2年、令和3年において、コロナウイルス感染症による利用者の減少はあったものの、令和

4年以降については回復基調となり、年間6万人を超える方にご利用をいただいているところではありますが、その内訳では、町民の利用者数と町外者の利用者数がおおむね均衡しており、町民の憩いの場や健康増進施設として、かつ町の観光拠点としての役割を果たしているものと思料いたします。

今後、このような大規模修繕が必要となった場合には、このような状況を勘案しつつ、継続・廃止について慎重に検討してまいります。継続する場合の改修工事の財源につきましては、改修規模にもよりますが、町営温泉施設整備基金、観光施設整備基金、公共施設整備基金などの各基金のほか、観光施設関係の補助金や過疎債などを活用することを見込んでおります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

私はどうしても経営者の目線からものを見てしまうものですから、毎年、銀の湯会館を運営するに当たって町から補填をするような格好になっていることについて、私は赤字として、経営者目線からだ赤字として捉えるわけです。ただ、今の答弁を聞きますと町は、それは赤字ではないと、いわゆる経費、広告宣伝費として考えているのだと。理由は町民の福利厚生、健康増進、それから観光地としてのにぎわいの創出、そういうことを鑑みてこれからも継続していくという、そういうお答えだと私は理解しました。

ただ、改修工事はこれからどうしてもあると思いますけれども、それについてのお答えとしては、ふるさと応援基金など公共施設整備基金、この手のお金も使いながら考えている答弁であったと思いますけれども、指定管理されているものだと思いますけれども、そちらからいわゆるこの運営に関して積まれているお金と言うんですか、そういったものはないのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

毎年、指定管理者のほうから利用者の人数掛ける20円ということで負担金のほうをいただきまして、各種基金の中で町営温泉施設整備基金のほうに、毎年、毎回6万人を超えるということで、大体120万円から130万円の負担ということで基金のほうに積んでいる状態です。

以上です。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 今の課長の答弁をいただくと町営温泉施設整備基金に今現在、1,600万円積んであると言いますが、そういうお金が毎年120万円ぐらいずつですか、積んであるというお答えでよろしいでしょうか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

お見込のとおりです。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 分かりました。やはり実際、町営温泉というのは、町民の憩いの場ということは私も十分理解しております。福利厚生という意味でも町民もしくは観光のにぎわいの拠点ということも私も理解しております。これから、大改修等々はあるかどうか分かりませんが、そういう目安が立っているということなら、私も理解を示したいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比野下文男君） 岩田稔君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（比野下文男君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 比 野 下 文 男

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 清 水 清 一

令和 8 年 3 月定例町議会

(第 2 日 2 月 26 日)

令和8年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

令和8年2月26日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第1号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 日程第 4 諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議第12号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第13号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第14号 南伊豆町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第15号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第16号 南伊豆町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第10 議第17号 南伊豆町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第11 議第18号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第12 議第19号 南伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第13 議第20号 南伊豆町指定金融機関の指定について
- 日程第14 議第21号 令和7年度南伊豆町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第15 議第22号 令和7年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第23号 令和7年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議第24号 令和7年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正(第2号)
- 日程第18 議第25号 令和7年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第26号 令和7年度南伊豆町公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議第27号 令和7年度南伊豆町漁業集落排水事業会計補正予算(第3号)

- 日程第 2 1 議第 2 8 号 令和 7 年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議題 2 9 号 令和 8 年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 3 議題 3 0 号 令和 8 年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 4 議題 3 1 号 令和 8 年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議題 3 2 号 令和 8 年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 6 議題 3 3 号 令和 8 年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 2 7 議題 3 4 号 令和 8 年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 2 8 議題 3 5 号 令和 8 年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 2 9 議題 3 6 号 令和 8 年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第 3 0 議題 3 7 号 令和 8 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議題 3 8 号 令和 8 年度南伊豆町公共下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議題 3 9 号 令和 8 年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第 3 3 議題 4 0 号 令和 8 年度南伊豆町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

| | | | |
|-------|-------------|-----|-------------|
| 1 番 | 安 藤 広 和 君 | 2 番 | 岩 田 稔 君 |
| 3 番 | 大 年 美 文 君 | 4 番 | 黒 田 利 貴 男 君 |
| 5 番 | 渡 邊 哲 君 | 6 番 | 宮 田 和 彦 君 |
| 7 番 | 比 野 下 文 男 君 | 9 番 | 稲 葉 勝 男 君 |
| 1 0 番 | 清 水 清 一 君 | | |

欠席議員（2名）

| | | | |
|-----|-------------|-------|---------|
| 8 番 | 長 田 美 喜 彦 君 | 1 1 番 | 齋 藤 要 君 |
|-----|-------------|-------|---------|

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 岡部克仁君 | 副町長 | 渡邊雅之君 |
| 教育長 | 佐野薫君 | 総務課長 | 勝田智史君 |
| 防災室長 | 高野克巳君 | 企画課長 | 山田日好君 |
| 地域整備課長 | 佐藤禎明君 | 商工観光課長 | 高橋健一君 |
| 町民課長 | 土屋秀久君 | 健康増進課長 | 宮本利江君 |
| 福祉介護課長 | 平山貴広君 | 教育委員会 教育事務局長 | 山口一実君 |
| 生活環境課長 | 廣田哲也君 | 会計管理者 | 菰田一郎君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤由紀子 | 係長 | 勝田恵子 |
|--------|-------|----|------|

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（比野下文男君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和8年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

なお、会議に先立ち、長田美喜彦議員、齋藤要議員から議長宛てに本日の会議に欠席届が提出され、受理されていることを報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（比野下文男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（比野下文男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 稲葉勝男君

10番議員 清水清一君

◎一般質問

○議長（比野下文男君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（比野下文男君） 6番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

一般質問通告書に沿って質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、私の質問として、国の予算成立の遅れと税収減少の影響、2番目に水産業の生産力強化、3番目に自動車運転免許証返納後のサポート、4番目に海岸漂着物対策ということで、以上、大きく4問の質問をさせていただきます。

それでは、国の予算成立の遅れと税収減少の影響ということで質問させていただきます。

国の予算成立の遅れが町の公共サービスに与える影響についてということで、衆議院選挙を受けた特別国会にて、高市氏が第105代首相に選任され、発足したばかりの第2次内閣において、高市首相は記者会見で新年度予算案の年度内成立に全力を挙げるとの決意表明がありました。政府与党は年度内の成立を確実なものにするため、国会審議を加速させると聞いております。予算成立の見通しは高いと思いますけれども、不安定要素もありますので、この質問をさせていただきます。

国の交付金、それから補助金に大きく依存している我が町は、国の予算が決まらないと町に入る最終的な金額が見通せず、予算の修正が必要になる場合があります。町の歳入見通し、どのようになっておりますか、お聞きします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

お答えいたします。

通常、新年度予算は3月末までに成立し、4月1日から本予算に基づく行政運営が始まりますが、国会審議が間に合わない場合は、政府は応急的な措置として暫定予算案を編成いたします。暫定予算では、国民生活や行政運営に直結する必要不可欠な経費が優先され、具体的には、年金や生活保護費、地方交付税などが代表的なもので、本町の主要な財源である地方交付税は例年どおり交付されることが見込まれていることから、本町の財政運営への影響は極めて限定的であると認識しており、影響があるとすれば、国庫補助金内示の遅れに伴う事業の遅延が住民生活や地域経済に影響を及ぼす可能性のほか、進行する資材費、労務費の

高騰による財政負担の増加であると考えております。

また、当初予算の編成に当たっては、旧年度の12月頃に国が発表する地方財政対策に基づき普通交付税の額を見込み、その一部を留保財源として数億円確保した編成としておりますので、予算成立の遅れによる予算の修正等の必要もないものと認識をしております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 先ほど、町長、暫定予算ということ、言葉をおっしゃられましたけれども、その暫定予算、つなぎですよ、つなぎ予算、これが満額頂けないということで暫定予算を組むんですけれども、そのときに町の、要するに住民サービス、どのような影響というんですか、あるんでしょうか。

○議長（比野下文男君） 副町長。

○副町長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁からありましたとおり、暫定予算では国民生活に直結する部分について手当されるはずでございます。であるからして、当町の住民生活にほぼほぼ影響は与えないと思っております。当然我が町もキャッシュフローとして現金を持っておりますので、つつがなく当初予算どおり執行はできるものと思っておりますが、若干国の補助金の決定が遅れたりとかする部分があるかと思っておりますけれども、それほどは気にするほどのことではないと思っておりますし、国のほうでも高市首相をはじめ年度内成立を目指すと言っております。そうした関係から、そう遠くない、4月にずれ込んだとしても、早い時期には予算は成立するものと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） よく分かりました。大丈夫だと胸を張って言えるということですね、分かりました。

それでは、次に町の税収減少が介護、医療、福祉分野に与える影響についてということをお聞きします。

人口減少により財源の確保が難しくなっております。公共サービスの維持、向上、特に高齢化が進む我が町において、介護、医療、福祉分野のサービスの低下が心配されますが、ど

のような長期的なビジョン、総合計画を持ち、どの分野に優先的に予算を配分していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

我が国の社会保障給付費は長期的に増加しており、この要因は主に年金、医療、介護給付費の増加によるものです。一例を挙げますと、介護保険制度における本町の介護給付費は高齢化の進展による介護需要の増大から、依然として高止まり状態にあり、令和8年度一般会計当初予算案では、介護保険法の規定による法定負担割12.5%、1億5,203万円を町一般会計繰出金として計上しております。一方、令和8年度一般会計当初予算における町税の総額は9億5,955万5,000円で、令和7年度に比べ4,360万5,000円増加しております。個人住民税では94万円減少となっております。

今後、人口減少が進行し町税収入がさらに減少した場合でも現行制度では町税の減収分を地方交付税が補う仕組みとなっているため、税収減による介護サービス等への影響なく必要な予算を各分野に配分できておりますが、引き続き町民生活に直結するサービスの安定供給を維持するために健全な財政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 分かりました。

施政方針演説で、町長は2040年問題、こうおっしゃったんですけれども、そのときに私、調べたんですけれども、国立社会保障人口問題研究所、こういうところがありまして、2040年の南伊豆の総人口、これは5,417人まで減少すると。約1,600人、そのぐらいまで今で言うところと減少しますよと。支え手が激減して、生産年齢人口は2020年に比べて約25%、これが減少する見込みだと。これにより、個人住民税の自主財源が大幅に縮小し、社会保障費を補うための一般会計からの繰出金が財政をより強く圧迫するのではないかということが書いてありました。その心配は全然ないということですね。

○議長（比野下文男君） 副町長。

○副町長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

先ほど議員が申されたとおり、2040年代に入りますと我が町におきましても5,000人台の

人口となってきます。その税収も当然、住民税、固定資産税等々下がってくると思いますが、それに対する、町民に対する給付費も当然下がってまいります。それらを考え合わせることで、あと地方交付税制度というものがございまして、賄えない分は交付税で国が手当してくれるという制度が存在している以上、全く町が運営できなくなるということはないはずだと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） その地方交付税、国から頂けるんですけども、大したもんですね、少なくなったらその分補填してくれるという、ありがたい交付税でございまして。それでも、町として税収を上げるためにひと汗もふた汗もかかなくちゃいけないのかなど、こう思っています。ですから、安心して暮らせるように、介護保険とか医療、福祉、これに力を入れていただきたいと思います。

それでは、全国で介護職員が2026年、来年度25万人。先ほど、2040年には約60万人が不足すると予測されております。就業継続の支援や働き方改革が急務となっているのではないのでしょうか。町内の介護施設でも職員、介護従事者の待遇改善のための上乗せ予算を組めず、慢性的な人手不足が悪化するのではないかと心配されております。現状認識として、不足人数の具体的な推計はしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、南伊豆町第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、令和5年6月に居宅介護支援事業所を除く町内介護保険サービス事業者に対して介護職員不足数の実態調査を行っております。当該調査によりますと、10者のうち8者において従業員が不足しているため、令和5年度から8年度において25名を確保する予定であるとの回答がありました。

また、令和7年4月時点における静岡県介護保険課の県内将来推計資料によりますと、令和8年度において約2,000人、令和22年度においては約1万人の介護人材不足が生じる見込みであると推測されております。

以上でございます。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 25名募集したけれども、今現在募集した人数が入っているのか、それともまだ不足しているのか、その辺はどうなんですか。

○議長（比野下文男君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（平山貴広君） お答えいたします。

4年間で25名の確保ということで、事業者側のほうは計画を立てておるとい回答をいただいた中で、これに対しての、充足をしたという形のことには聞いておりません。ただ、梓友会さん、エクレシア、特養さんのほうではこの1年、外国人のほうを2名ほど雇い上げているということは伺っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 聞いていないということは、補充されていないかもしれないということですね。ということは、介護サービスを受けるほうの方々、待機というんですか、要は介護待機みたいなもの、これは生じていないんでしょうか。

○議長（比野下文男君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（平山貴広君） お答えいたします。

介護のサービスの提供という形になりますと、在宅であればケアマネジャーさんがその案件案件に伴った形でのサービスというプランを立てる形になります。入所につきましては、施設の入所者の人数が決まっておりますので、その入所に伴う待機というのは現在も発生しているとは思いますが、サービス提供に伴う、人材不足に伴ってサービスが不足しているということはないものと認識しております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） そうですか、それならいいんですけれども、あるところで聞いたら、訪問介護、これについていろいろお話を賜ったんですけれども、要するに人がいないんでなかなか行けないところもありますよと、どこでしたっけ、東伊豆では訪問介護はやめたような、社協が、という話も聞きました。なので、我が町では、社協がありますけれども、そういう方々、要は既存の職員とか、過労とか、人がいなければ過労とか、そういう問題が起き

るのではないかと思います。過労や賃金の不満で離職するのを、次にいきますよ、防ぐための職場環境、この改善策というのはしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

介護分野における従業者の職場環境については、処遇の改善が他産業に追いつかず、人材不足が進行する状況下にあります。国では離職を防止する職場環境改善策として、令和7年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善の支援を行うこととしております。これら施策では、介護サービス事業所に対して緊急的な賃上げや職場環境の改善を支援するため、令和7年12月から6か月分については都道府県主体の補助金が手当され、令和8年6月からは介護報酬の臨時改定により財源確保を図り、必要となる支援を行うものとしております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 国でやるということで、待っているということですね。分かりました。

今後も地域、南伊豆町、賀茂郡でもそうなんですけれども、日本全国、地域全体の人手不足によって介護、福祉、医療の専門人材、この確保が大変難しくなると思いますので、ぜひ、こちらのほうにも力を入れていただいて、さらなる努力をお願いしたいと思います。

それでは、次に水産業の生産力強化ということでお伺いします。

まず、1番目の黒潮の大蛇行が終息した藻場再生についてということでお聞きします。

2025年8月に気象庁より正式に終息が発表されました。黒潮大蛇行は過去最長となる7年9か月にわたり続き、伊豆半島をはじめとする本州南岸の藻場に磯焼けと呼ばれる深刻な影響を与えました。今後は、大蛇行終息という大きな環境変化を追い風に、いかに迅速かつ効果的に藻場を再生、保全して、豊かな沿岸、生態系を取り戻すかが重要ではないでしょうか。

そこでお聞きしたいのは、自然回復を待つだけではなく、食外生物のガンガゼなどの駆除といった積極的な介入など、終息後の環境状況に合わせて見直す必要があると思います。町として、どのような新しい手法や重点的な取組を計画しているのか、伺いたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年、黒潮大蛇行や気候変動による海水温の上昇、さらに海藻を摂食する食害魚の増加など様々な要因により藻場が衰退し磯焼けが発生しており、アワビをはじめとする食用の天草やヒジキなどの減少が顕著となっており、アワビにつきましては、稚貝の放流による増殖を図ってまいりましたが、餌となる海藻の減少や高水温の影響により漁獲量が減少するなど影響が見られる状況にあります。7年半にわたり続いた黒潮大蛇行は終息いたしました。変化した生態系は元には戻っていない状況であることから、令和5年から海藻を食害とするブダイ等の駆除に対する補助金を漁協に交付しております。

また、食害魚等の利活用を進めるため、商品化や販路拡大の支援など、藻場の回復、拡大に向けた取組に加え、県では磯焼け対策の一環として、高水温の環境下でも生育可能性の高いアントクメがアワビの餌として有効であることが確認されたため、アントクメを環境の異なる伊豆半島の東岸及び西岸における移植実験を開始する予定であると聞いております。

黒潮大蛇行の終息により、今後は水温や海況の安定が期待され、藻場の回復に向けては好転の兆しも見え始めておりますが、藻場の再生には一定の時間を要することから、焦ることなく、長期的な視点に立って段階的な取組を進めていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） データは持っていると思うんですけども、令和7年の町内漁獲データ、これ漁協から頂いたんですけども、によれば、かつての本町の誇りであった水産資源が、伊勢エビが43トンから5.8トン、去年は。アワビが11.2トンから40キロ、サザエが30.7トンから700キロ。さらに、ヒジキに至っては6年、7年とゼロキロと、極めて衝撃的な数字となっております。特にヒジキのゼロキロは大蛇行による高水温、栄養不足、貧栄養がもたらした海の砂漠化が最終局面にあることを示していると専門家が言っております。

要するに、こういう南伊豆へ来て、8月の伊勢エビ、アワビが、それからサザエとか、食べられないよとなると観光にもかなり影響があるのではないかと思います。商工観光課長、令和7年の町内のデータ、これを聞きまして、観光にどのような影響があると考えていらっしゃいますか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

黒潮の大蛇行が終わったということで、現状、先ほど町長が申したとおり、なかなか回復するのにお時間を要するというであります。また、現在、ふるさと寄附等においてもなかなか伊勢エビ、アワビの出荷というのが制限されているところでもあります。現況で申しますと、その中でも商品にしにくい、例えば規格外の大きなアワビだとか伊勢エビ、今後、事業者の提案もありまして、そういうものを、下田で言うとS級サザエとか、ああいう商品化して売りに出して、限られた資源というものを有効活用というか消費につなげていくということを今後も実施していくわけですけれども、そもそもこの漁獲量が減っている、これが向上していくということを今のところ期待をせざるを得ないかなということで、水揚げが減っているのをできるだけ早く向上していただきたいというところでもあります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 確かにそうなんですけれども、町の主力産業、観光ですよ。これには伊勢海老まつりの縮小であるとか、飲食店であれば仕入れ価格の高騰とか、料理コストとかが増えるわけで、経営を大変圧迫している、こういうことが問題になっています。ですから、一日も早く藻場の再生をしなければいけないと思うんです。そのためにはそれなりの覚悟が必要と。

いろんな観点から思うんですけれども、ヒジキとかカジメが再び芽吹くためには、先ほど言いましたけれども、芽を食い尽くすガンガゼ、ウニが一番悪いんですよ。なので、徹底的な駆除が不可欠だと思うんです。これまでの規模を大幅に上回る再生プロジェクトとか予算を重点的に配分して潜水駆除とか母藻の設置、これを集中して実施するべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（比野下文男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

議員のおっしゃられますとおり、藻場の再生は緊急な要件であると感じ取っております。また、カジメの移植活動などについては、令和7年8月に発行された静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場ニュースによりますと、昨年度から磯焼け対策として漁業者を中心にカジメの移植を実施しています。今回、事前に伊豆分場からの募集に応じた7地区で10センチ程度のカジメをコンクリートの板等に取り付け、海藻を食べる魚による食害を防止するため網等を施した上で水中に設置しました。今後、移植したカジメが順調に生育することを期待して

いますとの報告がありました。

本町としましても、この動向に注視し、本町で実施可能な取組について関係機関等と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 関係機関は結構なんですけれども、この間、1月4日に、新年会じゃないですけれども、要するに伊豆漁業の副理事とちょっとお話ししたんですけれども、できればという話で、今伊豆縦貫がありますよね、トンネルとか掘っているんですけれども、岩、石が出ますよね。海藻の種、種子ですけれども、それが付着しやすいというのは新しい石とか、それからコンクリートだそうです。なぜかという、今まである、海の中にある、川でもそうなんですけれども、そういう石とか岩とか、そういうものはちょっとヌマが着いていますよ。ヌマというのは膜ですよ、オブラートみたいなものが着いているもので、なかなか付着しにくいですよというお話を聞いたんです。ですから、山の石というのが一番いいですよ。今、工事をやっているものですから、国のほうとちょっと話をして、モデル地区でもいいですよ、モデル地区でも。下流でも、要するに大瀬でも、南伊豆のどこかでそういうものを設置、投入して、カジメ、それから海藻の付着を推進というか、実験というか、そういうものをしてみたらどうかと思うんです。

そのときに、2番にいくんですけれども、水産基盤整備事業、漁場の生産力、水産多面的機能強化、この推進ということで、その一つとしていかなものかと思うんですけれども、昨日、おとといですか、ちょっとお話ししたんですけれども。この資料も去年の11月、課長にお渡ししていますよね、これ、たしか。あれからちょっと時間もたっていますんで、どのようなお答えが出るのか確認したいんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（比野下文男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） すみません、伊豆縦貫道に関する、石のことをおっしゃられましたので、その回答のほうをさせていただきたいと思います。

お答えいたします。

一般的に石を海に投棄する行為は、現代の我が国において環境汚染とみなされる可能性が高く、法令に抵触するおそれがあります。一方で、藻場の再生を目的とした石材の対応等につきましても、関係法令に基づき、適切な手続と専門的知見に基づく対策を講じることが前

提となります。藻場は海の森と称され、海洋性生物の生息、産卵の場として重要であるとともに、水質浄化や炭素吸収にも寄与するなど多面的な機能を有しております。今後につきましては、漁業協同組合や水産関係団体、さらには漁業者の皆様と十分な協議を重ねながら、藻場の再生に向けて適切に取り組んでまいりたいと考えております。

また、2番目の質問についてお答えさせていただきます。

漁業生産力につきましては、主に稚貝・稚魚の放流を中心に取り組んでおり、本町では放流事業の主体となる漁業協同組合に対し補助金を交付するなど支援を行ってまいりましたが、稚貝を放流しても成長が思わしくなく、あるいは水揚げ量の減少といった事象が見られることから、現在は放流事業を実施していない状況であります。今後につきましては、まず磯焼け対策を講じた上で、より高い放流効果が得られるよう、放流時期や方法等について、放流の事業主体である漁業協同組合と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えておりまして、現在、伊浜地区におきましては水産多面的機能発揮対策事業を活用し、漁業協同組合をはじめ、水産関係団体や漁業者が一体となって藻場の保全及び再生に向けた取組を進めております。具体的には、有害生物の駆除、他地区からの藻類種苗の投入、藻場造成のための環境整備など多角的かつ継続的な対策を実施しているところでありまして、これまでの取組により一定の成果も見られておりますが、漁港内に投入した幼体につきましては、魚類などによる食害や高水温、波の影響などにより十分な生育が確認できておらず、藻場全体の回復に至っていない状況であります。先ほども申し上げましたが、今後も漁業協同組合や水産関係団体、漁業者のご理解をいただきながら、他の海岸地区においても水産多面的機能発揮対策事業を活用し、藻場の再生に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） そうですね。早めをお願いしたいんですけれども、いろんなやり方があると思うんです。1つは、ダイバーや観光客、これを巻き込んだ市民参加型とか藻場の再生イベントとか、そういうものを考えたり、観光施策として展開していく、そういう考え方もあると思うんです。

また、ブルークレジット、これは海藻や藻場などのブルーカーボン、生態系を吸収や貯留する二酸化炭素の量、国土交通大臣の認可を受けたジャパンプルーエコノミー技術研究組合、認証を発行する独自の制度で、藻場などの保全、創出プロジェクトの実績を基に企業が購入

することで排出量の相殺やE S G投資に活用ができるということです。事例としては、岩手県の洋野町、藻場保全活動や神奈川県横須賀市の磯焼け対策プロジェクトなどで認証、発行されていると。投資したところは住友商事や東京ガス、セブン-イレブン・ジャパンなどの企業が購入しているということですので、その研究も併せてしていただいて、一日も早く藻場の再生。南伊豆の将来がかかっていると思うんですよ、私は。ですから、一日も早い藻場の再生をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、自動車運転免許証返納後のサポートということでお伺いします。

運転免許証を自主返納した高齢者向けの交通費等の助成制度について伺います。

南伊豆町は、高齢化率が約50%と非常に高く、高齢者による移動は車に依存する割合が高い一方で、事故リスクも抱えております。また、町内は山間部が多く、なれた道であっても高齢ドライバーはブレーキとアクセルの踏み間違いなどや注意不足による事故が懸念されております。

①にいきます。

高齢ドライバーによる交通事故の発生状況と自主返納制度の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における令和7年中の交通事故発生件数は12件で、うち高齢者ドライバーによるものは7件であり、令和7年中の普通自動車第一種免許の自主返納件数は26件となっております。以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 26件ですか、分かりました。

2番の山間部を中心に公共交通の空白地帯が存在していますけれども、高齢者の日常生活、買物や通院を自家用車に依存せざるを得ない状況が事故リスクの背景にあります。返納後の生活の足を確保するため、具体的な交通費等の助成制度はあるのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、様々な施策によって公共交通の維持等に努めておりまして、青野、一條地区を対象とした自家用有償旅客運送バス「なのはな号」の運行をはじめ、医療機関から4キロ以上離れた地域である三浜地区及び三坂地区、南上地区の一部を対象とし、町内医療機関へ送迎するへき地患者輸送事業、65歳以上を対象とした下田メディカルセンターまでの通院に要する交通費の一部を助成する南伊豆町高齢者通院バス料金助成事業、対象者が限定されますが、南伊豆町重度障害者タクシー利用料金助成事業などの実施に加え、南伊豆町社会福祉協議会では有償ボランティアによる高齢者の外出、移動支援などを実施し、住民の移動手段の確保を図っているところであります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） いろいろやっていたらしゃるんですけども、これ静岡県内のデータなんですけれども、静岡県警のものなんですけれども、賀茂郡で言うと松崎町が東海バス回数券割引制度とか福祉タクシー利用券の発行とか、あとは返納したときにお金が多分、運転経歴証明書、これを出してもらうのにお金がかかるんですけども、手数料、これを助成している。町ではこういうことはされていらっしゃるんですか。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

町では特にそういうものはやっておりません。ただし、先ほど福祉タクシーのほうの話がありましたけれども、そういうものにつきましては、先ほど町長が答えたとおり、社会福祉協議会によって移動支援等がありますので、そういうものを活用しているような状況です。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 運転ボランティアとか社協のほうでやっているのかな、たしか。この間もチラシが入っていましたが、3月19日でしたっけ、4時間ばかり行う予定みたいですが、今までどのぐらいが、ボランティアの方が受講して、要するに活動されているのか、もし分かったら結構です。

○議長（比野下文男君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（平山貴広君） お答えいたします。

総数等については、すみません、資料のほうは今手元がないので分かりかねるところなんです。ただ利用につきましては、社協のほうで利用者とドライバーのマッチングをしているという形での事業展開はしております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

利用人数につきましては、令和6年度は訪問型サービスBというものが、利用人数が5人、訪問型サービスDという町の車両を使ったものに対しては利用者数は19人という形になっています。これは延べ人数でありませんので、利用人数、利用している人が19人という形で、だから延べ回数になるともう少し大きくなるということです。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 何かちょっと少ないかな、今の回答を聞いて。

周知のほうはどうなっているんですかね。ちゃんと周知されていると思うんですけども、どのような周知をされているのでしょうか。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

高齢者の生活支援サービスの関係につきましては、昨年、2025年6月号の広報みなみいずで周知はしております。また、定期的にその他でも実施しているような状況です。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） ホームページもそうなんですけれども、高齢者、多分あまり見ないと思うんですよ、ホームページは。紙ベースが主なのかなと思ったりするんですけれども。ホームページもそうで、紙ベースもそうですけれども、周知でちょっと分からないとやっぱり利用できないというか、そういう面がありますので、周知のほうを工夫してやっていただければと思います。よろしくお願いします。

3番の件ですけれども、返納制度、これを知らないでためらう方々に対してどのように情報を伝えているのかお知らせいただけますか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

運転免許証返納にかかわらず公共交通等の制度全般に関わる情報の周知方法としては、本町全域が対象となる場合は広報で、対象地域が限定される場合はチラシによる回覧で、対象者が限定される場合は個別に対応し、周知に努めております。

また、高齢者の総合支援相談窓口でもある地域包括支援センターにおいても情報提供を行っておりますが、町の公共交通については、地域間、対象者、目的別によってサービス内容が異なることがあるため、個別事例ごとに適応する施策の説明を行うなど丁寧な周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） そうですね。私、高齢者とお話するときに、返したいんだと、免許を返したいんだと、80になったら返したいんだと、そういう方が結構いらっしゃったんですけども、だけれども足がないよということでしたんで、どういう足が必要なのかなと言ったら、要は玄関からそこまで送ってくれると一番いい、タクシーじゃないからそういうわけにはいかないよというお話をしているんですけども、やっぱり自分で今まで自動車で自由にあちこち行けたわけなんですけれども、それができなくなる不便さというものの不満があるのかなと思ったりするんですけども、できれば今後も南伊豆の実情に合わせたそういう施策をお願いしたいと思いますので、今後も皆さん、高齢者の意見を聞きながら、沿った、一層それを検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後になりました。海岸漂着物、この対策についてお聞きします。

海岸における漂着ごみの現状について。近年の漂着量の推移とその処理に要している予算の推移を伺いたいと思います。

また、近年の海岸漂着物処理推進法の改正、これを踏まえて、河川上流部を含む陸域からの発生、抑制対策をどのように強化していく方針なのか。特に、ボランティアへの支援や学校教育における海洋環境学習の推進について、見解を求めたいと思います。

まず最初に、①として町内のごみの回収量とか以前と比較した傾向等を伺いたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町内における海岸漂着物の回収量は、集計を開始した令和3年度から令和7年度現在までの合計で約164.2トンであり、年度別では、令和3年度45.2トン、令和4年度31.7トン、令和5年度22.4トン、令和6年度47.2トン、令和7年度は17.7トンとなっております。

回収量の推移は、令和5年度までは減少傾向でありましたが、令和6年度に台風や大雨等による大量漂着の影響により大きく増加し、令和7年度は再び減少に転じております。地区別では、湊地区及び子浦地区の回収量が多く、中木地区などでは比較的少ない状況であり、回収物の種類については流木が多く、その他にはタイヤやプラスチック類が確認されております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 湊地区、子浦地区が多いということで、海水浴場があるんですけども。細かいことをちょっと聞きたいんですけども、湊地区の、私、地元なもんですから、弓ヶ浜だと思うんですけども、逢ヶ浜と。これの、要するに流木が多いのか、それから草が多いのか、その辺、分かったら教えていただけますか。

○議長（比野下文男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

細かなデータは今現在持っておりませんのではっきりとした回答はできませんけれども、恐らく海藻であったり上流から流れてきた草等だったりする傾向があると思います。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 年に湊地区で3回ぐらい清掃しているんです。要するに、地区の区民が出てやっているんですけども、その中で、正月前ですかね、12月頃やったときには、ヨシってあるじゃないですか、ヨシ、あれがものすごく多かったです。要するに、草と言えば草なんですけれども、切り口ちょっと見させてもらったんですけども、結構きれいに切れていて、きれいに切れているということは刈払機で切った痕かなという推測ができたもの

ですから、それで、結局は上流で切ったものが最後は下流、または海岸に漂着するよということなものですから、その辺のことをもう少し考えて、後でも言いますけれども、考えていただければと思います。

②にいきます。

清掃ボランティアの高齢化、結構進んでいますけれども、その中で河川流域の人や若年層、若者の参加を促すためのインセンティブ、これ行動を促す動機づけ、刺激とかいうことですが、ビーチクリーナーとか、それからごみ収集車等の支援、こういうものは検討はされませんか、いかがでしょうか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、町内ではボランティアによる清掃活動として、学生や親子などを対象とする環境教育などを含んだ活動も多く行われており、実際に、清掃活動を単なる作業とするのではなく、清掃活動で回収したごみを使って環境学習を行い、そのインセンティブとして町内で使える割引券との引換えなどの取組も行われております。

町としても、回収したごみの処理手数料の減免のほか、町内の家庭ごみの現状や海洋ごみによる環境問題、海を守るために何ができるかなどについて、町職員が清掃活動の現場に出向き、出前講座を開催しております。今後も、引き続き清掃活動による恩恵を受ける受益者や若年層の参加が促進されるよう町内の清掃ボランティアと連携を強化し、環境づくりを推進してまいります。

また、ビーチクリーン車、ごみ収集車等の支援について、町では検討しておりませんが、台風などによる海岸漂着ごみについては、静岡県の海岸漂着物等対策事業費補助金を活用した処理を実施しております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 前に、10年ぐらい前ですかね、このビーチクリーナーの件について質問して、同じような答弁があったんですけども、買うとかそういうこともできるんですけども、逆に言えば、要するに企業版ふるさと納税と協賛、要するに環境保全に熱心な企業、そこと連携して機材の提供とか、要するに実証、フィールドとしていかがですかということ

も考えられると思うんですけども、そういう考えというのではないのでしょうか、いかがですか。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） お答えいたします。

ビーチクリーナー等々の活動につきましては、例えば自動車メーカーのホンダさんですとかが独自に開発したもので海岸清掃活動、地域貢献というんですかね、やられているような話も聞きますけれども、今のところ町でそういったお話を受けたこともないものですから、またちょっとこちらからアクションしていけるかどうかはちょっと調べてみます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 待っているだけじゃ何も始まりませんから、なんせエンジン、エンジンというのはやる気ですから、その辺についてかけていただいて、相手の企業にアタックというか、相談していただきたいと思います。よろしくお願いします。頼みます。

最後に、学校教育における海洋環境学習の取組、こういうことはされているのでしょうか。どういふことをされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、海に囲まれた地理的特性を生かし、地域の自然や環境を学ぶ教育の充実に取り組んでおります。

学校教育における環境学習は、単なる知識伝達にとどまらず、体験型、地域連携型の学びを基盤とし、児童、生徒の主体的な学習意識と環境への関心を高めることを目指しております。

また、総合学習の時間等を活用して、地域の自然や防災、環境とのつながりを学ぶ学習活動を実施し、児童、生徒が自ら調べ、発表するなどの学習成果発表や、その成果を動画やポスターで発信しております。環境の現状と課題を学びながら地域と連携した体験的な学習活動を重ねることは、児童、生徒の豊かな感性や問題解決力を育む上で重要な役割を果たすと考えておりますので、今後も学校、家庭、地域が連携し、海洋に関する教育機会のさらなる充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） すばらしい取組ですね。鉄は熱いうちに打てというじゃないですか、だから小さい頃の学習、思い出とか、そういうものは必ず、私65ですけども、あるんですよ。皆さんにも小さい頃の思い出というのはあると思うんですけども、そういうものを、最初いいことを経験、それから学ぶと、それがずっと人間の一生の宝になっていきますんで、私はいいい取組だと思いますので、今後も、教育長、よろしくお願いします。頼みます。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比野下文男君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 稲葉勝男君

○議長（比野下文男君） 9番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） それでは、通告に従って一般質問させていただきます。同僚議員と重複する部分もあると思いますけれども、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

私は2つほど大きい題で質問させていただきます。

1つとして、災害時の飲料水確保と生活ごみの処理についてということでお伺ひいたしたいと思います。

まず、上水道施設の現状と耐震化についての対応というか、その辺についてお聞きしたい

と思います。

政府の地震調査委員会は、昨年9月、南海トラフ地震、マグニチュード8から9クラスの巨大地震が今後30年以内に発生する確率を80%から、それを60%から90%程度以上に改めました。令和6年1月元旦の能登半島地震、昨年12月、青森県八戸市を震源とする震度6の地震と、大なり小なりの地震が発生しております。能登半島地震から2年が経過しましたが、生活上最も重要な飲料水施設の復旧が遅れ、断水が長期化し、住民生活や経済活動に多大な悪影響を与えたとも聞いております。ご承知と思いますが、国土交通省は巨大地震に備え、災害対応拠点となる重要施設、病院だとか避難所、それに対して巨大地震の地震に対して災害対応拠点となる重要施設、今申し上げた、それらについての震度基準、水道管等の震度の基準を見直して、現行より厳しくする方針を固め、水道施設の技術基準を見直し、自治体に遵守を義務づけ、10月以降、新設管を対象に、既存の配管は交換や改修のタイミングで行うと、そういうあれを通達というか、それを出すとされております。

水道管の耐震基準は、住宅やビルなど一般的な配管はその地域で発生する可能性が高いと言われている震度5程度のレベル1の揺れに対する耐久性を必要とし、最大規模のレベル2を求める対象は浄水場の導水管、あるいは送水管、要するに基幹管路とされているけれども、新たにその基準は一般的な配管のうち重要施設につながる区間へもレベル2への耐久性を求めるとして、厳しい基準になると予想されます。

ここで、上水道施設の現状と耐震化の計画についてお聞きします。

第6次総合計画の中で、安定給水を目的に施設の耐震性を確保、水源の確保、耐震補強工事等が記されております。送配水管、配水池、浄水場等、現状及び耐震化に対する計画があったら、それをお聞きしたいと思います。

それで、先ほど配付された文書に、これは南伊豆町の上下水道事業運営についてという文書が配付されました。これは、総務省の公営企業等経営アドバイザーの遠藤誠作さんが町長、それから議長等に送付したものでございます。その中に記載されておりますが、上下同時進行は無理だと。先に水道に注力しなさいと。水道は老朽化し、耐震性に問題があります。以前から南海トラフ地震の発生に備えるよう国の指導がありますが、南伊豆町は具体的な対応をしていません。万が一発生したときに、浄水場は壊滅的被害を招く懸念がありますという文書が来ております。今、私が申し上げたように、耐震というか地震に対する対応、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の水道事業における耐震適合性を有する管路は全体の32.79%でありまして、配水池については、令和5年度に統合した海岸地区9か所の簡易水道を含め、町内40か所のうち耐震性を有するものは1か所のみで、その他は耐震診断を必要とする施設となっております。これら水道施設の耐震整備については、アセットマネジメント策定及び浄水場耐震化検討業務委託で検討中でありまして、詳細については担当課長から説明をさせます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） お答えいたします。

管路につきましては、令和7年度の更新がまだ反映されていない数字なので、令和6年度ということになりますけれども、耐震適合性を有する管の割合は、送水管で、上水道総延長1万7,813メートルのうち6,589メートルで36.99%、簡易水道の総延長809メートルのうち117メートルで14.46%。配水管では、上水道総延長9万9,974メートルのうち3万8,907メートルで38.92%、簡易水道総延長1,921メートルのうち73メートルで3.80%となっています。

配水池につきましては、耐震性を有するものは毛倉野配水池だけとなっております、ほかの配水池につきましては耐震診断が現状未実施となっております。

今後の更新等なんですけれども、先ほど議員もおっしゃられたように、重要地区とかで町内をA、B、Cの3地区に分けて、一番重要なA地区で耐震性のない管につきましては、耐用年数の1.75倍の期間を目安に更新をかけると。その他、耐震性があるところについては2から2.5倍の期間で更新をしていく予定としています。配水池につきましては、優先度等、耐震診断からやらなきゃならないものですから、優先度等を慎重に判断して実施していく考えです。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今、数字的なものは分かったんですけれども、配水池が、私がすごく気になるのは、配水池の大きいのは石井の、あそこに1か所でしょう、大きいやつは。それから、手石の日野橋渡って向こう側に1か所ある。それから、青市の、名前を言って申し訳ないですけれども、・・・先生のハウスの裏山の高いところ、それが今耐震性がほとんど

なく、その周囲は。要するに、いわゆる一番気になるのはあそこがもう何十トン、配水池は。それと、もう50トンやそこらじゃ効かないよね。ものすごく大きい配水池ですか、あれが仮に震災で破損したと。それで、そこから出る何十トンが何百トンかの水が下に下りてくる。それで、そのときどういうふうな状況になるのかなということを想像すると、非常に住民が、あの下の方の住民の皆さんには本当に迷惑をかけるんじゃないかと思しますので、配水池をとにかく早急に耐震性を把握して、それで工事してもらいたい、そのように思います。どうです、生活環境課長、その辺。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、地震等起きたとき、配水池が損傷して、配水池の下の方の家だとか人に被害があるようなことがあってはいけないと考えております。浄水場と言いますか、水需要の計算上、現在、1日当たり6,400立米、浄水能力があるんですけども、令和6年に、先ほど町長が言いましたアセットマネジメントという浄水場の耐震化の計画を立てた際に、今後の水需要の見通しが4,175立米、約2,000立米ぐらい少なくなるということもありますので、その辺の更新も考えた上で配水池の更新、耐震化も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 非常に今より何年度からという、そういう計画も今すぐは立てられないということはもう十分承知なんですけれども、それに、先ほども言いました、アドバイザーのほうからのアドバイスもございますし、これは本当に慎重にこの辺を、以前申し上げた震災で町民の皆さんがものすごく被害を受けられた、水道があったから被害を受けたと言われられないような、そういう施設に、ほかの施設もそうなんですけれども、町の施設。ぜひこれは、飲料水の関係もありますし、ですからいい方向に町長持って行ってということが必要だと思います。町長どうですか。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、町の方針としても、水道事業に関してはしっかりとやっていかななくてはならないというところと、遠藤先生からのご指導もあった中で、そのようにいろいろ多方面に水道をしつ

かりと安定的に供給できるように努めていきたいと思っておりますので、引き続き担当、それから様々な支援、交付金や補助金等をうまく活用して整備していきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） ここで必ず何年度までという答弁をいただこうと私、思っておりません。ぜひ鋭意努力していただきたい、そのように思います。

続きまして、災害時における飲料水の確保に対する対応について。

これは令和6年3月の定例会でも同じような質問をさせていただきました。災害時における飲料水確保は被災者の生命維持、生活維持のため最重要課題と考えており、令和6年3月の定例会でも質問させていただきました。平成26年8月策定の防災計画、この地震対策編の中で、飲料水の確保は自主防災組織を中心とする飲料水の確保で、災害発生時に利用予定の井戸、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく、これ明記されております。そのとき、本当に私そういう質問をさせていただいたとき、町のほうでは水質検査を行って利用できる水源をしっかりと把握していくと、そういう答弁をいただいた記憶があります。そして、令和7年4月に改訂された南伊豆町地域防災計画にも、給水計画として、町民及び自主防災組織は地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努めるとして、この場合は衛生上の注意をなさいと、そういう形で防災計画にっています。冒頭にも申し上げましたが、飲料水の確保は、これ本当に喫緊の課題でありますので、現状と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

1995年の阪神大震災、能登半島地震など、長期間断水が続いて、近年、その断水時に対する住宅や工場の井戸水を断水時に、商業施設などの水を近隣住民に開放すると、そういう自治体が増加しているとも聞いております。災害用井戸等を事前登録する制度が導入されておりますので、それらについて、早急に対応することが必要だと思いますけれども、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

災害時における飲料水の確保につきましては、南伊豆町地域防災計画の給水計画に基づいて行うこととしており、町が主体となり実施する飲料水の供給としましては、飲料水の確保

が困難な地域に対し給水車等により応急給水を行うこと、管内で飲料水の供給が困難な場合、静岡県知事に調達の斡旋を要請すること、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報すること、発災後8日以内をめどに仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努めることとしております。

また、町民及び自主防災組織が主体となった飲料水確保としましては、発災後7日間は水を貯えること、発災後4日目から7日目くらいまでは自主防災組織による給水及び町の応急給水により確保すること、地域内の飲用に適する井戸、湧き水等を衛生上に注意を払って活用すること、町の応急給水に協力して、飲料水の運搬配分を行うこととしております。このように、発災時の水の確保には、町及び町民並びに自主防災組織との連携が不可欠となりますので、通常時から連携の強化に努め、有事に備えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 全く町長のおっしゃるとおりでございますが、自主防災に、以前も質問させていただいたんですけれども、井戸水だとか川の水を使うということも防災計画にある。その中で、水質検査、それを自主防にそこもやってもらって、もちろんそれからの利用というのは自主防が主体になってやればいいとは思うんですけれども、そこまではやはり町で、どこに井戸があり、この水は使えますよと指定を、お墨つきですね、これをやるには、町で水質検査をやって、そしてその指定の井戸ですよということをやる必要があると思うんです。先ほども言いましたけれども、今各自治体では商業施設の井戸だとか工場の井戸だとか水質検査をして、これは災害用に適するんだから、これを町民の、市民の皆さんに知らせ、この井戸は使えますよという情報、それをやっていくのが、要するに、指定井戸、災害時の協力井戸、これをぜひやっていただきたいというのが、私は防災計画にも入っていますから、それを今町長に話しているんですけれども、これについて、近隣ですと下田市がもう既にやっています。

下田市は、登録井戸が77件あるようで、そして、これは水質検査は登録のとき恐らく市でやっている。そして、その後は自分たちで維持しなさいよという。そして、そのうちまたポンプが故障しているとか、そういうものに対しての維持費、これについては修繕費として2分の1を自主防というか、その人の個人的な井戸だと思うんですけれども、そこへ補助金としてやって、それでそれを災害時の井戸として利用する、こういう制度をつくっています。

ですから、南伊豆もそんなにこれ、難しいあれじゃないから、ぜひこれについては早急に
取り組んでやっていただきたい。以前、6年3月に私が質問したときは、その当時の副町長
が鋭意努力してというような、もうそれから2年たっているから、ぜひそれは腰を上げてや
っていただきたい、そのように思いますが、どうですか、これ。

○議長（比野下文男君） 防災課長。

○防災室長（高野克巳君） お答えします。

私も生活環境課のときに珠洲のほうへ行かせていただきまして、断水の期間が多かったと
いうことで、職員の話聞いてまいりました。こういった中で、帰ってきた職員の中で、井
戸水に関しては企業的な、水道のほうじゃないということで、防災のほうでやるというこ
とを決めましたので、今後については、この内閣官房水循環政策本部事務局と国土交通省の管
理・国土保全局水資源部というところが昨年3月に災害時地下水利用ガイドラインというも
のをつくりました。そして12月に改訂を行っておりますので、それによりますと、まず庁舎内
の職員で調査をすとか、あと自主防災のほうに調査をかけるとかというガイドラインがで
きていますので、それに沿ってできる限りのことを今後やっていきたいと思っております。水の確
保については大切だと思っております。

ただ、先ほどの飲料水についてですけれども、このガイドラインは生活用水について、生
活用水って飲料水も入っちゃうんですけれども、定義的には、飲料水に関しては、このガイ
ドラインはあくまでも生活用水、トイレとか洗濯用とか風呂とか、そういったものに使うも
ののガイドラインとなっております。ただ、飲料水に使うときには、先ほどの地域防災計画
にありますように、検査をして、通常時から管理される、持っている方の責任においてやっ
ていただいて、そのものを事前登録していただくという形の制度になっておりますので、そ
の辺については調査研究しながら、安定供給に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今、室長がおっしゃられるように、生活用水というのは広い意味で洗
濯だとか、必ず飲料水だけじゃないからそのあれは分かるんですけれども、町長も施政方針
の中にいつ来るか分からない地震ということで、非常に地震を、それほどこの首長さんもそ
うなんでしょうけれども、言っている中で、やっぱり住民の生活の中で飲料水というのは物
すごく重要だと思うんです。復興のためにも重要だし。だから、ぜひこれは、私、早急にこ

ういう条例というか、あれをつくって、それで町にある、本当に飲料水として使えるものを、やっぱり各地域に1個でもそれがあるような、そういう計らいをこれからやっていくべきだと思いますけれども、町長、また、すみませんけれども、考えて、ぜひやってください。

それでは、続きまして、生活系廃棄物の処理についてということでお伺いいたします。

これも、以前もちょっと質問させていただいたんですけれども、現在、町内から排出される一般廃棄物と災害時に発生する一般廃棄物は、埼玉県寄居町のオリックス資源循環株式会社に搬送し、処理委託をすることになっております。議会も視察に行きまして、素晴らしい施設だということを改めて認識しました。過日、ある新聞の社説に伊豆半島の防災に対し、孤立前提で備えを急げと題して伊豆半島の中南部3市5町、これは下田、伊豆市、沼津市の一部、それから賀茂郡は陸路の寸断などで少なくとも67集落が孤立すると記載されておりました。このことから考えますと、搬出方法も陸路、あるいは港湾施設を使って、いずれにしても被災したらもう海路も陸路も運ぶことができないということが考えられます。

そこで、地域防災計画の中に応急住宅災害廃棄物処理、その中で一般廃棄物の処理と処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制について、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携、協力の在り方等について災害廃棄物処理計画に具体的に示すと、これが明記されております。南伊豆地域広域ごみ処理事業計画も残念ながら破綻し、現在、記載されている周辺の地方公共団体との連携、また協力について、現在どのように対応するのかお聞きしたい、このように思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、可燃ごみ処理については、本町での中間処理は行わず、埼玉県寄居町にあるオリックス資源循環株式会社へ全量搬出し、その処理を委託しております。この方式は、安定的かつ衛生的な処理を確保する一方で、災害時には交通網の寸断や処理施設の被災等により通常どおりの搬出が困難となる可能性があり、平常時とは異なる対応が必要であると認識しておりますので、発災直後は住民の生活再建や衛生環境の悪化防止を最優先とし、可燃ごみについては、避難所や各家庭からの発生量や収集状況を踏まえた中で、一時仮置場や清掃センター内での貯留、収集頻度の調整などの段階的な対応を行ってまいります。

また、道路状況や処理施設の稼働状況を速やかに把握し、陸送、海上輸送など可能な範囲で全量搬出の早期再開に努め、感染症対策や悪臭防止等の観点から、可燃ごみの保管期間が

長期化しないよう衛生管理にも十分配慮してまいりたいと考えております。

今後も平常時の全量搬出を基本としつつ、災害時に住民生活への影響を最小限に抑えるため、実効性のある可燃ごみ処理体制の確保に努めてまいります。

1市3町の広域ごみ処理のその後の対応については、担当課長のほうでお答えいたします。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） 1市3町のごみ処理施設の組合が解散されたわけですが、今、当町を除く1市2町で今後の在り方について、今の施設を修繕して委託のような形でやるのか、新たにやるのかという。あと、当町のように全量搬出の可能性も含めた中で検討していくことであります。

災害時のごみにつきましては、1市3町というよりは、現在、伊豆半島の広域防災協議会というものがある、そのあたりについても、災害ごみも含めて、災害ごみとは違う一般の生活ごみ、そのあたりの処理を広域で何とか助け合えるようにという話合いをしているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長の言っていることも理解できます。私が言いたいのは、今まで有事があった、南海トラフのような、どうなるか分かりませんが、これと違って、清掃施設が故障したよとか、そういう理由で、例えば南伊豆のごみが一ヶ月なり何なり処理できないよというとき、お互い例えば下田市は受けてやりますよ、松崎が受けられますよ、そういうあれで、お互いに相互にやっていた。それは、私一番心配するのは、1市3町、広域でやるという、そういうのを、今回、南伊豆は脱退しますよということで、行方がはっきりと、いつか分からない状況にあると。そういう状況下で、例えば下田はやってくれないと言って、それが、実際そんなことがあっちゃ困るんだけど、お互いにやり取りするという、全部やるわけじゃないから、お互いに助け合うと言って、そういう中で、心配するのは下田市が、それが今の段階で協議なりなんなりして心配ない。受けてくれる。全部松崎とか、実際の施設が残るとは限らないですけども、そういうことを心配するものですから、その点について、町長に、早急に近隣市町の自治体と、そういう約束をしていただきたい。こういうふう

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

実際に今、日に約10トンの家庭ごみからの一般廃棄物が出るんですけども、それを全てとなると、なかなか広域で被害を受けたときは厳しいのかなというところですよ。

今回、今オリックスのほうに全量搬出していますけれども、これがもう完結型だとは私は思っていませんので、やはり自分のところで処理するというのも大変重要かと思っておりますので、オリックスに搬出しながら、自分たちでできることは何か、もっとごみ量を減らすですとか、災害時にも対応できるような処理の仕方というのにも引き続き模索しながら、今までやっているいろんな実証実験、実績を基にいろいろ検討していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長のおっしゃることも分かります。ぜひ、言い方は悪いですけども、仲たがいしないで、お互いに賀茂郡ということをや、5町で、ぜひ自治体が全部どこかの施設も大丈夫だよということではないでしょうけど、できる限り近隣自治体をお願いしてやれるような、そういうあれを進めることも一つだと思います。

次に変わります、まちづくりのための町の基本条例制定について。

昭和30年7月31日、南賀6か村が合併して南伊豆町が誕生してから、昨年で70年が経過し、記念行事も行ったところではありますが、南伊豆町誕生時には約1万6,000人の人口があったと思います。70年たった令和8年1月1日の人口が、合併時の45%、7,161人です。その大きな原因として挙げられるのは、全国流行語にもなっていると言われる切実な問題である少子高齢化、これで厳しい現状だというふうに、全ての自治体がそういうふうに言っております。

このような厳しい状況に直面している現在、町民、議会、町はまちづくりの指針として基本となる理念や原則、それから協働の仕組みを明らかにして、それぞれの役割と責任を果たすことが必要であるというふうに私は考えております。

その基礎となるには、町制施行30周年記念のとき、昭和60年7月31日ですか、当時の4代目の町長かな、菊池利郎町長がまちづくりの基本となる南伊豆町民憲章を制定いたしました。これは皆さんもちろご承知のことと思います。町民、議会、町が互いに協力、尊重し、一

体となってまちづくりを進めるため、共有された尊重されるべき最高規範として南伊豆町自治条例、まちづくり基本条例を制定することに対する町長の考えをお聞きしたいと思います。

ちなみに、南伊豆町民憲章は、皆さんも知っているでしょうけれども、「伊豆半島の南端にあるわたくしたちのまちは、太平洋のおおうなばらを三方に望み、美しい山々を背にした、湯の香ただよう平和の里です。この恵まれた郷土に限りない愛情と誇りを持ち、さらに豊かで住みよいまちをつくるために南伊豆町民憲章を定めます」。それで、マーガレットのように美しくとか、ウバメガシ、こういう町民憲章がございます。ぜひ、町長も、非常に少子高齢化でこの先南伊豆町の行く先が非常に心配される中で、やはり町民と議会、それから町と、3者が一体となってまちづくりのために町民基本条例、そういうものを制定することが私はいいんじゃないかと。今日や明日にできる問題じゃありませんけれども、今後、ぜひ検討していくことが必要だというふうに考えます。町長の考えをお聞きします。

○議長（比野下文男君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まちづくり基本条例は、町政運営の理念や基本的な考え方を示す、いわば概念的、宣言的な性格を有する条例であると認識しておりまして、公共政策研究所の調べによると、全国自治体の制定状況は、令和7年4月1日現在、411自治体であり、静岡県内では6自治体となっております。また、過去5年間では9自治体が制定しておりますが、新規制定する自治体は年々減少傾向にあります。

本町では、まちづくりの基本的理念と方針を示し、住民との協働による将来像の実現に向けた指針として策定された第6次南伊豆町総合計画により既に町政運営の基本的な考え方は整理されているものと認識しておりますので、まちづくり基本条例の制定は予定をしております。今後、本町を取り巻く環境の変化等によりまちづくり基本条例が必要となった場合には、制定について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 確かに町長おっしゃるように総合計画があります。その中で、先ほど私が言った町民憲章を基としたまちづくりだとか、そういうものが記載されております。今必要がないからということで町長はおっしゃっておりますが、やはり町民と一体となるとい

う、今もう一体とはなっているとは思うんですけども、やはり私たち議会のほうでも基本条例をつくって議会の在り方だとか議員の在り方だとかを定めて、やっとな去年の11月でしたか、制定したんですけども、やはり町民もある程度そういう感覚になってもらうことが必要かなということで、私は今後の制定について希望を申したいと思いますので、町長も、今言ったように、現在は考えておりませんがという答弁をいただいたんですけども、今後ぜひその辺は検討していただきたい、このように思います。

以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（比野下文男君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（比野下文男君） これより議案審議に入ります。

報第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第1号の提案理由を申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく南伊豆町新型インフルエンザ等対策行動計画について、別紙のとおり改定いたしましたので、同条第6項により議会に報告するものであります。

詳細については健康増進課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 内容説明を求めます。

健康増進課長。

〔健康増進課長 宮本利江君登壇〕

○健康増進課長（宮本利江君） 報第1号の内容説明を申し上げます。

南伊豆町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について。概要資料に沿って説明いたします。

上段、改定趣旨をご覧ください。

本改定は、国の計画である新型インフルエンザ等対策政府行動計画が令和6年7月に改定され、令和7年3月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことを受け、新たな感染症危機に備えた対策の一層の充実と実効性の確保を図るため、南伊豆町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したものでございます。

なお、今回の計画改定に当たりましては、静岡県から助言をいただくとともに、令和7年12月23日に開催いたしました南伊豆町災害医療連絡会において、感染症に関する専門的な知識をお持ちの医療従事者の皆様からご意見をいただき改定いたしました。

資料中下段、計画の目的ですが、1つ目としまして、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。2つ目としまして、町民の生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化としております。

また、資料にはございませんが、改定後の国や県の計画では、パンデミックをもたらしました新型コロナウイルス感染症の対応で得られた知見等を踏まえ、新たな対策項目として、偏見や差別の防止、偽情報対応などに関する項目のリスクコミュニケーション、また水際対策、治療薬の備蓄や適正な分配、流通に関する項目、迅速な検査体制に関する項目、感染症対策物資の備蓄に関する物資の項目などを加え、現計画の6項目から13項目に拡充するとともに、全ての項目において、より充実した取組内容に改定されております。

これらを受けまして、町では国県の計画にて町の役割とされております7つの項目について、対策のほうを整理させていただいております。

裏面をご覧ください。

こちらには、3つの対応時期における7つの対策項目について、主だった取組内容をまとめさせていただきいただきました。前計画から新たに加わった取組や記載を充実させた箇所につきましては赤字でお示ししてあります。

準備期における取組では、訓練の実施や基本的な感染対策の啓発、ワクチン接種に必要な資材の準備や予防接種システム整備、感染症対策物資の備蓄等を。また、初動期では、実施

体制に係る人員体制対応準備や予算の確保、コールセンター等の設置の検討、ワクチン接種体制の構築など。対応期では、ワクチン接種の実施に関することや教育の継続、生活物資の価格安定や事業者支援等が主な改定箇所となっております。

報告は以上となります。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎諮第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 諮第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 諮第1号の提案理由を申し上げます。

本町における法務大臣委嘱による人権擁護委員は5名であり、このうち1名が令和8年6月30日をもって退任されます。法務大臣に対する候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項に「市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者などの中から、議会の意見を聞いて、候補者を推薦しなければならない」と規定されております。

今回、これらの要件を兼ね備えた高橋美智子氏を同委員の候補者に推薦することについて、議会のご意見を伺うものであります。

なお、委員の任期は令和8年7月1日から3年間となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第1号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、諮第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第12号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第12号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和7年4月1日に施行された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並

びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令並びに令和7年9月10日公布の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正を行うものであります。

改正内容は、保育の内容に関する支援に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、所定の要件を満たすときには連携施設を確保しないことができるようにするものです。また、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を5年間延長するほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が追加されたものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第12号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第13号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和7年4月1日に施行された家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令並びに令和7年9月10日公布の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから所要の改正を行うものがあります。

改正内容は、家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園またはこども園等との保育支援内容に係る連携施設の確保や代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、連携施設を確保しないことができるようにするほか、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を5年間延長するものであります。

また、利用乳幼児の健康診断を乳幼児健診で代替できることの追加、地域限定保育士を保育士と同等に扱うことを可能とし、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が追加されたものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第13号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第14号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

本議案は、子育て支援施策の一環として放課後児童クラブの利用者負担金の軽減及び利用要件を見直し、同クラブの適正な利用を図るものであります。

改正内容は、月中途入退所時の月在籍日数が2分の1未満となる場合は利用者負担金を2分の1の額とする規定のほか、一定期間利用者負担金を滞納した場合または利用がない場合には利用許可を取り消すことができる規定を追加するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

黒田利貴男君。

○4番（黒田利貴男君） 1点お聞かせ願いたいんですが、例えば年度が変わって4月以降に出産を控えている親がいたとします。その第2子として、第2子が生まれるとして、その子が小学生であると。それで、4月から放課後児童クラブへ申し込んでいたと。その場合でも、前もって放課後児童クラブを予約しておいて、入るのを希望しておいて、子供の出産、それまでの期間利用しなくていて、その場合でもこの条例改正の利用期間がなかった場合に当て

はまるのかどうなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比野下文男君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（平山貴広君） お答えいたします。

その場合、一度申し込んで許可が下りた後の期間につきましては、そちらについては一度、基本的には就業を常態とする方がこの利用許可の条件になっておりますので、出産に伴って在宅という形になった時点で、そちらのほうについては退所という形になります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

○4番（黒田利貴男君） この地域、産科がなくなったんです。やはり、出産となると遠くへ行くわけですよ。その間の、今世帯も単身世帯が多くなってきているわけですよ、親と同居とかなくなってきている中で、子育てをするのが非常に大変なんです。学校が終わった後の面倒を誰が見るのかと。ましてや、親が出産でいない期間、この期間どうするのというのがあるんです。町長、子育てを掲げていますよね。そこのところでこの条例改正、今の条例改正はいいんですけれども、今後そういったことが必ず発生する事案だと思うんです。そこら辺について、町長は今どういうふう考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（比野下文男君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えします。

今の例題というか、仮説の中で、ご家族の、核家族化してということですけども、お母さんが出産でいない、遠くに出産に行っているというときに、子供が1人でうちにいるということはちょっと想像できないんですけども、お父さんがいたり、何らかの支援があるのかなというところですよ。当然ですけども、家で見られない方に関しては放課後児童クラブ、許可を受けて利用されている方に関しては放課後児童クラブで受け入れることが可能です。ただ、送迎、迎えに来てもらうことは、こちらで送るということはなかなかないので、迎えに来てもらわなきゃならないので、それができないとなると、やっぱり入所もちょっと厳しいのかなというふうに思いますので、実際にそのときに、その親御さんがどのような状況なのかということ、当然今運営を委託している方々にちゃんと調査をさせてまいりますので、そういう不備がないように対応はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（平山貴広君） 先ほどの答弁の中で、私のほうで退所といった形の表現につ

きましては、産前産後及びその後の育児休業といった場合については退所という形を取らせていただきます。ただ、お配りしてある資料の4番のほうで、第9条の5項、こちらのほうで、先ほど黒田議員が言われた出産に伴ってお母様が入院等されて、お父さんのほうは勤務されているといった場合につきましては、正当な理由があるということで、その場合はお母さんが退院されて家で子育てをされるまでの間につきましては理由があるという形で利用が可能という認識でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田利貴男君。

○4番（黒田利貴男君） そうですよね、利用は可能ですよね。だけれども、今言った話は実話で、断られているんです。それでちょっと質問をしたんです。大変なんですよ、若い世代は。今町長が言ったように核家族化してきて、子育てするのも大変で。だから、小学生の子供、あれは4年生だったかな、子供と今、年が離れた第2子が生まれる。それだけ間が開いちゃうんです、どうしても。小学校に上がっているから放課後児童クラブに入っているというだけで、父親が仕事を終わって迎えに行ける時間まで預かってもらえるというところで安心があったんです。ところがそれが断られたという話なんです。だから、そこら辺は、放課後児童クラブのほうについては委託かな、しているんだと思うんですけども、もう一度しっかり当局のほうで確認をしてもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（比野下文男君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（平山貴広君） 今議員が言われた案件につきましては、私のほうでも確認のほうはさせていただいております。その中で、先ほど申し上げた形で、産後のところから、産後、4月にはもう産後であると、もう家のほうに帰ってきている中で、5月から育休に変わるという形になっておりまして、出産に伴って医療機関のほう、産科医院のほうにいて常時お子様を見ることができないという状態ではないということで、今回につきましては、その方につきましてはお断りをさせていただいたという運びでございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等の子育て支援施策の財源に充てるため、全ての医療保険者が被保険者等から徴収する保険税に子ども・子育て支援納付金分を含めることとされたことから、新たに税率を設定するものであります。

具体的には、共同保険者であり財政運営主体である静岡県から示された子ども・子育て支援納付金額を納めるために必要となる保険料率、令和8年度標準保険料率を基に子ども・子育て支援納付金分を新設し、その算定方法について、所得割額0.27%、均等割額1,700円、

18歳以上均等割額130円とするもので、このほか、文言等の所要の修正を行うものであります。

詳細については町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（比野下文男君） 内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 土屋秀久君登壇〕

○町民課長（土屋秀久君） 議第15号について、内容説明を申し上げます。

今回の町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等の子育て支援施策の財源に充てるため、全ての医療保険者が被保険者から徴収する保険税に子ども・子育て支援納付金分を含めるとされたことを受け、新たに税率を設定するものでございます。

また、本条例の一部改正に当たりましては、本年1月に開催した南伊豆町国民健康保険運営協議会におきまして、令和8年度南伊豆町国民健康保険事業計画の中でご承認いただいているものでございます。

続きまして、子ども・子育て支援制度と税賦課に係る概要についてご説明申し上げます。

お手元にお配りした資料ナンバー5の最後に付してあります概要資料をご覧ください。

資料2段落目、国民健康保険の賦課項目及び保険料算定方式（賦課方式）に記載のとおり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の賦課項目である医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に、令和8年4月1日を賦課期日として、新たに子ども・子育て支援納付金分を本条例第2条第1項に追加いたします。

また、本条例第2条第5項に追加する、このたびの保険料算定に伴う子ども・子育て支援納付金分の賦課方式につきましては、静岡県国保運営方針連携会議にて、県下統一賦課方式として決定された所得割、均等割の2方式としております。

次に、3段落目をご覧ください。

子ども・子育て支援納付金分の税率改正につきましては、共同保険者である県が示した令和8年度標準保険税率に基づき、所得割0.27%、均等割1,700円、18歳以上均等割130円とし、本条例第9条の4、第9条の5、第9条の6をそれぞれ新設しております。

また、課税限度額及び軽減判定所得等の減額に係る改正につきましては政令公布後に改正

させていただき予定でありますので、よろしく願いいたします。

なお、議案に付してございます一部改正条例の附則のとおり、本条例は令和8年4月1日から施行し、改正後の国民健康保険条例の規定については令和8年度以降の年度分より適用され、令和7年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものとしております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに創設された乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度の実施に伴い、事業実施に係る設備及び運営に関する基準を定めるため、所要の条例整備を行うものであります。

詳細については福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 平山貴広君登壇〕

○福祉介護課長（平山貴広君） それでは、議第16号について、内容説明を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法第34条の16の規定により、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度における設備及び運営に係る基準について必要な事項を定める条例制定であります。

また、本条例の制定に向けては、全ての自治体が条例を整備することとなっております。

それでは、配付されております資料ナンバー6をご覧ください。

本条例の構成は全27条となっております。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

また、第2条では、この条例における用語について規定しております。

第3条では、最低基準の目的等を定めており、第4条から第8条では、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準、一般原則、非常災害、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の

所在の確認について定めております。

第9条から第11条では、乳児等通園支援事業所に対し、職員の一般的条件、職員の知識及び技能の向上、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めております。

第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則を定めており、第13条では虐待の禁止について、第14条では衛生管理等について、第15条では食事の提供を行う場合に備える設備について定めております。

第16条では、乳児等通園支援事業所内部の規定について定めており、第17条では乳児等通園支援事業所に備える帳簿について定めております。

第18条では、秘密保持等について、第19条では苦情への対応について、第20条では乳児等通園支援事業の区分について定めております。

第21条から第24条では、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所に対し、設備の基準、職員の基準、乳児等通園支援の内容、保護者との連絡について定めております。

第25条では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について、保育所、幼保連携型認定こども園等の施設または事業所の区分ごとに定めております。なお、本町の幼保連携型南伊豆認定こども園はこの余裕活用型を選択し、実施いたします。

第26条では、第23条の乳児等通園支援の内容及び第24条の保護者との連絡規定は余裕活用型乳児等通園支援事業について準用することを規定しています。

第27条では、電磁的記録について定めております。

最後に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第17号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに創設された乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度の運営に関する基準を定めるため所要の条例整備を行うものであります。

詳細については福祉介護課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 内容説明を求めます。

福祉介護課長。

〔福祉介護課長 平山貴広君登壇〕

○福祉介護課長（平山貴広君） 議第17号につきまして、内容説明を申し上げます。

本議案は、議第16号においても審議いただきました子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度が令和8年4月1日から実施されます。

この、こども誰でも通園制度を実施しようとする事業者は、国が定める基準に基づいて、町が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付費が給付されることとなります。このことから、子ども・子育て支援法第54条の3に準用する子ども・子育て支援法第46条第3項に基づき、内閣府令第95号に準じて条例を制定するものであります。

それでは、資料ナンバー7をご覧ください。

本条例の構成は、全33条となっております。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、特定乳児等通園支援事業者の一般原則を定めております。

第3条から第16条では、特定乳児等通園支援事業者に対し、利用定員に関する基準、保護者との面談の実施、正当な理由のない提供拒否の禁止、町が行うあっせん等に対する協力、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、乳児等支援給付認定の申請に係る援助、子供及び保護者の心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、特定乳児等通園支援の提供の記録、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領、乳児等支援給付費の額に係る通知等、特定乳児等通園支援の取扱方針、特定乳児等通園支援に関する評価等、相談及び援助について、それぞれ定めております。

第17条では、緊急時等の対応について定めております。

第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知について、第19条では重要事項に関する運営規定について、第20条では職員の勤務体制の確保等について、第21条では利用定員の遵守について、第22条では特定乳児等通園支援事業所内の掲示等について、第23条では子供を平等に取り扱う原則について定めております。

第24条では、虐待等の禁止について定めており、第25条では秘密保持等について定めております。

第26条から第32条では、特定乳児等通園支援事業者に対し、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携、事故発生の防止及び発生時の対応、会計区分、記録の整備について、それぞれ定めております。

第33条では、電磁的記録等について定めております。

附則でございますが、本条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

なお、本町において、保育実施施設は直営の幼保連携型南伊豆認定こども園のみであります。条例整備につきましては義務化となっておりますので制定いたしますが、こども誰でも

通園制度を実施する事業者が出てこない限り、本条例を使用することはございません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第18号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和8年3月31日をもって南伊豆地域清掃施設組合が静岡県市町総合事務組合を脱退することに伴い、組合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき構成市町の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第19号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法第8条第1項の規定に基づき策定した南伊豆町過疎地域持続的発展計画について、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細については企画課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 内容説明を求めます。

企画課長。

〔企画課長 山田日好君登壇〕

○企画課長（山田日好君） 議第19号の内容説明をさせていただきます。

過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定されるもので、期間は同法で定める令和3年度から令和12年度までの10年間が適用期間となっております。一方、市町村が策定する計画期間は、同法が定める期間内において、それぞれの地域の実情や総合計画等との整合性を図りながら適切な計画期間を設定することが可能となっております。

本町におきましては、社会情勢の変化への柔軟な対応等を図るため、今回令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする南伊豆町過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。本計画は、法の適用期間の後半を対象とした後期計画として位置づけられるものです。

このたび、本計画について、静岡県との事前協議が完了したことから、過疎地域の持続的発展計画の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、本議会の議決を賜りたく上程させていただいたものでございます。

それでは、9ページをご覧ください。

本計画は、いわゆる前期計画と同様に南伊豆町総合計画と連動し、かつ公共施設等総合管理計画とも整合性を有したものとなっております。設定する基本目標については総合計画と同様なものとしております。基本目標1では「地域の資源と人が創る魅力ある学びと成長の町づくり」、基本目標2では「豊かな資源の魅力を活かした仕事や就業の場があるまちづくり」、基本目標3では「地域全体で支えあう地域包括ケアの確立による安心の暮らしづくり」、基本目標4では「自ら考え、動き、関わる安全安心なまちづくり」を掲げ、これらの目標を達成するため、現況と問題点、その対策、対策を実行するための計画を11の部門ごとに整理してございます。

それでは、主要な部分について説明させていただきます。

15ページから19ページをご覧ください。

3、産業の振興の現況と問題点でございますが、アの農業の現況では、農家の高齢化、担い手不足、有害鳥獣被害による耕作意欲の低下などにより遊休耕作地が増加しています。このため、遊休農地対策、担い手の育成、鳥獣被害対策が早急に求められています。また、オの観光業の現況では、宿泊客数の減少に加え、来訪者が限られた時期に集中する傾向が継続していることや、猛暑や海水浴離れによる入り込み不振が見られます。これらの対策では、農業においては、担い手に農地を集積するための基盤整備を実施し、担い手への農地の集積、集約を推進し、観光業においては、年々減少する宿泊客数に対し、主力コンテンツの魅力発信、学生の合宿や個人旅行客の獲得に取り組むほか、大規模スポーツイベント等の開催、美しい伊豆創造センターなどによる広域的な観光誘客に取り組むものとしております。

20ページから22ページをご覧ください。

これらの対策を実行するための計画でございますが、農業においては、(1)の基盤整備事業として経営育成体促進換地等調整業務、有害鳥獣被害防止対策事業、農業農村整備負担金を計画しております。観光業では、(9)観光又はレクリエーション事業として石廊崎オーシャンパーク整備事業、観光エリア駐車場整備事業、(10)過疎地域持続的発展特別事業として合宿誘致事業、観光客受入環境整備事業などを計画しております。

続きまして、25ページから27ページをご覧ください。

5、交通施設の整備、交通手段の確保でございますが、現状と問題点では、ア、公共交通においては、今後において、自主運行バスの路線数の減少など町民の移動手段の維持が困難となることが予想されること。イの国県道及び町道では、国県道の未改良区間の整備と伊豆縦貫自動車道の完成に向けたアクセス道の整備の必要性、地域特性に応じた町道整備が課題となっております。その対策としては、公共交通では、地域公共交通会議による運行体系等の検討のほか、デマンド型交通、自家用有償運送等の新たな手段の検討を進めるものとし、国県道及び町道においては、伊豆縦貫自動車道の早期完成の促進のほか、アクセス道路整備や計画的な県道整備を要請し、町道については、地域の実情に即した安全で利便性の高い整備の推進と長期的な視点での維持管理を実施するものとしております。これらの実行計画でございますが、(1)町道事業では、道路改良事業、橋梁長寿命化修繕事業、(9)過疎地域持続的発展特別事業では、自主運行バス事業、公共交通空白地解消事業、橋梁撤去工事を計画しております。

続きまして、28ページから30ページをご覧ください。

6、生活環境の整備について説明させていただきます。

現況と問題点でございますが、アの水道については浄水場をはじめとする施設等の耐震化及び更新、料金改定が課題となっております、イの下水道においても、施設設備の老朽化対策事業が必要となることや定住人口減少に伴う使用料の減少も想定されております。ウの漁業集落排水もほぼ同様な内容でございます。エの消防、救急体制においては、下田消防本部庁舎が南海トラフ巨大地震における津波浸水区域に位置しており、機能確保の観点から高台への移転について検討する必要があること、また、消防団においては、人口減少の影響を受け、活動機能の低下や団員数の減少が見られることから、機能維持を図るため、定期的な消防車両、機材等の整備、更新と常備消防との連携を徹底することが必要となります。カの廃棄物でございますが、本町ではごみの減量化を図っており、その結果ごみ排出量は減少傾向に推移し、資源化量は増加傾向にあります。また、一般廃棄物処理施設が老朽化により稼働停止となったことから、令和7年10月から民間施設へ可燃ごみ全量搬出を実施しておりますが、適正な一般廃棄物処理の下、経済性に優れ、より安心安全で効率的な体制構築を図っていく必要があります。

31ページから32ページをご覧ください。

これらの対策でございますが、水道においては経営戦略を基にした計画的な施設更新、料金改定の検討、下水道においては他の汚水処理方式の転換を見据えた中で最低限の予防保全、事後保全の実施、漁業集落排水についてもほぼ同様の内容としてございます。消防、救急体制においては、下田地区消防組合の体制強化と施設の充実を図るため組合と構成市町との連携を強化するほか、消防団においては、消防車両や装備、設備の充実を図り、活動内容の見直しや分団内の再編成、消防団員の処遇改善により団員の確保に努めるものとしています。また、廃棄物については、一般廃棄物処理計画の下、ごみの減量化、資源化率の向上、民間事業者の活用により適正な処理に努めていくものいたします。

33ページから35ページをご覧ください。

これらの対策を実行するための計画でございますが、水道では、（1）水道施設事業において、上水道施設整備事業、上水道施設耐震化事業、簡易水道施設整備事業を、下水道においては公共下水道施設整備事業、漁業集落排水環境整備事業を計画しております、（3）廃棄物処理施設事業としては、可燃ごみ収集運搬業務、再資源化処理業務、最終処分処理業務、粗大ごみ収集処分業務、分別ごみ収集運搬業務を計画するほか、（5）消防施設事業で

は、消防ポンプ自動車更新事業、小型動力ポンプ付積載車更新事業、消防団施設整備事業、消防組合施設整備事業を計画しております。

37ページから38ページをご覧ください。

次に7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について説明いたします。

現況と問題点でございますが、アの高齢者保健・福祉では、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び認知高齢者の増加のほか介護者の高齢化などが急速に進んでいることから、高齢者を支える体制づくりが急務となっており、在宅医療や介護サービスの充実が求められています。イの児童福祉・保健分野では、子育てに対する情報提供や相談体制の充実などが求められておまして、これらの対策としては、高齢者保健・福祉では、運動機能などの向上をはじめ、閉じこもり、認知症予防に取り組むとともに、多機能な在宅サービスを一体的に利用できる介護サービスの充実をはじめ、在宅医療介護連携や認知症施策、権利擁護事業、介護者支援についても充実を図っていきます。児童福祉・保健の分野では、ライフステージに応じた各種保健事業、相談事業の充実や子育て支援サポーターの養成、安心して出産、子育てができる環境の確保、地域子育て支援拠点の充実を図ってまいります。

続きまして39ページから40ページをご覧ください。

これらの実行計画でございますが、（2）認定こども園事業において南伊豆認定こども園整備事業、（4）介護老人保健施設事業ではなぎさ園改修負担金、（8）過疎地域持続的発展事業では、こども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成、在宅高齢者等食事サービス事業、放課後児童クラブ事業などを予定しております。

43ページから45ページをご覧ください。

9、教育の振興について説明いたします。

現況と問題点でございますが、アの教育施設では、少子化の進展により児童生徒の減少に伴う学校の小規模化が進んでおり、児童生徒間の人間関係の固定化、多様性の喪失、コミュニケーション能力の偏りなど教育面への影響が懸念されるほか、教職員の負担感等といった学校運営面での課題があります。また、全ての学校施設の耐震性は確保されておりますが、定期的な改修や防災拠点としての機能維持も必要となります。

これらの対策としては、南伊豆町教育大綱に沿って教育の発展に取り組み、学校の小規模化に対しては、学校再編方針の下、再編を推進するとともに、人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成を図るため、小中一貫教育についての検討を継続し、よりよい教育環境

の実現を目指していくものでありまして、実行計画については、（１）学校教育関連施設校舎事業として、小学校統合事業、中学校改修工事、（４）過疎地域持続的発展特別事業として小・中学校通学費助成事業、スクールバス運行事業などを計画しております。

大変長くなりましたが、本計画の主要な部分についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年議員。

○3番（大年美文君） それでは、議第19号の議案について質問させていただきます。

これは、先般、2月17日の全員協議会で質問があった内容については修正をされて、2日後届けていただいたという中で、この計画は全員協議会の中で各担当に投げかけて、担当課が吸い上げた。これ、作成するのにどのぐらい日数かかりましたか、大本は。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

ほぼ2か月ぐらいかかっております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 1か月ですか。それは、1か月ぐらいにしては大したもんだ。2か月か、2か月ぐらいでやったということで、その中で、ちょっと、17日の全員協議会の中でいろいろ質問があった中で、修正していただいた部分もありましたけれども、これ、もう一度見直しましたか。見直したかどうかだけ、ちょっと教えてください。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

私たち企画課の職員で見直しをさせていただきました。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） それじゃ、見直した中でちょっとお伺いします。

11、12ページ。基本目標1、2から5まであるわけですがけれども、3、4、5、これは体裁を言いますよ。文字体が小さくなっていて、ここは力を入れない部分ですか。これと、次の13ページ。移住定住、本町ではU、I、Jターンなど南伊豆町への移住を希望する者も、

この「者」といういい方が、これどこに提出する書類か分からないんですけれども、結構乱暴な言い方のように感じますけれども、その辺の説明を後でまた。この、「者」とかというんじゃないくて、「方」とか「方々」とかというふうな訂正が必要じゃないかと私は思うんですけれども、また後ほど回答してください。

それと、42ページ。これちょっと町長にお伺いしたいです。42ページの一番上の行、「産科については賀茂圏域自治体と協力し、産科医療の確保及び充実に努めていく」と。これ、目標だからあれですけれども、私の感覚ではこれ100%無理じゃないですか。例えば、メディカルさんに産科を追加してやったらどうですかというような投げかけ。これお金もかかるでしょうけれども、これを賀茂圏域自治体だけで協議して確保していく、この辺の話が首長さんの中であるのかどうかお伺いします。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

まず、12ページの関係ですが、こちらのほうについては、字の大きさやフォントは私たちのほうで間違いを見つけられず申し訳ございません。次の計画の改定等がありますので、そのときに修正させていただきたいなというふうに考えております。

続きまして、13ページの関係ですが、すみません、「南伊豆町への移住を希望する者も」というところですが、前期計画とほぼ同様となっております。それを私たちが気づかずこのままやってしまったというのが実情です。その中で、必要であれば、先ほどと同様、県の計画変更の中でまた修正させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

産科について、これは大変、産科医院が、分娩ができなくなったということで大変、この1市5町の中でも、賀茂圏域の中でも大変危惧されていることですが、これは首長間で大きな問題だというふうに捉えてはおるのですが、今回の場合は産むということだけに捉えずに、産科、婦人科を含めての全体ということで、詳しいことは健康増進課長から答弁させます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） だとすれば、ここの表記は「産科」と書いてはまずくないですか。

「婦人科」とか「産科」という言葉を入れたほうがいいかなと思うんですけども、私は。その辺の捉え方はどうですか。

○議長（比野下文男君） 健康増進課長。

○健康増進課長（宮本利江君） お答えいたします。

ただいま議員のご指摘のあったとおり、賀茂圏域において、今後分娩のできる産科医療機関を確保するという事は非常に困難なことだということで認識をしております。このような現状の中、遠方での分娩を余儀なくされる妊婦の負担軽減や安心して妊娠を継続できるためには身近なところで妊婦健診を受けられる体制の維持確保ですとか、あとは圏域内の分娩取扱施設へスムーズにつなげるための連携体制の構築などが大変重要であると考えております。下田市の産科医療機関では分娩業務を終了したんですけども、現在も妊婦健診を実施していただいております。今ある産科の医療体制を支え、維持していくことや圏域を越えた連携体制の構築、また将来を見据えた中ではオンライン診療の可能性を探るということなど、産科医療の確保、充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） それは分かるんですよ、それは分かるんですけども、これはあくまでも計画で、今後の指針になるわけですよ、これに向かって5年間進もうという中で、賀茂圏域の自治体だけで協力して産科が、今町長からこれは婦人科も入っているんだよという言葉が抜き出たから、私これじゃちょっと、私の受け取り方が違ってくるんですけども、賀茂圏域だけで産科を確保してというようなことが果たしてできるのかできないのかと言ったら、担当としてはどう思いますか、賀茂圏域だけでですよ。

○議長（比野下文男君） 健康増進課長。

○健康増進課長（宮本利江君） 産科医療に関しましては、分娩業務だけが産科医療とは考えておりませんので、妊婦健診だとか妊婦を見守る体制も含めて産科医療というふうに捉えております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） それじゃ、産科だけで、もういいですよ、産科、分娩も産科も含めて、賀茂圏域だけで場所を確保していこうとかということが書いてありますよね、努めていくと。努力目標かもしれないですけども。これについて、現実性がありますか、実現性がありま

すか。

○議長（比野下文男君） 町長。

○町長（岡部克仁君） 例えば、臼井医院さんが今実際にやっていただいているんですけども、分娩はもうしなくなりました。ただ、やはり妊娠をしたかもしれない方が臼井さんに伺うんですけども、臼井先生がいつまでやってくれるかということは、大変これ危惧しているところです。分娩に対しても、ずっと我々はいつまでやってくれるかということに危惧していて、それでメディカルでできないかと、メディカルではできない。でも、今度産科医院として臼井先生がやってくれなくなったときに、せめて今の婦人科で、メディカルの婦人科も毎日診察をしているわけではないので、どこからかの先生を呼んで来て週に1回とか週に2回でも産科をメディカルで開設していただくということが可能かもしれないので、それに向けて、賀茂地域では誠意努めていこうというような計画でございます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） それだったらまたちょっと話が違ってきて、メディカルさんに産科を医療科目として増やすために賀茂圏域で頑張るよということだったら、これ私の捉え方が悪いかもしれないですけども、この文書だけ見ると賀茂圏域だけで何とかしようじゃないかというような努力目標を掲げているんじゃないかと思ったものでちょっと聞いてみただけです。

先ほど企画課長から12ページのことで、「希望する者」の言い方が今後検討していくと、私の考え方がちょっとあれですかね、乱暴に聞こえたというか、このままでもいいというような考えを持っていますか、担当として。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

この「者」という言い方が厳しいというのであれば、また修正を検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 検討してもらうのはいいんですけども、それはいいです。

それとあと一つ、資料ナンバー9の13ページ中段に、これ古いほうで、改正前のほうは、真ん中辺に、観光業の中の、「大規模スポーツイベントの開催などにも取り組む」と、これ

改正前です。これが改正になると、「大規模スポーツイベント等の開催も検討していく」となっているんです。後退していないですか、文言で、申し訳ないですけども。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

現在、大きな、前までは、ウォータースイムから始まって、ウルトラマラソンとか、そういうものが行われていまして、現在ぼちぼちマラソンを既存のスポーツイベントとして捉えております。このほか、またそういう今までやったスポーツイベントと合わせながら、ライフセービングの大会とかそういうものを誘致できればというふうには考えているところでございます。ちょっと後ろ向きというか、ちょっと前に比べて少しスポーツイベントが減っているという状態の中では、まだ既存のものが、今ぼちぼちマラソンもありますが、それ以外にもまた復活とか、そういうことで検討してきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 計画で、これから何とかしていこう、過疎地域の持続的発展計画、発展の中で後ろ向きの文言が入っていて、これは当然担当課も聞いたときに、どうですか、これ聞いたときに、担当としてどうですか。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

スポーツイベント等の開催も検討していくということで、議員、後ろ向きというようなお言葉をいただきましたが、これにつきましては、担当課としてはやはり、現課のほうがそのように検討した中でこういうような回答をいただいたということで、そこは尊重しようと思ひまして、こういう形で上げさせていただきました。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） タイトルが発展的計画でしょう、これ。何も発展になっていないんですか。それから、もう最初から、私これ全員協議会の始まる前、私もそんなに遅く来るほうじゃないですけども、この議案を20分ぐらい前に見たんです、全員協議会の前に。それで、担当課長から15分から20分ぐらい朗読して説明してもらいました。その後に質問をしてくださいと。これ、結構量あるんですよ、正直言って。赤字になっているところも多いじゃないですか、これ。これだけ修正してるものを、当日に配付されたものを、私、15分から20

分ぐらい見させてもらって、思いついた質問して、申し訳ない質問もあったなと後で私自身も反省しましたけれども、実際じっくり見てみるとこういうところが出てくるんです。

町長、この計画って私は軽いもんじゃないと思うんです。町長の重要度、行政の計画書の位置について、認識があったらちょっと伺っていいですか。

○議長（比野下文男君） 町長。

○町長（岡部克仁君） 議員がそのように感じられたというのは、我々はまた、これはいろんな意味で再考察しなくてはいけない部分も出てくるかと思えます。取り方として、今のスポーツイベント等の開催も検討していくというところは、担当課長が答弁したとおり、今現在はそんなに大きなスポーツイベントもやっていない、かつてはレディースカップをはじめ、様々なイベントをやったという事例の中で、今後はそういういろんなイベントも、スポーツイベントも検討することによって誘客に努めていくというような表現ですので、取り方としてご理解をいただきたいと思えます。

そして、この計画に関しましては、やはり過疎地域に対して大変重要な指針になるというふうに私は思っていますので、これを制定してからすぐに改正というのもちょっとどうかと思えますけれども、何度もこれは各課、局、室においても一度精査しながら、しっかりと計画を遂行できるようにしていくということが重要かと思えますので、また議員の皆様からご意見を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（比野下文男君） 大年議員。

○3番（大年美文君） 今町長のほうから重要な計画だということは、もちろんそうだと思います。ですけれども、やはり、ちょっと説明が我々にとっても、買いかぶられているのか軽く見られているのかちょっと分かりませんが、私には無理です。20分前に議案を見て、質問ください、あとは本会議でやってくださいというのでは、あまりにも拙速すぎて、こうやって出てくるじゃないですか、よく見直すと。答弁困っているじゃないですか、担当者が。こんなんでもいいんですか、これ。しっかりと質問されたら答えられるぐらいのものをつくってくださいよ。どうですか、担当課長。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

すみません、この過疎地域持続的発展計画につきましては、過去の状況も、まず全員協議会で説明して、それで本会議で諮ってまいりました。その体制を継続させていただきました。

が、もし必要であるのであれば、今後改めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比野下文男君） よろしいですか。

黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） 単純な質問をさせてください。これ、県と国へ出す書類でしたか。

そこをちょっとお聞かせください。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えをいたします。

最終的には国のほうに提出します。

○議長（比野下文男君） よろしいですか。

黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） 分かりました。

この資料の中の6ページ、行財政の状況ところに市町村財政状況の表があるんですけども、これ円ですよ、まさか千円じゃないですよ、円ですか。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。これは単位が千円になります。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） 先ほど大年議員が言われたように、この書類、本当に見直したんですか。この表を作るについても、単位一つが抜けているだけで千円なのか円なのか、それだけで大きな間違いになりますよ。

それと、下に財政比率、比率が出ているんです、パーセンテージが。普通、こういう書類を作るときには、ここは二重線にして明確に分かるようにしておかなければならないものだと思うんですが、役場というのはこういう資料の作り方でいいんでしょうか、副町長。

○議長（比野下文男君） 副町長。

○副町長（渡邊雅之君） 申し訳ございません。私の指導力不足だと思います。今後、この辺は早急に改善をして、今後皆様にご指摘を受けられないような形で進めてまいりたいと思いますので、どうかご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） 今後、ぜひ全庁一体となってしっかりとつくってってもらいたいと思います。

もう一点あって、この計画の中での林業のところなんですけれども、南伊豆町の森林整備事業の中に森の力再生事業の記載がないんですけれども、森林環境譲与税を充ててやっていくだけで、森の力再生事業のところは入れていかないのでしょうか。その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（比野下文男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

森の力再生事業については、県の事業なものですから、今回は省かせていただいているという形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） けれども、町の南伊豆町森林整備事業の中には森の力再生事業が入っていますよね。そこら辺の線引きというのは、県が関わっているか関わっていないかといったところで線引きをしているのかどうなのかお聞かせください。

○議長（比野下文男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

当然、森の力再生事業におきましても、町が協力しながらやっていかなきゃならない事業だと思いますので、当然ここに記載すべきことも確かに考えられる事業だとは認識しております。ちょっとその辺のところについてもまた検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（比野下文男君） 黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） さっき、これも大年議員が言ったんですけれども、全庁でしっかりと確認して、県、国へと出すんだったらいいんですけども、短い時間で議員が見た中でこういったことが散見されるというのはいかがだろうというふうに思うわけです。この後多分清水先生が一言言うと思うんですけれども、これ、ほかの課長たちは確認をしたんでしょうか、自分に関係ないところ、または自分が過去にいた課の部分について確認をされたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（比野下文男君） 副町長。

○副町長（渡邊雅之君） 当然、これが出来上がった段階で確認は取られているというふうに私は捉えています。この過疎持続的発展計画ですけれども、いわゆる総合計画から抜き出して、過疎債が活用できる事業に対してうまく過疎債がはめられるような形でこの計画に幅広で乗せるというか、ご存じのとおりだと思います。そういった部分で、アバウトな部分も若干あるのか分からないですけれども、そこはテクニックのところ、過疎債を何とか突っ込みたいという事業があったときに、つじつま合わせでもいいからこの計画に乗っていますよということをやっているところなものですから、ご理解いただきたいと、このように思います。

○議長（比野下文男君） 黒田議員。

○4番（黒田利貴男君） 作文上手なのはいいんですけれども、下手な作文を書いて、あらがでてくるような作文はしないほうがいいと思います。私の質問は以上です。

○議長（比野下文男君） ほかにありませんか。

稲葉議員。

○9番（稲葉勝男君） この件につきまして、それぞれ当局の説明不足というか、対応の不足と。議会のほうも全協を受けてからここまでの間に、やはりそれぞれお忙しい中で慎重に見ることができなかったという、そういう状況だと思うんです。ですから、今回ここで結論を出すよりは、またいろいろ皆さんのところの、質問があると思うけれども、一時保留というか、議長のほうでそういう措置を取って、もう一度委員会か何かでもんでから出すとかという、そういう方法を取って、それでやってみて、いつまでたっても時間が相当かかると思うんです。どんなものでしょうかね、その辺を議長のほう考慮していただけますか。

○議長（比野下文男君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時03分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

清水議員。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

30ページに下水道の関係が書いてありましたけれども、これ処理方式、転換を見据えたということが書いてありますけれども、これ考えたときに、町の都市計画の変更が必要になってくると、将来的に。要するに、下水道地域にあるところは下水道を使わなきゃいけないということになっているわけですが、現地確認が必要になってくるわけですが、そうなってくるとよその、ほかの方式に変えるなんてことは、下水道区域の場合は駄目だということになっているわけですが、これを考えると、都市計画あるいは下水道区域の変更とかということも考えていかなきゃならない。そうすると都市計画も変えなきゃいけないと将来的になってくると思うんです。それを考えた時に、都市計画をどのように考えてこれを、将来的にこれを考えていくのか、それについて、まず一つ伺います。

もう一つ、再生可能エネルギーという形の中で、48ページ、その中で南伊豆に風車ができて、風力発電ができてもう約20年がたちます。あれ、耐用年数、つくるときによく20年と聞いているわけですが、それについて、風力発電、業者のほうはあと10年やるよと言ってくれればいわけですが、一応基本的にはあれはつくるときに20年と聞いていましたけれども、その対策等も考えていかなきゃならないと思うんですが、その点について伺います。

○議長（比野下文男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（廣田哲也君） それでは、まず下水道の関係についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在都市計画区域内において下水道の認可を受けて事業をしているところでありますが、当然ほかの処理方式に変える場合には変更の認可が必要になってきます。下水道法とか建築基準法の絡みですけれども、実は昨日2月25日付の日本経済新聞の記事に出たんですけれども、国が、今どうしても過疎地域とか人口密度の低い地域での集合排水処理は無理だろうということで、国のほうが音頭を取って下水道から浄化槽への転換を考えているところです。その中で、下水道の整備区域であっても、ちょっとまだそれがどのような状態で認められるか分からないんですけれども、下水道の区域内であっても下水道法、建築基準法の特例をもって合併浄化槽にしていけますよという法律改正が、どうも2026年中に行われる予定だと新聞記事が載っています。それを、手引をつくる検討委員会というのが、さっき町長の答弁に、今年の1月にできたんですけれども、広域化排水処理適正化検討委員会というのが国交省、総務省、農林水産省、環境省が絡んで発足させていますので、これからこの、今言われた下水道から浄化槽への転換手続に関する手続等は明確化されてくると思

っています。

以上です。

○議長（比野下文男君） 企画課長。

○企画課長（山田日好君） お答えいたします。

自然エネルギーの関係ですが、先日、J-POWERの方が町長に挨拶に来たときに、もうすぐFITの買取も終了するところの中で、今後どうしていくかというところの中で、J-POWERとしては施設を活用していきたい、できれば更新していきたいけれども、更新するとなると今より大きい羽になっていくというふうに言っておりました。その中で、更新がなかなか、羽を現地まで持っていくまでがいろいろ問題があるところの中で、今後どういうふうにしていくかということを検討していきたいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比野下文男君） 清水議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 賛成なし。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決しないことに決定しました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第20号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関を指定するものであります。

本町では、令和6年7月1日から三島信用金庫を指定金融機関としてまいりましたが、令和8年6月30日をもって2年間の契約期間が満了いたします。このため、次期指定金融機関の選定に当たり、現指定金融機関のほか本町収納代理金融機関である5金融機関に意向調査を実施し、回答内容を精査した結果、三島信用金庫を次期候補として選定することといたしました。

よって、令和8年7月1日から2年契約で三島信用金庫を南伊豆町指定金融機関として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで14時25分まで休憩とします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長（比野下文男君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第21号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,924万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ62億1,438万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に897万6,000円を増額する一方、民生費の社会福祉費から2,158万円、衛生費の保健衛生費から1,590万7,000円、清掃費から1,148万8,000円、消防費から1,704万2,000円などを減額するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、繰入金を3億2,918万9,000円、町債を460万円

減額する一方、町税を2,141万1,000円、利子割交付金を130万円及び地方交付税を2億6,414万円増額するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君） それでは、議第21号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から8,924万8,000円を減額し、予算の総額を62億1,438万円としたいものでございます。

それでは、初めに、歳出に係る主な補正項目からご説明申し上げます。

22ページをご覧ください。

2款総務費、1項15目基金費の財政調整基金には2,437万円を増額いたしました。このうち、936万7,000円については臨時財政対策債の将来の償還に備えた積立てであり、残りの1,500万円については今後の歳出不用額による新規の積立てを想定し、予算枠を確保するものであります。

次に31ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費のうち、農業振興事業の県単独農業農村整備費負担金には475万円を増額いたしました。これは、現在、静岡県が事業主体で実施している青市・野辺の農地基盤整備事業に対し、国の補正予算において国庫補助金が追加配分され事業を前倒して実施することとなったため、事業費の9%に当たる負担金を追加で支出したいものであります。

次に32ページをご覧ください。

同款2項1目林業振興費のうち、森林病虫害等対策事業の松くい虫被害木伐倒駆除委託料には210万円を増額いたしました。被害木の伐倒駆除につきましては、さきの臨時町議会において、石廊崎オーシャンパーク内の枯れ松の伐倒駆除に係る費用についてご承認をいただいたところであります。その後、湊及び大瀬地区の町有地内の松枯れが確認されたことから、今回の補正予算で伐倒駆除費用を計上するものであります。

最後に、34ページをご覧ください。

7款土木費、2項2目道路新設改良費のうち、立岩吉田線道路改良工事には2,050万円を増額いたしました。これは、先日、静岡県から過疎対策事業債の最終協議についての通知があり、令和8年度に予定している事業のうち、前倒して実施が可能な事業について、現在県内で発生している不用額の範囲内で令和7年度での協議に応じるとの内容であったため、同工事を2,050万円増額し、過疎対策事業債を充当し、事業推進を図るものであります。なお、当事業につきましてはこれからの施工となるため年度内の完成は見込めないことから、6ページに繰越明許費として設定いたしましたので、併せてご審議をお願い申し上げます。

続きまして、歳入に係る主な補正項目についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

1款町税を2,141万1,000円増額いたしました。これは、個人町民税現年課税分1,845万9,000円の増が主な要因であります。

次に、12ページをご覧ください。

3款利子割交付金を130万円増額いたしました。これは、静岡県から今年度の交付額の見込みが提示されたためであります。また、11款1項1目地方交付税のうち普通交付税を2億6,414万円増額いたしました。これは、令和7年度の普通交付税交付額の決定に伴うものであります。これを受けまして、16ページの19款2項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金を3億2,541万2,000円減額いたしました。この結果、今年度の財政調整基金からの繰入金についてはゼロとなります。

最後に、18ページをご覧ください。

22款1項町債を460万円減額いたしました。これは、事業費確定に伴う減額分が、さきの過疎対策事業債の最終協議分などの増額分を上回ったことによるものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

○議長（比野下文男君） 清水議員。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

21ページの支出の関係です。総務費の地域づくり推進費、その中でふるさと寄附金事業の広告費用が400万余という形であります。これは、効果、収入のほうもそれなりの効果があったのか、あるいはそこまでしないとやっぱりこれまでの寄附金が維持できないのか、その

内容をお教えいただけますか。

○議長（比野下文男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（高橋健一君） お答えします。

今回の400万の増額ですが、広告費ということで、皆さんご存じの、さとふるであるとか、楽天のふるさとというところで広告をして、そこから募集をかけていると。想定としまして、当初2億5,000万の収入を見込んでいましたけれども、一応最終的な見込みとして2億7,000万ぐらいになるということで、当然ながら入ってくるお金が増えるということは、広告を使っていますので、その分の差額ということで400万を見込んだ次第です。

以上です。

○議長（比野下文男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第22号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費のほか、特定健康診査の実績に基づく保健事業費や前年度精算償還金などの歳出調整並びに県支出金の確定による歳入調整などが主なもので、歳入歳出予算の総額から6,236万1,000円を減額し、予算の総額を11億6,836万7,000円としたいものであります。

歳出では、1款総務費208万5,000円、2款保険給付費5,008万9,000円、6款保健事業費318万7,000円、9款諸支出金700万円を減額し、歳入では、6款県支出金5,209万円、8款繰入金850万5,000円、10款諸収入721万9,000円を減額し、9款繰越金545万3,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第23号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護給付実績を勘案した保険給付費等の歳出調整及び介護給付費支払準備基金積立金の編成のほか、国県支出金等の歳入調整を行うもので、歳入歳出予算の総額に3,119万6,000円を追加し、予算の総額を13億3,163万2,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費を598万円、4款地域支援事業費を94万1,000円減額し、5款基金積立金を4,145万8,000円増額するほか、歳入では、1款保険料を341万円、4款国庫支出金を614万4,000円、5款支払基金交付金を4,481万6,000円、6款県支出金を2,383万5,000円、9款繰入金を135万3,000円減額し、10款繰越金を1億1,050万3,000円増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入調整及びそれに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の歳出調整を行うもので、歳入歳出予算の総額から108万7,000円を減額し、予算の総額を1億9,174万7,000円としたいものであります。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金を108万7,000円減額し、歳入では、4款繰入金を108万7,000円減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から34万1,000円を減額し、予算の総額を53万7,000円としたいものであります。

歳入については、東京電力パワーグリッド株式会社の電柱等に係る土地貸付料について、3年分を一括納付していただく形式から毎年納付に変更したことに伴う32万円の減額及び財産区有林における森林整備事業費の確定に伴う生産物売払収入2万3,000円の減額が主なも

ので、歳出については、歳入の減額を受けて財政調整基金積立金を34万1,000円減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第26号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、下水道事業収益の総額を1億9,714万2,000円、下水道事業費用の総額を2億1,622万8,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を7,944万2,000円、資本的支出の総額を1億4,985万1,000円としたいものであります。

下水道事業収益の主なものでは、下水道使用料を490万円減額するもので、下水道事業費用の主なものでは、総係費の委託料160万円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入の負担金を20万円増額するほか、資本的支出では、下水道施設改良費の工事請負費を84万6,000円減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第27号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、漁業集落排水事業収益の総額を6,875万9,000円、漁業集落排水事業費用の総額を8,627万9,000円としたいものであります。

漁業集落排水事業収益については、消費税及び地方消費税還付金を16万3,000円減額し、漁業集落排水事業費用の主なものでは、処理場費の動力費を50万円減額するほか、総係費の委託料を97万9,000円減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第27号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第28号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業収益の総額を3億3,204万8,000円、水道事業費用の総額を3億9,005万5,000円とし、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を2億7,317万2,000円、資本的支出の総額を3億3,275万3,000円としたいものであります。

水道事業収益の主なものでは、給水収益を180万円減額するもので、水道事業費用の主なものでは、原水浄水送水配水給水費の会費負担金160万円、総係費の委託料386万8,000円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入の国県補助金1,326万4,000円、企業債710万円を減額するほか、資本的支出では、水道施設改良費の工事請負費1,721万2,000円を減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（比野下文男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第28号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第29号～議第40号までの一括上程、委員会付託

○議長（比野下文男君） 議第29号から議第40号までを一括議題とします。

議第29号議案から議第40号議案までの12議案について、本会議での提案理由の説明、内容説明及び質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案から議第40号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（比野下文男君） 本日の議事が終了しましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 比 野 下 文 男

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 清 水 清 一

令和 8 年 3 月定例町議会

(第 3 日 3 月 18 日)

令和8年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

令和8年3月18日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第29号 令和8年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 3 議第30号 令和8年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第31号 令和8年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第32号 令和8年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議第33号 令和8年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 7 議第34号 令和8年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 8 議第35号 令和8年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第36号 令和8年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議第37号 令和8年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計予算
- 日程第11 議第38号 令和8年度南伊豆町公共下水道事業会計予算
- 日程第12 議第39号 令和8年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算
- 日程第13 議第40号 令和8年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第14 各委員会の閉会中の継続調査申請書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

| | | | |
|----|----------|----|----------|
| 1番 | 安藤 広和 君 | 2番 | 岩田 稔 君 |
| 3番 | 大年 美文 君 | 4番 | 黒田 利貴男 君 |
| 5番 | 渡邊 哲 君 | 6番 | 宮田 和彦 君 |
| 7番 | 比野下 文男 君 | 8番 | 長田 美喜彦 君 |

9番 稲葉勝男君

10番 清水清一君

11番 齋藤要君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町長 | 岡部克仁君 | 教育長 | 佐野薫君 |
| 総務課長 | 勝田智史君 | 防災課長 | 高野克己君 |
| 企画課長 | 山田日好君 | 商工観光課長 | 高橋健一君 |
| 町民課長 | 土屋秀久君 | 健康増進課長 | 宮本利江君 |
| 福祉介護課長 | 平山貴広君 | 教育委員会 教務局長 | 山口一実君 |
| 生活環境課長 | 廣田哲也君 | 農林水産 振興係長 | 白井秀治君 |
| 会計管理者 | 菰田一郎君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤由紀子 係長 勝田恵子

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（比野下文男君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和8年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議に先立ち、渡邊副町長は、所要のため本日の会議を欠席することを報告します。

また、地域整備課長は、所要のため農林水産振興係長が説明員として出席しますことを報告します。

◎議事日程説明

○議長（比野下文男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（比野下文男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 稲葉勝男君

10番議員 清水清一君

◎議第29号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） これより議案審議に入ります。

議第29号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 黒田利貴男君登壇〕

○予算決算常任委員長（黒田利貴男君） おはようございます。

予算決算常任委員会委員長の黒田です。

本委員会に付託された議第29号 令和8年度南伊豆町一般会計予算について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員及び審査中にあった質疑または意見要望事項については、記載のとおりです。

なお、他の付託件目についても同様に記載のとおりですので、以降、省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第29号 令和8年度南伊豆町一般会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（比野下文男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第29号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第30号～議第32号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第30号、議第31号及び議第32号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 黒田利貴男君登壇〕

○予算決算常任委員長（黒田利貴男君） 本委員会に付託された議第30号から議第32号までの令和8年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第30号から朗読します。

議第30号 令和8年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第31号 令和8年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第32号 令和8年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（比野下文男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第30号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、議第31号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、議第32号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第30号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第31号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第32号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第33号～議第36号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第33号、議第34号、議第35号及び議第36号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 黒田利貴男君登壇〕

○予算決算常任委員長（黒田利貴男君） 本委員会に付託されました議第33号から議第36号までの令和8年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第33号から朗読します。

議第33号 令和8年度南伊豆町南上財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のと

おり可決することに決定。

議第34号 令和8年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第35号 令和8年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第36号 令和8年度南伊豆町土地取得特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（比野下文男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第33号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、議第34号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、議第35号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、議第36号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第33号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第34号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第35号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第36号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第36号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第37号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第37号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 黒田利貴男君登壇〕

○予算決算常任委員長（黒田利貴男君） 本委員会に付託された議第37号 令和8年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、

会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第37号 令和8年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（比野下文男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第37号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第38号～議第40号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（比野下文男君） 議第38号、議第39号及び議第40号を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 黒田利貴男君登壇〕

○予算決算常任委員長（黒田利貴男君） 本委員会に付託されました議第38号から議第40号までの令和8年度南伊豆町各事業会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。
議事件目、付託件目、議第38号から朗読します。

議第38号 令和8年度南伊豆町公共下水道事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第39号 令和8年度南伊豆町漁業集落排水事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第40号 令和8年度南伊豆町水道事業会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

以上です。

○議長（比野下文男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第38号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、議第39号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、議第40号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（比野下文男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第38号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第39号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第40号議案は委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（比野下文男君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申請書

○議長（比野下文男君） 日程第14を議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（比野下文男君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（比野下文男君） 本日の議事件目を終了しましたので、議会を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和8年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

閉会 午前 9時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 比 野 下 文 男

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 清 水 清 一